

原子力発第20205号  
令和2年 9月18日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和元年6月25日付、原子力発第19095号（令和元年7月12日付、原子力発第19155号および令和元年11月27日付、原子力発第19301号により一部補正）をもって変更認可申請しました、伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文および別添（伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表）について、次のとおり補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・別添（伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表）を添付2のとおり補正する。（ただし、下線は含まない。）

以 上

## 1. 変更の内容

昭和51年10月5日付51安(原規)第97号で認可を受け、昭和52年9月30日付52安(原規)第284号、昭和53年11月28日付53安(原規)第350号、昭和54年6月22日付54資庁第8354号、昭和54年8月7日付54資庁第10466号、昭和56年6月8日付56資庁第6243号、昭和56年8月20日付56資庁第10448号、昭和57年2月26日付57資庁第2530号、昭和57年3月18日付57資庁第4107号、昭和57年7月31日付57資庁第10881号、昭和58年7月20日付58資庁第10709号、昭和59年2月29日付59資庁第1457号、昭和60年3月25日付60資庁第2957号、昭和60年7月25日付60資庁第8721号、昭和61年5月17日付61資庁第6686号、平成元年3月31日付元資庁第3505号、平成元年12月26日付元資庁第15283号、平成2年3月23日付2資庁第1878号、平成4年1月16日付3資庁第11737号、平成5年7月27日付5資庁第8295号、平成5年12月22日付5資庁第13462号、平成6年4月19日付6資庁第2571号、平成6年11月28日付6資庁第13361号、平成8年2月20日付7資庁第15247号、平成8年5月21日付8資庁第4967号、平成8年10月11日付8資庁第9986号、平成9年7月23日付平成09・06・30資第11号、平成12年5月24日付平成12・05・11資第1号、平成13年1月5日付平成12・09・20資第4号、平成13年2月23日付平成13・02・16原第4号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第10号、平成13年9月17日付平成13・08・24原第3号、平成13年10月29日付平成13・10・15原第3号、平成14年4月10日付平成14・04・03原第5号、平成14年6月5日付平成14・05・23原第7号、平成14年10月22日付平成14・09・30原第13号、平成15年2月21日付平成15・01・29原第2号、平成15年12月18日付平成15・11・17原第20号、平成16年5月10日付平成15・12・19原第33号、平成16年8月10日付平成16・07・09原第22号、平成17年2月18日付平成17・01・17原第12号、平成17年9月28日付平成17・09・14原第2号、平成18年2月22日付平成18・01・19原第9号、平成19年2月16日付平成19・01・29原第11号、平成19年12月13日付平成19・09・28原第37号、平成19年12月13日付平成19・11・30原第16号、平成20年8月22日付平成20・07・11原第18号、平成20年12月12日付平成20・10・31原第8号、平成21年3月2日付平成21・02・09原第33号、平成21年4月20日付平成21・03・26原第2号、平成21年9月15日付平成21・09・09原第11号、平成22年2月8日付平成22・01・18原第3号、平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号、平成23年5月6日付平成23・04・08原第30号、平成23年5月11日付平成23・04・25原第7号、平成24年3月15日付平成23・03・11原第6号、平成24年9月6日付20120820原第24号、平成25年6月25日付原管P発第1306251号、平成27年2月2日付原規規発第1502021号、平成28年3月24日付原規規発第16032417号、平成28年4月19日付原規規発第1604191号、平成28年8月1日付原規規発第1608014号、平成29年2月10日付原規規発第17021011号、平成29年6月28日付原規規発第1706283号、平成29年11月27日付原規規発第1711275号、平成30年5月21日付原規規発第1805218号、平成30年12月17日付原規規発第1812178号、平成31年2月13日付原規規発第1902133号、令和元年6月4日付原規規発第1906047号、令和元年7月5日付原規規発第1907056号、令和2年3月31日付原規規発第2003313号、令和2年9月17日付原規規発

第2009177号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述を，別添の伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線は含まない。）

別添 伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (<u>2号炉</u>および3号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の<u>33</u>第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また、運転段階にある伊方発電所2号炉および3号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p style="text-align: center;">第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の<u>34</u>第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また、運転段階にある伊方発電所3号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(目的) 第1条 この規定第1編(第1編において、以下「本編」という。)は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定にもとづき、運転段階の伊方発電所2号炉および3号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定第1編(第1編において、以下「本編」という。)は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定にもとづき、運転段階の伊方発電所3号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>伊方発電所2号炉 発電用原子炉施設 の廃止措置を実施 するための変更</p>

備考	変更後	変更前
<p>本頁変更なし</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>(中略)</p>

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

3条 4.2.1 の分類	3条	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
	4.1	品質マネジメントシステム に係る要求事項	品質保証規程 品質保証基準	原子力本部長 社長	原子力本部長 社長
4.2.1 一般	4.2.1 一般	品質保証規程 品質保証基準	社長	品質保証規程 品質保証基準	社長
4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	品質保証規程 (132) 品質保証基準 (132)	社長	書類等管理標準 (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長 社長
4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	品質保証基準 (132)	原子力本部長	設計/調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長 社長
5.1 経営責任者の原子力の安全 のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全 のためのリーダーシップ	品質保証規程 (132)	社長	品質保証規程 (132)	社長
5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	品質保証規程 (202, 119)	社長	品質保証規程 (202, 119)	社長
5.3 品質方針	5.3 品質方針	品質保証規程 (202, 119)	社長	品質保証規程 (202, 119)	社長
5.4 計画	5.4 計画	品質保証規程 (202) 品質保証基準 (202, 119)	社長 原子力本部長	品質保証規程 (202) 品質保証基準 (202, 119)	社長 原子力本部長
5.5.1 責任および権限	5.5.1 責任および権限	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証規程 (4, 5)	社長
5.5.2 品質マネジメントシステム 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム 管理責任者	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長
5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証規程 (4, 5)	社長
5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	品質保証基準 (6, 7)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 (4, 5) 内部品質監査要領 (132)	品質保証委員会運営要領 (4, 5) 内部品質監査要領 (132)
				原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証総括内規 設計管理内規	原子力本部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

3条 4.2.1 の分類	3条	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
	4.1	品質マネジメントシステム に係る要求事項	品質保証規程 品質保証基準	原子力本部長 社長	原子力本部長 社長
4.2.1 一般	4.2.1 一般	品質保証規程 品質保証基準	社長	品質保証規程 品質保証基準	社長
4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	品質保証規程 (132) 品質保証基準 (132)	社長	書類等管理標準 (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長 社長
4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	品質保証基準 (132)	原子力本部長	設計/調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長 社長
5.1 経営責任者の原子力の安全 のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全 のためのリーダーシップ	品質保証規程 (132)	社長	品質保証規程 (132)	社長
5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	品質保証規程 (202, 119)	社長	品質保証規程 (202, 119)	社長
5.3 品質方針	5.3 品質方針	品質保証規程 (202, 119)	社長	品質保証規程 (202, 119)	社長
5.4 計画	5.4 計画	品質保証規程 (202) 品質保証基準 (202, 119)	社長 原子力本部長	品質保証規程 (202) 品質保証基準 (202, 119)	社長 原子力本部長
5.5.1 責任および権限	5.5.1 責任および権限	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証規程 (4, 5)	社長
5.5.2 品質マネジメントシステム 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム 管理責任者	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長
5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証規程 (4, 5)	社長
5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	5.5.4 組織の内部の情報伝達の伝達	品質保証基準 (6, 7)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 (4, 5) 内部品質監査要領 (132)	品質保証委員会運営要領 (4, 5) 内部品質監査要領 (132)
				原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証総括内規 設計管理内規	原子力本部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

備考  
本頁変更なし



表1 つぎ

3条	4.2.1	3条の要求事項	d)	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定
				品質保証規程(202)	原子力本部長	
5.6		マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(202)	社内	-
6.2	d)	要員の力量の確保および教育訓練	d)	品質保証規程(4.5) 品質保証基準 (4.5, 8.02.9, 9.02)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子力施設の高経年化対策検討要領(11904) 高経年化対策検討標準(11904) 新発見情報等の収集及び分析・評価標準(170202, 1703) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(130, 131) 内部品質監査要領
6.1	d)	資源の確保	d)	品質保証規程(202)	社長	内部品質監査要領
7.1	d)	個別業務に必要なプロセスの計画	d)	品質保証基準 (202, 119, 133)	原子力本部長	運転総括内規 (12~1708, 1802~92, 96, 99, 100, 101, 119, 122, 125, 128, 130~133) 燃料管理内規 (33, 40, 69, 71, 72, 74, 77, 79~84, 93~98, 99, 9904) 炉心管理内規(19~26, 28~34, 49) 放射線管理総括内規 (1202, 13, 16, 17, 170202, 1703, 84, 99~9903, 100~102, 104~117, 119) 施設管理内規(1202, 13, 16, 22, 24, 33, 35, 43~48, 51, 55, 56, 58, 60~63, 69, 70, 75, 84, 119)
7.2	d)	個別業務等要求事項に関するプロセス	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.5	d)	個別業務の管理	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.6	d)	監視測定のための設備	d)		原子力本部長	原子力本部長
8.2.3	d)	プロセスの監視測定	d)		原子力本部長	原子力本部長
8.2.4	d)	機器等の検査等	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.3	d)	設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準(96, 119) 設計/調達管理標準(原子力発電所)(119) 設計管理内規(119)

表1 つぎ

3条	4.2.1	3条の要求事項	d)	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定
				品質保証規程(202)	原子力本部長	
5.6		マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(202)	社内	-
6.2	d)	要員の力量の確保および教育訓練	d)	品質保証規程(4.5) 品質保証基準 (4.5, 8.02.9, 9.02)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子力施設の高経年化対策検討要領(11904) 高経年化対策検討標準(11904) 新発見情報等の収集及び分析・評価標準(170202, 1703) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(130, 131) 内部品質監査要領
6.1	d)	資源の確保	d)	品質保証規程(202)	社長	内部品質監査要領
7.1	d)	個別業務に必要なプロセスの計画	d)	品質保証基準 (202, 119, 133)	原子力本部長	運転総括内規 (12~1706, 1802~92, 96, 99, 100, 101, 119, 122, 125, 128, 130~133) 燃料管理内規 (33, 40, 69, 71, 72, 74, 77, 79~84, 93~98, 99, 9904) 炉心管理内規(19~26, 28~34, 49) 放射線管理総括内規 (1202, 13, 16, 17, 170202, 1703, 84, 99~9903, 100~102, 104~117, 119) 施設管理内規(1202, 13, 16, 22, 24, 33, 35, 43~48, 51, 55, 56, 58, 60~63, 69, 70, 75, 84, 119)
7.2	d)	個別業務等要求事項に関するプロセス	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.5	d)	個別業務の管理	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.6	d)	監視測定のための設備	d)		原子力本部長	原子力本部長
8.2.3	d)	プロセスの監視測定	d)		原子力本部長	原子力本部長
8.2.4	d)	機器等の検査等	d)		原子力本部長	原子力本部長
7.3	d)	設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準(96, 119) 設計/調達管理標準(原子力発電所)(119) 設計管理内規(119)

備考

伊方発電所2号炉廃電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

表1つぎ

3条の要求事項	4.2.1	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
	3条 の分類				
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善 組織の外部の者の意見	d)	品質保証基準	原子力本部長		-
8.2.1 継続的な改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
8.2.3 フロセスの監視測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子力施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領(119の4) 高経年化対策検討標準(119の4) 新見情報等の収集及び分析・評価標準(170202,1703) 確率論的リスク評価内規 改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規(119の2,119の3)	発電所長
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準(133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領(133) 非常事態対策要領(133) 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.4 フェームの分析および評価	d)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 発電所長

表1つぎ

3条の要求事項	4.2.1	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
	3条 の分類				
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善 組織の外部の者の意見	d)	品質保証基準	原子力本部長		-
8.2.1 継続的な改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
8.2.3 フロセスの監視測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子力施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領(119の4) 高経年化対策検討標準(119の4) 新見情報等の収集及び分析・評価標準(170202,1703) 確率論的リスク評価内規 改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規(119の2,119の3)	発電所長
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準(133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領(133) 非常事態対策要領(133) 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.4 フェームの分析および評価	d)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 土木建築部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 発電所長

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下,本  
頁において同じ)

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、工程管理課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、<u>3号炉</u>について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、<u>3号炉</u>について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、<u>2号炉</u>について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、<u>炉心の管理および燃料の管理</u>ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに<u>3号炉</u>について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、工程管理課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、<u>3号炉</u>について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、<u>3号炉</u>について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、<u>2号炉</u>について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、<u>炉心の管理および燃料の管理</u>ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに<u>3号炉</u>について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、<u>3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>22 訓練計画課長は、<u>3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、<u>3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、</u>非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>39 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、<u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>22 訓練計画課長は、<u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、<u>原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</u></p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、<u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、</u>非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>39 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉）</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時（3号炉）、火山影響等発生時（3号炉）、その他自然災害発生時等（3号炉）および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉）</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考																																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。</p> <p>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。</p> <p>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</p>	<p>本頁変更なし</p>																																																				
<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条 (運転員等の確保)</td> <td>第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)</td> <td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第92条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第96条 (燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第104条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第130条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第131条 協力会社従業員への保安教育</td> <td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条 (運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築	第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第96条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画	第104条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画	<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条 (運転員等の確保)</td> <td>第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)</td> <td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第92条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第96条 (燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第104条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第130条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第131条 協力会社従業員への保安教育</td> <td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条 (運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築	第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第96条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画	第104条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画	
条 文	内 容																																																					
第12条 (運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築																																																					
第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																					
第96条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画																																																					
第104条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					
条 文	内 容																																																					
第12条 (運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第7項および第8項に定める体制の構築																																																					
第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																					
第96条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画																																																					
第104条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					

変更前		変更後		備考
表9-2	条文	内容	条文	
第17条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	伊方発電所2号炉 発電用原子炉施設 の廃止措置を実施 するための変更
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果	
第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果	第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果	
第17条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	
第17条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第17条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	
第17条の7 (地震・火災等発生時の措置)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第84条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	
第84条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第87条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	
第87条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第88条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行	
第88条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置	第90条 (異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置	
第90条 (異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置	第91条 (異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	
第91条 (異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	第96条 (燃料の取替等)	第2項および第4項に定める取替炉心の安全性の評価結果	
第96条 (燃料の取替等)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第133条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
第133条 (報告)	第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第90条 (異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置	

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記</th> <th>録</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電日誌等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 熱出力</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 冷却材入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 冷却材出口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 冷却材流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 制御棒位置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 再結合装置内の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉内における燃料体の配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 運転開始前の点検結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 運転停止後の点検結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 引継簿</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の実施報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記	録	項	目	1. 発電日誌等				(1) 熱出力				(2) 炉心の中性子束密度				(3) 炉心の温度				(4) 冷却材入口温度				(5) 冷却材出口温度				(6) 冷却材圧力				(7) 冷却材流量				(8) 制御棒位置				(9) 再結合装置内の温度				(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量				2. 燃料に係る記録				(1) 原子炉内における燃料体の配置				(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置				(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量				3. 点検報告書				(1) 運転開始前の点検結果				(2) 運転停止後の点検結果				4. 引継簿				5. 放射線管理に係る記録				(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率				(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度				(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況				6. 放射性廃棄物管理に係る記録				(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度				(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法				(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法				(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路				7. 原子炉施設の巡視または点検の結果				8. 保安教育の実施報告書				<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記</th> <th>録</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電日誌等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 熱出力</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 冷却材入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 冷却材出口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 冷却材流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 制御棒位置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 再結合装置内の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉内における燃料体の配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 運転開始前の点検結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 運転停止後の点検結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 引継簿</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の実施報告書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記	録	項	目	1. 発電日誌等				(1) 熱出力				(2) 炉心の中性子束密度				(3) 炉心の温度				(4) 冷却材入口温度				(5) 冷却材出口温度				(6) 冷却材圧力				(7) 冷却材流量				(8) 制御棒位置				(9) 再結合装置内の温度				(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量				2. 燃料に係る記録				(1) 原子炉内における燃料体の配置				(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置				(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量				3. 点検報告書				(1) 運転開始前の点検結果				(2) 運転停止後の点検結果				4. 引継簿				5. 放射線管理に係る記録				(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率				(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度				(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況				6. 放射性廃棄物管理に係る記録				(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度				(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法				(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法				(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路				7. 原子炉施設の巡視または点検の結果				8. 保安教育の実施報告書				<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>
記	録	項	目																																																																																																																																																																																																																																																							
1. 発電日誌等																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 熱出力																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 炉心の中性子束密度																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 炉心の温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(4) 冷却材入口温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(5) 冷却材出口温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(6) 冷却材圧力																																																																																																																																																																																																																																																										
(7) 冷却材流量																																																																																																																																																																																																																																																										
(8) 制御棒位置																																																																																																																																																																																																																																																										
(9) 再結合装置内の温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量																																																																																																																																																																																																																																																										
2. 燃料に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 原子炉内における燃料体の配置																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量																																																																																																																																																																																																																																																										
3. 点検報告書																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 運転開始前の点検結果																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 運転停止後の点検結果																																																																																																																																																																																																																																																										
4. 引継簿																																																																																																																																																																																																																																																										
5. 放射線管理に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況																																																																																																																																																																																																																																																										
6. 放射性廃棄物管理に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法																																																																																																																																																																																																																																																										
(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路																																																																																																																																																																																																																																																										
7. 原子炉施設の巡視または点検の結果																																																																																																																																																																																																																																																										
8. 保安教育の実施報告書																																																																																																																																																																																																																																																										
記	録	項	目																																																																																																																																																																																																																																																							
1. 発電日誌等																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 熱出力																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 炉心の中性子束密度																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 炉心の温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(4) 冷却材入口温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(5) 冷却材出口温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(6) 冷却材圧力																																																																																																																																																																																																																																																										
(7) 冷却材流量																																																																																																																																																																																																																																																										
(8) 制御棒位置																																																																																																																																																																																																																																																										
(9) 再結合装置内の温度																																																																																																																																																																																																																																																										
(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量																																																																																																																																																																																																																																																										
2. 燃料に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 原子炉内における燃料体の配置																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量																																																																																																																																																																																																																																																										
3. 点検報告書																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 運転開始前の点検結果																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 運転停止後の点検結果																																																																																																																																																																																																																																																										
4. 引継簿																																																																																																																																																																																																																																																										
5. 放射線管理に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況																																																																																																																																																																																																																																																										
6. 放射性廃棄物管理に係る記録																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法																																																																																																																																																																																																																																																										
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法																																																																																																																																																																																																																																																										
(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路																																																																																																																																																																																																																																																										
7. 原子炉施設の巡視または点検の結果																																																																																																																																																																																																																																																										
8. 保安教育の実施報告書																																																																																																																																																																																																																																																										



変更前	変更後	備考						
<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するた めに原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主 電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="577 350 655 1528"> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>3号炉 13ヶ月</td> </tr> </table>	原子炉の運転期間	3号炉 13ヶ月	<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するた めに原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主 発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="577 1587 655 2766"> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>2号炉 13ヶ月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉 13ヶ月</td> </tr> </table>	原子炉の運転期間	2号炉 13ヶ月		3号炉 13ヶ月	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>
原子炉の運転期間	3号炉 13ヶ月							
原子炉の運転期間	2号炉 13ヶ月							
	3号炉 13ヶ月							

変更前	変更後	備考
<p><b>(運転員等の確保)</b></p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたり第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長<sup>※1</sup>とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていると判断した場合、速やかに、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者に、表12-1（3号炉）を除き、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 訓練計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていると判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>7 発電課長は、第5項を受け、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 訓練計画課長は、第6項を受け、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>9 発電課長および安全技術課長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>10 所長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中の原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）</p>	<p><b>(運転員等の確保)</b></p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたり第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていると判断した場合、速やかに、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者に、表12-1（3号炉）を除き、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 訓練計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていると判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていると判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>7 発電課長は、第5項を受け、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1（3号炉）に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 訓練計画課長は、第6項を受け、力量が確保できていると判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>9 発電課長および安全技術課長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>10 所長は、表12-1（3号炉）および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中の原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前		変更後		備考
表12-1				
1. 2号炉				
		2号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)		伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)
モード1, 2, 3および4の場合		5名以上 (当直長を含む)		
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合		3名以上 (当直長を含む)		
2. 3号炉				
モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合		3号炉 10名以上 (当直長を含む)		伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)
モード4(余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合		8名以上 (当直長を含む)		
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		5名以上 (当直長を含む)		
表12-2				
モード1, 2, 3および4の場合		2号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)		伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合		3名以上 (当直長または副当直長を含む班長以上)		
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		2名以上 (班長以上)		
表12-3				
モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		3号炉 22名以上		伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)
		22名以上		
		22名以上		

表12-1

モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上 (当直長を含む)
モード4(余熱除去系が熱除去のために使用されている期間), 5および6の場合	8名以上 (当直長を含む)
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上 (当直長を含む)

表12-2

モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2名以上 [当直長または副当直長を含む班長以上]
---	-----------------------------

表12-3

モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	22名以上
---	-------

変更前	変更後	備考
<p>(<b>巡視点検</b>)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。（以下、本条において同じ。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却系統施設</li> <li>(2) 制御材駆動施設</li> <li>(3) 電源、給排水および排気施設</li> </ol> <p>2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間<sup>※1</sup>毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間<sup>※1</sup>毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができ、ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査時毎に実施する。</p>	<p>(<b>巡視点検</b>)</p> <p>第13条 当直長（1号炉および2号炉の当直長を含む）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。ただし、1号炉および2号炉の当直長は、1号炉、2号炉および3号炉共用の原子炉施設の巡視点検に限る。実施においては、第119条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却系統施設</li> <li>(2) 制御材駆動施設</li> <li>(3) 電源、給排水および排気施設</li> </ol> <p>2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間<sup>※1</sup>毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間<sup>※1</sup>毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができ、ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査時毎に実施する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理に関する内規の作成)</p> <p>第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置（3号炉における誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的の実施するサーベイランスに関する事項</li> </ol>	<p>(運転管理に関する内規の作成)</p> <p>第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置（誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的の実施するサーベイランスに関する事項</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(引 継) 第15条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、発電日誌および引継簿を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>(引 継) 第15条 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)は、その業務を次直の当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)に引き継ぐ際には、発電日誌および引継簿を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること<sup>※2</sup></p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<sup>と判断した場合</sup>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、<u>3号炉</u>においては火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下、本条において同じ。）</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること<sup>※2</sup></p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<sup>と判断した場合</sup>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下、本条において同じ。）</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備 (3号炉))</p> <p>第17条の2 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前	変更後	備考
<p>(<u>火山影響等発生時の体制の整備（3号炉）</u>)</p> <p>第17条の2の2 3号炉について、防災課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備<sup>※1</sup>として、次の事項を含む計画を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</li> <li>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</li> <li>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること</li> <li>(4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</li> <li>(b) (a)項に掲げるもののほか、代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</li> <li>(c) (b)項に掲げるもののほか、交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</li> </ol> </li> </ol> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火山影響等発生時に、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5 発電管理部長は、火山現象に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>(<u>火山影響等発生時の体制の整備</u>)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</li> <li>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</li> <li>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること</li> <li>(4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</li> <li>(b) (a)項に掲げるもののほか、代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</li> <li>(c) (b)項に掲げるもののほか、交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</li> </ol> </li> </ol> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火山影響等発生時に、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5 発電管理部長は、火山現象に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備 (3号炉))</p> <p>第17条の3 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があること判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5 発電管理部長は、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があること判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5 発電管理部長は、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(有毒ガス発生時の体制の整備 (3号炉))</p> <p>第17条の3の2 <u>3号炉について</u>、放射線・化学管理課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合 (以下「有毒ガス発生時」という。) における運転員等の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象 (降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。放射線・化学管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<sup>と判断した</sup>場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合 (以下「有毒ガス発生時」という。) における運転員等の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象 (降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。放射線・化学管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<sup>と判断した</sup>場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(資機材等の整備 (3号炉))</p> <p>第17条の4 3号炉について、各課長は、次の資機材等を配置または整備し、維持管理する。</p> <p>(1) 機械計画第二課長は、ミニローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を夜間に実施する場合に必要なる可搬型照明を整備する。また、発電課長は、全交流動力電源喪失時に運転員が操作場所までの移動に必要な照明として可搬型照明を整備する。なお、可搬型照明は、第17条の5および第17条の6で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるために必要なミニローリーを常時3台以上配備し、位置的分散を考慮して配置する。また、ミニローリーおよび燃料移送配管による燃料の輸送に関する手順を定める。</p> <p>(3) 各課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置として運転指令設備および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常発生時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備)</p> <p>第17条の4 各課長は、次の資機材等を配置または整備し、維持管理する。</p> <p>(1) 機械計画第二課長は、ミニローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を夜間に実施する場合に必要なる可搬型照明を整備する。また、発電課長は、全交流動力電源喪失時に運転員が操作場所までの移動に必要な照明として可搬型照明を整備する。なお、可搬型照明は、第17条の5および第17条の6で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるために必要なミニローリーを常時3台以上配備し、位置的分散を考慮して配置する。また、ミニローリーおよび燃料移送配管による燃料の輸送に関する手順を定める。</p> <p>(3) 各課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置として運転指令設備および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常発生時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(<u>重大事故等発生時の体制の整備（3号炉）</u>)</p> <p>第17条の5 <u>3号炉</u>について、安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を<u>行う体制の整備</u>として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること</p> <p>(2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策</p> <p>(c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策</p> <p>(d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(e) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 <u>3号炉</u>について、原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(<u>重大事故等発生時の体制の整備</u>)</p> <p>第17条の5 安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること</p> <p>(2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策</p> <p>(c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策</p> <p>(d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(e) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備 (3号炉))</p> <p>第17条の6 <u>3号炉</u>について、安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</li> <li>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う以下教育および訓練の実施に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</li> <li>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</li> <li>(c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</li> <li>(d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること</li> </ol> </li> <li>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</li> <li>(4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動</li> <li>(b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策</li> <li>(c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策</li> <li>(d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策</li> <li>(e) 放射性物質の放出を低減するための対策</li> </ol> </li> </ol> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 <u>3号炉</u>について、<u>原子力部長</u>は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備に係る実施計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</li> <li>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う以下教育および訓練の実施に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</li> <li>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</li> <li>(c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</li> <li>(d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること</li> </ol> </li> <li>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</li> <li>(4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動</li> <li>(b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策</li> <li>(c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策</li> <li>(d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策</li> <li>(e) 放射性物質の放出を低減するための対策</li> </ol> </li> </ol> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 原子力部長は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。</p> <p>6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(地震・火災等発生時の措置(2号炉))</p> <p>第17条の7 2号炉について、各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 2号炉について、各課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(電源機能等喪失時の体制の整備(2号炉))</p> <p>第17条の8 2号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車<sup>※1</sup>、ポンプ<sup>※2</sup>、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。安全技術課長または訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前	変更後	備考
<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)  第18条の2 3号炉について、発電課長は、通常時または事故時となるおそれがないように施設管理を行うRCSループドレン弁、加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドドレン弁について、定期事業者検査時に、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)  第18条の2 発電課長は、通常時または事故時となるおそれがないように施設管理を行うRCSループドレン弁、加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドドレン弁について、定期事業者検査時に、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

備考	変更後	変更前																														
	<p>(減速材温度係数) 第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。 (2) 安全技術課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。 3 安全技術課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" data-bbox="655 350 802 1537"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="1096 350 1348 1537"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間	<p>(減速材温度係数) 第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。 (2) 安全技術課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。 3 安全技術課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="688 1578 844 2766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="877 1578 1033 2766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, <math>-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C</math>以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="1096 1578 1348 2766"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間
項目	運転上の制限																															
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																														
項目	運転上の制限																															
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																															
項目	運転上の制限																															
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																														
伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更																																

変更前	変更後	備考								
<p>(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全スロークの85%に至るまでの時間）が、<u>2号炉では2.1秒以下</u>、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全スロークの85%に至るまでの時間）が、2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>								
<p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1102 341 1197 1528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能<sup>※2</sup></td> <td>(1) すべての制御棒が挿入不能<sup>※3</sup>でないこと (2) すべての制御棒が不整合<sup>※4</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち、<u>3号炉の制御棒</u>クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。  ※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同じ。)  ※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。  (以下、本条において同じ。)</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) すべての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) すべての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと	<p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1102 1587 1197 2775"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能<sup>※2</sup></td> <td>(1) すべての制御棒が挿入不能<sup>※3</sup>でないこと (2) すべての制御棒が不整合<sup>※4</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち、<u>3号炉の制御棒</u>クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。  ※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同じ。)  ※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。  (以下、本条において同じ。)</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) すべての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) すべての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと	
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) すべての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) すべての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと									
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) すべての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) すべての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと									

変更前		変更後		備考
表22-2				
表22-2	条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	<p>A.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>A.2 当直長は、モード3にする。</p>	1時間		
B. 制御棒1本が不整合である場合	<p>B.1 当直長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および</p> <p>B.2.3 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 および</p> <p>B.2.4 安全技術課長は、モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>F_{\Delta Q}(Z)</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および</p> <p>B.2.5 安全技術課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p>	<p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>2時間</p> <p>24時間 その後の1日に1回</p> <p>72時間</p> <p>5日</p>		

変更前		変更後		備考
表22-2				
表22-2	条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	<p>A.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>A.2 当直長は、モード3にする。</p>	1時間		
B. 制御棒1本が不整合である場合	<p>B.1 当直長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および</p> <p>B.2.3 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。 および</p> <p>B.2.4 安全技術課長は、モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>F_{\Delta Q}(Z)</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および</p> <p>B.2.5 安全技術課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p>	<p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>2時間</p> <p>24時間 その後の1日に1回</p> <p>72時間</p> <p>5日</p>		

本頁変更なし

変更前		変更後		備考
表22-2 つづき	表22-2 つづき			
条件	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード3にする。	C. 1 当直長は、モード3にする。	C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間
D. 2 本以上の制御棒が不整合である場合	D. 1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する または D. 1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D. 2 当直長は、モード3にする。	D. 1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する または D. 1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D. 2 当直長は、モード3にする。	D. 1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する または D. 1.2 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D. 2 当直長は、モード3にする。	1時間  1時間  12時間

本頁変更なし

変更前

(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))

第27条 モード1および2において、化学体積制御系は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。
- (2) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。
- (3) 当直長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27-2で定める頻度で確認する。
- (4) 発電課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸濃度を表27-2で定める頻度で確認する。
- 3 発電課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、ほう酸タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合、またはその他の理由により化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、本編の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。

※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。(以下、本条において同じ。)

表27-1

項目	運転上の制限
化学体積制御系※2※3	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること

※2：3号炉のほう酸ポンプおよびほう酸タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。

※3：3号炉の充てんポンプが動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。

変更後

(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))

第27条 モード1および2において、化学体積制御系は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。
- (2) 当直長は、モード1および2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。
- (3) 当直長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27-2で定める頻度で確認する。
- (4) 発電課長は、モード1および2において、ほう酸タンクのほう酸濃度を表27-2で定める頻度で確認する。
- 3 発電課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、ほう酸タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合、またはその他の理由により化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、本編の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプおよびほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。

※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。(以下、本条において同じ。)

表27-1

項目	運転上の制限
化学体積制御系※2※3	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること

※2：ほう酸ポンプおよびほう酸タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。

※3：充てんポンプが動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表27-2

項目	制限値	確認頻度
ほう素濃度	2号炉 21,000ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	3号炉 21,000ppm以上 21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	

※4：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表27-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および A.2 当直長は、充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日 (ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては第54条(ほう酸注入タンク)を参照のこと)
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日
E. 条件A, B, CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日
F. 条件B, C, DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は、モード3にする。 および F.2 当直長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに

変更後

表27-2

項目	制限値	確認頻度
ほう素濃度	21,000ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	21.4m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	

※4：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表27-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および A.2 当直長は、充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日
E. 条件A, B, CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日
F. 条件B, C, DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は、モード3にする。 および F.2 当直長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

(原子炉熱出力)

第28条 モード1において、原子炉熱出力<sup>※1</sup>は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 安全技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長に通知するとともに、当直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値<sup>※2</sup>および1時間平均値<sup>※3</sup>を確認する。  
 3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※4</sup>と判断した場合、表28-2の措置を講じる。

※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。  
 ※2：瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。  
 ※3：1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。  
 ※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28-1

1. 2号炉	項目	運転上の制限
	原子炉熱出力	1, 650MWt以下であること
2. 3号炉	項目	運転上の制限
	原子炉熱出力	2, 660MWt以下であること

表28-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

変更後

(原子炉熱出力)

第28条 モード1において、原子炉熱出力<sup>※1</sup>は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 安全技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長に通知するとともに、当直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値<sup>※2</sup>および1時間平均値<sup>※3</sup>を確認する。  
 3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※4</sup>と判断した場合、表28-2の措置を講じる。

※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。  
 ※2：瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。  
 ※3：1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。  
 ※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28-1

	項目	運転上の制限
	原子炉熱出力	2, 660MWt以下であること

表28-2

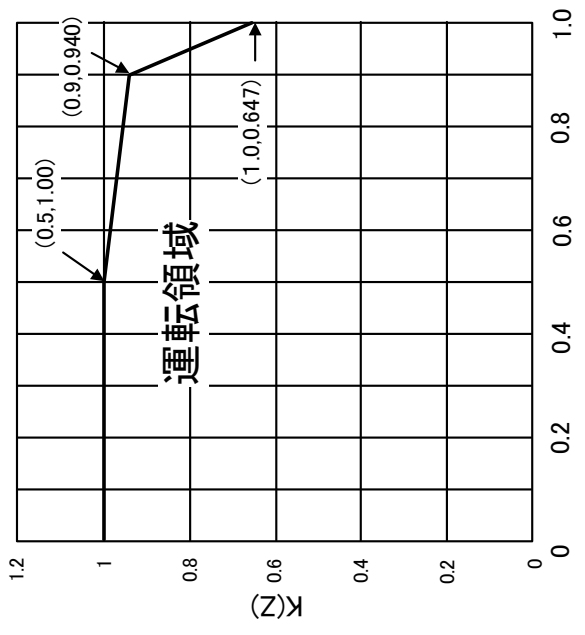
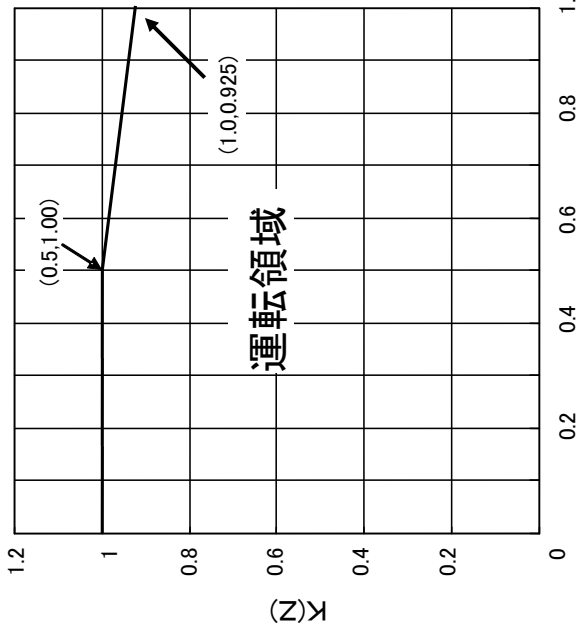
条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更



変更前	変更後	備考																		
<p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>Q</sub>(Z)))</p> <p>第29条 モード1において、F<sub>Q</sub>(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 F<sub>Q</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、安全技術課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3 安全技術課長は、F<sub>Q</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>Q</sub>(Z)))</p> <p>第29条 モード1において、F<sub>Q</sub>(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 F<sub>Q</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、安全技術課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3 安全技術課長は、F<sub>Q</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>																		
<p>表29-1</p>	<p>表29-1</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>Q</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)</math> ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>Q</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)</math> ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること											
項目	運転上の制限																			
F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること																			
項目	運転上の制限																			
F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること																			
<p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）</p>	<p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）</p>																			
<p>※2：K(Z)は、2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存するF<sub>Q</sub>制限係数（以下、本条において同じ）</p>	<p>※2：K(Z)は、図29に示す炉心高さZに依存するF<sub>Q</sub>制限係数（以下、本条において同じ。）</p>																			
<p>表29-2</p>	<p>表29-2</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. F<sub>Q</sub>(Z)が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)およびF<sub>FN,ΔH</sub>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>15分  4時間  8時間  72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は、モード2にする</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. F <sub>Q</sub> (Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F <sub>Q</sub> (Z)およびF <sub>FN,ΔH</sub> が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	15分  4時間  8時間  72時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. F<sub>Q</sub>(Z)が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F<sub>Q</sub>(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)およびF<sub>FN,ΔH</sub>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>15分  4時間  8時間  72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は、モード2にする</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. F <sub>Q</sub> (Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F <sub>Q</sub> (Z)およびF <sub>FN,ΔH</sub> が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	15分  4時間  8時間  72時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	
条件	要求される措置	完了時間																		
A. F <sub>Q</sub> (Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F <sub>Q</sub> (Z)およびF <sub>FN,ΔH</sub> が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	15分  4時間  8時間  72時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. F <sub>Q</sub> (Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は、F <sub>Q</sub> (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は、炉内出力分布測定を行い、F <sub>Q</sub> (Z)およびF <sub>FN,ΔH</sub> が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	15分  4時間  8時間  72時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間																		

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="220 2686 262 2804">図29-1</p> <p data-bbox="262 2656 304 2804">〔2号炉〕</p>  <p data-bbox="934 2686 976 2804">図29-2</p> <p data-bbox="976 2656 1018 2804">〔3号炉〕</p> 	<p data-bbox="262 1469 304 1558">削除</p>	<p data-bbox="220 74 262 311">伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前

(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ( $F_{\Delta H}^N$ ))

- 第30条 モード1において、 $F_{\Delta H}^N$ は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2  $F_{\Delta H}^N$ が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、安全技術課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ を確認する。  
 3 安全技術課長は、 $F_{\Delta H}^N$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。

表30-1

1. 2号炉	項 目	運転上の制限
	$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{**1}))$ 以下であること
※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）		
2. 3号炉	項 目	運転上の制限
	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{**1}))$ 以下であること

変更後

(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ( $F_{\Delta H}^N$ ))

- 第30条 モード1において、 $F_{\Delta H}^N$ は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2  $F_{\Delta H}^N$ が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、安全技術課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ を確認する。  
 3 安全技術課長は、 $F_{\Delta H}^N$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。

表30-1

項 目	運転上の制限
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{**1}))$ 以下であること

※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表30-2

条件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	<p>A.1.1 当直長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および A.1.2.2 計装計画課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.2 安全技術課長は、炉内出力分布測定を実施し、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>\beta_{eff}</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A.3 安全技術課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>\beta_{eff}</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する※3。</p>	<p>4時間 4時間 8時間 24時間</p>
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする。	12時間

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならぬ。

※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

変更後

表30-2

条件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	<p>A.1.1 当直長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および A.1.2.2 計装計画課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直長に通知する。 および A.2 安全技術課長は、炉内出力分布測定を実施し、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>\beta_{eff}</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A.3 安全技術課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、<math>F_{\Delta H}^N</math>および<math>\beta_{eff}</math>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する※3。</p>	<p>4時間 4時間 8時間 24時間</p>
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする。	12時間

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならぬ。

※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考				
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉保護系計装</li> <li>(2) 工学的安全施設等作動計装</li> <li>(3) 事故時監視計装</li> <li>(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装</li> <li>(5) 中央制御室換気系隔離計装</li> <li>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</li> <li>(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装</li> </ol> <p>2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全技術課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また、安全技術課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> </ol> <p>3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉保護系計装</li> <li>(2) 工学的安全施設等作動計装</li> <li>(3) 事故時監視計装</li> <li>(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装</li> <li>(5) 中央制御室換気系隔離計装</li> <li>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</li> <li>(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装</li> </ol> <p>2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全技術課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また、安全技術課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> </ol> <p>3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>本頁変更なし</p>				
<p>表33-1</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="934 53 976 1261">項目</th> <th data-bbox="934 1261 976 2798">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 53 1018 1261">第1項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="976 1261 1018 2798">表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること
項目	運転上の制限					
第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること					
<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。</p>						

表33-2 (1)原子炉保護系計装 (2号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャーン条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項						
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当					
1. 原子炉保護系論理回路	2号炉 —	モード1および2	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長					
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合						B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間	機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に1系) 続つ	計装計画課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合						C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間	機能の確認を行う。	48時間	定期事業者 検査時	計装計画課長						
		B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合							B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間	機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に1系) 続つ	計装計画課長	
		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合							C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間				

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ)

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下、本条において同じ)

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	2号炉	—				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ	2号炉	—	モード1および2	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
						A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	12時間 13時間			
						A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
						B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			



変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル条件
	高設定	2号炉			
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>**4</sup>	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>**4</sup>	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合  A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※4：検出器特性検査時，炉内外核計装照校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5：検出器特性検査時，炉内外核計装照校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認すること，および，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ）

確認事項		項目	頻度	担当
要求される措置	完了時間			
ネル・系統数を満足できない場合の措置		設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**5</sup>	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内にその後の1日に1回	当直長
B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**5</sup>	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 <sup>**6</sup> する。	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間			

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤンシステム数	所要チャヤン条件
	2号炉	2号炉			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の+11%以下	モード1および2	4 <sup>**7</sup>	A. 1 チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の-11%以上	モード1および2	4 <sup>**7</sup>	A. 1 チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満)	2 <sup>**9</sup>	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合
			および2 (P-6以上)		
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1 または2 チャヤンネルが動作不能である場合

※7：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時には，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※8：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時には，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャヤンネルが動作可能であることを条件に，2時間以内に，1チャヤンネルをバイパスすることができるとができる。この場合，バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

要求される措置		完了時間		確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	項目	担当	項目
A. 1 計装計画課長は，当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**8</sup>		6時間	定期事業者検査時	設定値確認および機能の確認を行う。	計装計画課長	設定値確認および機能の確認を行う。
B. 1 当直長は，モード3にする。		12時間		動作不能でないことを指示値により確認する	当直長	
A. 1 計装計画課長は，当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**8</sup>		6時間				
B. 1 当直長は，モード3にする。		12時間				
A. 1 当直長は，P-6未満にする。 または A. 2 当直長は，P-10以上にする。		2時間	定期事業者検査時	設定値確認および機能の確認を行う。	計装計画課長	設定値確認および機能の確認を行う。
B. 1 当直長は，1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B. 2 当直長は，P-6未満にする。		2時間	1日に1回			
A. 1 計装計画課長は，当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。		P-6を超えるまでに				

変更後

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル条件				
	2号炉	2号炉							
6. 線源領域中性子束高	2×10 <sup>5</sup> cps以下	モード2 (P-6未満)	2 <sup>※10</sup>	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 2 チャネルが動作不能である場合	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 2 チャネルが動作不能である場合				
						原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4 および5	※10 2	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2 チャネルが動作不能である場合	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2 チャネルが動作不能である場合

※10: 「中間領域中性子束高」 2 チャネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2 チャネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。

※11: 「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャネルが動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 チャネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回 ただし、適用モード6 (燃料移動中) の場合は、12時間間に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間間に1回			

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ システム数	所要チャヤン ンネル 条件	確認事項			
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当	
6. 線源領域中性子束高 つづき	2号炉 $2 \times 10^5$ cps以下	原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合のモード6	1 監視機能のみ	A. すべてのチャヤンネルが動作不能である場合	ネル・系統数を満足できない場合の措置	速やかに		
		原子炉格納容器内の燃料移動中の場合のモード6	2 監視機能のみ	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合  B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合	要求される措置 A. 1 当直長は、1次冷却材中の燃料の移動を中止する。 ※12※13 および A. 2 当直長は、1次冷却材中の燃料の移動を中止する。 B. 1 当直長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 ※12※14 および B. 2 計装計画課長は、1チャヤンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1次冷却材中の燃料の移動を中止する。 および B. 4 当直長は、1次冷却材中の燃料の移動を満足していることを確認する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに  速やかに  4時間 その後の12時間に1回		

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中の燃料の濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。  
 ※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中の燃料の濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。



変更後

備考  
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル条件
	2号炉	2号炉			
7. 1次冷却材可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを）除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを）除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
8. 加圧器圧力	低	12. 84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを）除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	高	16. 61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを）除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

要求される措置		完了時間	確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	安全技術課長 および 計装計画課長	
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	安全技術課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長	
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長	
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長	

※15：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※16：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン システム数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	2号炉	計器スパンの92%以下				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
9. 加圧器水位高			モード1 (P-7以上)	4 <sup>*17</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未滿にする。	12時間		1日に1回	当直長
10. 1次冷却材 流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループあたり <sup>*17</sup> 4	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-8未滿にする。	12時間		1日に1回	当直長	
11. 1次冷却材ポンプ 母線電圧低	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未滿)	1ループあたり <sup>*17</sup> 4	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未滿にする。	12時間				
		定格電圧の65%以上	モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未滿にする。	12時間			計装計画課長

※17：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※18：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件
	2号炉	57Hz以上			
12. 1次冷却材ポンプ 母線周波数低	1台開	—	モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2台開	—	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1次冷却 材ポンプ 1台あた り1	A. 1チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
14. 蒸気発生器水位異常低	—	計器スパンの11%以上	モード1および モード2	1基あた り4 <sup>※19</sup>	A. 1チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能 である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※19：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

要求される措置		確認事項		
完了時間	項目	頻度	担当	項目
6時間	設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長	設定値確認を実施す る。
12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	機能の確認を行う。
6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	機能の確認を行う。
12時間	機能の確認を行う。	1日に1回	当直長	動作不能でないことを 指示値により確認する

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	タービン オートストップ油 圧低	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
15. タービン トリップ	タービン オートストップ油 圧低	0.25MPa [gage]以上	モード1 (P-7以上)	3	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	主蒸気止 め弁閉	—	モード1 (P-7以上)	2	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
16. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1およ び2	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	17. 地震加速度大	水平地震	原子炉補助建家 地下1階床 (EL. 4.2m) 180Gal以下	モード1およ び2	3	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時
鉛直地震		原子炉補助建家 地下1階床 (EL. 4.2m) 90Gal以下		3						



変更後

備考  
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条件	確認事項			
	2号炉	2号炉				項目	頻度	担当	
18. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>*21</sup> B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. P-7	d. 項およびe. 項参照		モード1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間 12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10%		モード1 (P-13以上)	3	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長

※21：表33-2のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-2 (2)原子炉保護系計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤ ン条件
	3号炉			
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※22</sup>	-	モード1および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※22</sup>	-	原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	4系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	1時間	機能の確認を行う。 残りのシステムが動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	計装計画課長
C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	48時間			
B. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	48時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			

※22：モード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表33-2 原子炉保護系計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル	
				条件	要件
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※3</sup>	-	モード1および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	
				C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達しない場合	
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※3</sup>	-	原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	完了時間
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	
				C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達しない場合	

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ。)

※3：モード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという。(以下、本条において同じ。)

項目	頻度	確認事項	
		担当	項目
機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	要求される措置
機能の確認が動作可能な状態においては、機能確認のためのパイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	計装計画課長	完了時間
			A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認 <sup>※4</sup> のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。
			B. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。
			C. 1 当直長は、モード3にする。
			A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認 <sup>※4</sup> のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。
			B. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。
			C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

表33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ <sup>**23</sup>	3号炉 —	モード1および2	2	A. 1 チャネルが動作不能である場合	48時間	計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
		原子炉トリップし、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2	A. 1 チャネルが動作不能である場合	48時間	計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	当直長は、原子炉トリップし、断器を開く。			

※23：モード1および2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤ ンネル・ 系統数	所要チャヤ ン	
				条 件	件
2. 手動原子炉トリップ <sup>※5</sup>	-	モード1および2	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
		原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	

※5：モード1および2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

要求される措置	完了時間	確認事項		
		項目	頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置		機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	12時間 13時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）

表33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条件	確認事項		
	高設定	3号炉				項目	頻度	担当
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>※24</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>※24</sup>	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合  A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	原子炉熱出力と出力領 域中性子束計装の指示 値との差を確認する。	原子炉熱出力 が15%以上と なつてから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
						出力領域中性子束計装 の指示値の校正を実施 する。	原子炉熱出力 と出力領域中 性子束計装の 指示値の差が ±2%を超え る場合	当直長
						動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
						要求される措置	完了時間	
						A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。 <sup>※25</sup>	6時間	
						B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	
						A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。 <sup>※25</sup>	6時間	
						B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	

※24：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができ，この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。



表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン ンネル	
				条件	条件
3. 出力領域 中性子束高	高設定	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く) が動作不能で ある場合	
	低設定	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>※6</sup>	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	

※6：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスすることができる。

※7：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※8：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャヤンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャヤンネルによって得られた値と差異がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャヤンネルにあるチャヤンネルについては指示値の確認を行う必要はない。(以下，本条において同じ。)

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

確認事項		項目	頻度	担当
要求される措置	完了時間			
ネル・系統数を満足できない場合の措置				
A.1 計装計画課長は，当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※7</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	定期事業者 検査時 原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内 その後の1日に1回	計装計画課長 当直長
B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
A.1 計装計画課長は，当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※7</sup>	6時間	動作不能でないことを指示値により確認 <sup>※8</sup> する。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は，モード3にする。	12時間			

表33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン システム 系統数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	増加率高	減少率高				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 出力領域 中性子束 変化率高	3号炉	定格出力の11% ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※26</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした) チャヤンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※27</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		8%	定格出力の8% ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※26</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした) チャヤンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※27</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間		
5. 中間領域中性子束高		30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>※28</sup>	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 2 チャヤンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、P-6未満にする。 または A. 2 当直長は、P-10以上に する。 B. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引き抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	2時間 2時間 速やかに	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1 または2 チャヤンネルが動 作不能である 場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	2時間			

※26：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時には，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※27：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時には，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※28：制御棒引き抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時には，残りのチャヤンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャヤンネルをバイパスすることができるとはみなさない。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン ンネル		確認事項	
				条件	項目	頻度	担当
4. 出力領域 中性子束 変化率高	定格出力の11% ステップ以下	モード1および モード2	4 <sup>※9</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内に 達成できない場合			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の8% ステップ以下	モード1および モード2	4 <sup>※9</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内に 達成できない場合			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>※11</sup>	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2 チャヤンネル が動作不能で ある場合			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下	モード2 (P-6未満)	2	A. 1 または2 チャヤンネルが動 作不能である 場合	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
				B. 2			

※9：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※10：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に，1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※11：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャヤンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャヤンネルをバイパスすることができるとができる。この場合，バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

表33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件
	3号炉	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下			
6. 線源領域中性子束高	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下		モード2 (P-6未満)	2 <sup>※29</sup>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合
			原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4 および5	2 <sup>※29</sup>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2 チャンネルが動作不能である場合
			原子炉トリップしや断器が開放されている場合のモード3, 4 および5	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間間に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間間に1回			

※29：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※30：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル	
				条件	要件
6. 線源領域中性子束高	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	モード2 (P-6未滿)	2 <sup>※1,2</sup>	A. 1	チャンネルが動作不能である場合
				B. 2	チャンネルが動作不能である場合
		原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4 および5	2 <sup>※1,2</sup>	A. 1	チャンネルが動作不能である場合
				B.	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
				C. 2	チャンネルが動作不能である場合
		原子炉トリップしや断器が開放されている場合のモード3, 4 および5	1 (監視機能のみ)	A.	すべてのチャンネルが動作不能である場合

※12: 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※13: 「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

確認事項	項目	頻度	担当	ネル・系統数を満足できない場合の措置	
				要求される措置	完了時間
	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回 ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間間に1回	計装計画課長 当直長	速やかに	速やかに
				A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引き抜き操作をすべて中止する。	速やかに
				B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに
				A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間
				B. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間
				C. 1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに
				A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間間に1回

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）

表33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル・系統数 (監視機能のみ)	条件	確認事項			
						項目	頻度	担当	
6. 線源領域中性子束高 つづき	3号炉 $2 \times 10^5$ cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合のモード6	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャヤンネルが動作不能である場合	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
					A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中のモード6	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合  B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
					A. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 *31* *32 および A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。  B. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 *31* *33 および B. 2 計装計画課長は、1チャヤンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに  速やかに  4時間 その後の12時間に1回			

\*31：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

\*32：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

\*33：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル	
				条件	条件
6. 線源領域中性子束高 つづき	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャネルが動作不能である場合	
				A. 1 チャネルが動作不能である場合	
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6	2 (監視機能のみ)	B. 2 チャネルが動作不能である場合	

※14：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※15：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。  
 ※16：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認すること、燃料の取出作業を行うことができる。

要求される措置	完了時間	確認事項	
		項目	頻度
ネル・系統数を満足できない場合の措置			
A.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12 時間に1回		
A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ※14※15 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに		
B.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ※14※16 および B.2 計装計画課長は、1チャネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12 時間に1回		

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

変更前

表33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	過大温度 ΔT高	3号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材 可変温度高	第34条の設定範囲内	3号炉	モード1および2	4 <sup>*3.4</sup>	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを)除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*3.5</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 炉内外核計装照合校正を実施する。	定期事業者 検査時 燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	計装計画課長 安全技術課長 および 計装計画課長
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*3.4</sup>	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを)除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*3.5</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	安全技術課長
8. 原子炉圧力	低	12. 73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*3.4</sup>	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを)除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*3.5</sup> B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
	高	16. 61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>*3.4</sup>	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを)除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*3.5</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※34：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※35：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。



表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル		確認事項	
				条件	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材 可変温度高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャネルをバイパスした(バイパスしたチャネルを)除くが動作不能である場合	設定値確認および機能の確認を行う。 炉内外核計装照合校正を実施する。	定期事業者検査時 燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	計装計画課長 安全技術課長および計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			
過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャネルをバイパスした(バイパスしたチャネルを)除くが動作不能である場合	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	安全技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			
8. 原子炉圧力	低	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャネルをバイパスした(バイパスしたチャネルを)除くが動作不能である場合	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			
高	12. 73MPa[gage]以上	モード1および2	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャネルをバイパスした(バイパスしたチャネルを)除くが動作不能である場合	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			
16. 61MPa[gage]以下	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャネルをバイパスした(バイパスしたチャネルを)除くが動作不能である場合	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			

※17：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。

※18：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下、本  
頁において同じ)

表33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
9. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下 3号炉	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*3.6</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを) 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。 <sup>*3.7</sup>	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
10. 1次冷却材 流量低	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4 <sup>*3.6</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを) 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。 <sup>*3.7</sup>	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
11. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。	6時間	設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12. 1次冷却材ポンプ 電源周波数低	57Hz以上	モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態 にする。	6時間	設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長

※36：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※37：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項		備考
				条件	要件	項目	頻度	
9. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*19</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスした(除く)が動作不能である場合	要求される措置 A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*20</sup> B. 1 当直長は、P-7未満にする。	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				
10. 1次冷却材流量低	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ルールあたり4 <sup>*19</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスした(除く)が動作不能である場合	要求される措置 A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*20</sup> B. 1 当直長は、P-8未満にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				
11. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ルールあたり4 <sup>*19</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスした(除く)が動作不能である場合	要求される措置 A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	電気計画課長 計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				
12. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	定格電圧の65%以上	モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	要求される措置 A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	電気計画課長 計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				
12. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57Hz以上	モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	要求される措置 A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、P-7未満にする。	6時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	電気計画課長 計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				

※19：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができない。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができない。

変更前

表33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 蒸気発生器水位低	3号炉 計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>※38</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
14. タービントリップ	6. 4MPa [gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>※38</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
15. 非常用炉心冷却系動作	表33-3 (2)の機能1. 非常用炉心冷却系動作を参照	モード1および2	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
16. 地震加速度高	原子炉補助建屋 地下2階床 (EL -4.5m) 190Ga1以下 原子炉建屋3階床 (EL 24.0m) 390Ga1以下	モード1および2	4 <sup>※38</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					

※38：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができるとはみなさない。

※39：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル条件	確認事項		
					項目	頻度	担当
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	要求される措置	完了時間	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間		
14. タービントリップ	6. 4MPa [gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	ネル・系統数を満足できない場合の措置	6時間	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		
15. 非常用炉心冷却系動作	-	モード1 (P-7以上)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	要求される措置	6時間	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		
16. 地震加速度高	表33-3 (2)の機能1. 非常用炉心冷却系動作を参照	モード1および2	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	要求される措置	6時間	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		
水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床 (EL -4.5m) 190Ga1以下	モード1および2	4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	要求される措置	6時間	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		
垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床 (EL -4.5m) 90Ga1以下	モード1および2	4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを）除くが動作不能である場合	要求される措置	6時間	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間		

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

※21：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ  
る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
※22：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

表33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	
	3号炉				条件	
17. インターロック						
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim$ $1.1 \times 10^{-10} \text{ A}$		モード2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
b. P-7	d. 項およびe. 項参照		モード1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 0.5\%$		モード1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 0.5\%$		モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$		モード1 (P-13以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長

要求される措置			確認事項		
完了時間	項目	頻度	項目	頻度	担当
1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	定期事業者 検査時	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12時間	当直長は、モード3にする。				
1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	定期事業者 検査時	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12時間	当直長は、P-7未満にする。				
1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	定期事業者 検査時	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12時間	当直長は、P-8未満にする。				
1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	定期事業者 検査時	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12時間	当直長は、モード3にする。				
1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	定期事業者 検査時	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12時間	当直長は、P-13未満にする。				

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件	確認事項			備考		
					要求される措置		項 目		頻 度	担 当
					要求される措置	完了時間				
17. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 <sup>-11</sup> ~ 1.1×10 <sup>-10</sup> A	モード2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※2,3</sup> B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	設定値確認および機能 の確認を行う。	計装計画課長	伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更（以下、本 頁において同じ）	
					12時間	B. 1 当直長は、モード3にする。		定期事業者 検査時		
b. P-7	d. 項およびe. 項参照	モード1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	機能の確認を行う。	計装計画課長		
					12時間	B. 1 当直長は、P-7未満にする。		定期事業者 検査時		
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	設定値確認および機能 の確認を行う。	計装計画課長		
					12時間	B. 1 当直長は、P-8未満にする。		定期事業者 検査時		
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	設定値確認および機能 の確認を行う。	計装計画課長		
					12時間	B. 1 当直長は、モード3にする。		定期事業者 検査時		
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード1 (P-13以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	1時間	計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	設定値確認および機能 の確認を行う。	計装計画課長		
					12時間	B. 1 当直長は、P-13未満にする。		定期事業者 検査時		

※23：表33-2のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

表33-3 (1) 工学的な安全施設等作動計装 (2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン条件	
	設定値	2号炉			所要チャヤン	条件
1. 非常用炉心冷却系作動						
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
b. 手動起動	—		モード1, 2, 3および4	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.032MPa [gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>*40</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスしたチャヤンネルを) (除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長 当直長
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa [gage]以上		モード1および2 (P-6以上)	4 <sup>*41</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスしたチャヤンネルを) (除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長 当直長

※40：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※41：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

要求される措置		確認事項	
完了時間	項目	頻度	担当
6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
6時間	設定値確認および機能の動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 *41 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
6時間	設定値確認および機能の動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 *41 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長



変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル 条件	確認事項				
	2号炉	12.35MPa[gage]以上				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 加圧器圧力低と加圧器水位低の一致	加圧器圧力低	12.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>**42</sup>	A. 1 チャヤンネルバイパスしたチャヤンネルを(除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**43</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
	加圧器水位低				A. 1 チャヤンネルバイパスしたチャヤンネルを(除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
f. 主蒸気ライン圧力異常低	加圧器圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>**42</sup>	A. 1 チャヤンネルバイパスしたチャヤンネルを(除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**43</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
	加圧器水位低				A. 1 チャヤンネルバイパスしたチャヤンネルを(除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					

※42：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※43：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考  
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-3 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・システム数	所要チャネル条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であるため当該システムのパイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	4	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.128MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 <sup>*44</sup>	A. 1 チャネル(バイパスしたチャネルを) (除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>*45</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長

※44：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。

※45：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-3 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	条件
	2号炉				
3. 原子炉格納容器隔離					
a. 格納容器隔離A					
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長 定期事業 者 検査時
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1 チャ ンネル が動作不能 である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長 定期事業 者 検査時
(3) 非常用炉心冷却系作動 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照					
b. 格納容器隔離B					
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長 定期事業 者 検査時
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異 常高 (高3) を参照				

要求される措置		完了時間	項目	頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置					
a. 格納容器隔離A					
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業 者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および	12時間				
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間				
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業 者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および	12時間				
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間				
b. 格納容器隔離B					
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業 者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および	12時間				
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間				
(2) 手動起動 機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照					
(3) 格納容器圧力異常高 (高3) 常高 (高3) を参照					

変更後

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル条件
	設定値	2号炉			
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
6.6kV非常用母線電圧低	格納容器隔離A	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1 チャネルが動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1)格納容器換気系隔離 作動論理回路	原子炉格納容器スプレイ系 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2)手動起動					
原子炉格納容器スプレイ系 手動起動	格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動	モード1, 2, 3および4	2系統	b. 手動起動を参照
					機能3. 原子炉格納容器隔離A手動起動
(3)非常用炉心冷却系作動					
非常用炉心冷却系作動	非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1, 2, 3および4	2系統	a. 格納容器隔離A
					機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照

要求される措置		完了時間	項目	頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置					
機能の確認を行う。		6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。および	12時間				
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間				
(2)手動起動を参照					



変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-3 (1)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン		確認事項		
				条件	項目	頻度	担当	
4. 主蒸気ライン隔離								
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	48時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.089MPa[gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4 <sup>*46</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く) が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ライ ン毎に 4 <sup>*46</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く) が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長

※46: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※47: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

変更後

備考  
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

変更前

表33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ システム数	所要チャヤン ンネル 条件	確認事項			
	2号炉	2号炉				項目	頻度	担当	
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	-0.87MPa以上		モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※48</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く) が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
						要求される措置 完了時間			
						A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※49</sup>	6時間		
						B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		

※48：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※49：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-3 (1) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件		確認事項				
				設定値	2号炉	項目	頻度	担当	要求される措置	完了時間
5. 主給水隔離										
a. 主給水隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 主給 水隔離弁, 主 給水制御弁お よび主給水バ イパス制御弁 が閉止または 隔離されている 場合を除く	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間	A. 1 計装計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし, 残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ, 作業のため当該系統 のバイパスを行うことができ る。 B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 77%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給 水隔離弁, 主 給水制御弁お よび主給水バ イパス制御弁 が閉止または 隔離されている 場合を除く	1基あたり 4 <sup>※50</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間	A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ヤンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※51</sup> B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照										
d. 1次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	289.25℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給 水制御弁およ び主給水バイ パス制御弁が 閉止または隔 離されている 場合を除く	4 <sup>※50</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6時間	A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ヤンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※51</sup> B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
原子炉 トリップ	表33-2 (1) 原子炉保護系計装を参照									

※50: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができる。  
この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。  
※51: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-3 (1)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件	確認事項				
	設定値	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合※52 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。	1 時間  12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. P-11	加圧器圧力 13.73MPa [gage]		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	1 時間  12時間  36時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長  当直長

※52：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）



変更後

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-3 (2)工学的安全施設等作動計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件	確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当
1. 非常用炉心冷却系作動							
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※5.3 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間	機能の確認を行う。	計装計画課長 定期事業者 検査時
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	計装計画課長 定期事業者 検査時
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.034MPa [gage]以下	モード1, 2および3	4 ※5.4	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長 定期事業者 検査時 1日に1回 当直長
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa [gage]以上	モード1および2 (P-6以上)	4 ※5.4	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長 定期事業者 検査時 1日に1回 当直長

※53: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみさない。

※54: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみさない。

※55: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン	
				条件	条件
1. 非常用炉心冷却系作動					
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※24 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
c. 格納容器圧力高(高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ※25	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2(P-6以上)	4 ※26	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長

※24：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間以内に、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※25：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※26：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

備考
伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)

確認事項	項目	頻度	担当	要求される措置		完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				項目	頻度				
ネル・系統数を満足できない場合の措置									
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。					6時間				
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。					12時間 56時間				
A.1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。					48時間				
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。					12時間 56時間				
A.1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 ※25					6時間		設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装計画課長 当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。					12時間 36時間				
A.1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 ※26					6時間		設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装計画課長 当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。					12時間 36時間				

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	12.04MPa [gage] 以上 3号炉	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※5.6</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスしたチャヤンネルを) 除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※5.7</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※5.6</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスしたチャヤンネルを) 除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※5.7</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa [gage] 以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4 <sup>※5.6</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスしたチャヤンネルを) 除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※5.7</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※56: 残りの3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※57: 残りの3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件		確認事項		備考
				項目	頻度	担当		
e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*27</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合		設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	計装計画課長  当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*27</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合		設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	計装計画課長  当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>*27</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合		設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	計装計画課長  当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				

※27：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※28：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下、本  
頁において同じ)

表33-3 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャヤ ンネル・ システム数	所要チャヤ ンネル	
	3号炉	3号炉			条件	条件
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動						
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	—	モード1, 2, 3および4	※58 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
b. 手動起動	—	—	モード1, 2, 3および4	4	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	—	モード1, 2および3	4 ※59	A. 1 チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	

※58：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※59：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※60：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

要求される措置		完了時間	項目	頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置					
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。		6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および		12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。		56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。		48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および		12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。		56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。		6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および		12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。		36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル	
				条件	条件
2. 原子炉格納容器スプレイス作動					
a. 原子炉格納容器スプレイス作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※29 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ※30	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長

※29：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※30：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※31：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

備考
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

確認事項	項目	頻度	担当	ネル・系統数を満足できない場合の措置	
				要求される措置	完了時間
機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間
				B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間
機能の確認を行う。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間
				B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間
設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※31	6時間
				B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤ ンネル・ システム数	所要チャヤ ンネル・ システム数	
				3号炉	条件
3. 原子炉格納容器隔離					
a. 格納容器隔離A					
(1)格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	※61 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	
(2)手動起動	—	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャヤ ンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
b. 格納容器隔離B					
(1)格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	※61 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	
(2)手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				
(3)格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異 常高(高3)を参照				

要求される措置			確認事項		
完了時間	項目	頻度	項目	頻度	担当
ネル・システム数を満足できない場合の措置					
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。					
6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および					
12時間					
B.2 当直長は、モード5にする。					
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。					
48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および					
12時間					
B.2 当直長は、モード5にする。					
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。					
6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および					
12時間					
B.2 当直長は、モード5にする。					
常高(高3)を参照					

※61：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスしたシステムを動作不能とはみない。



変更後				備考				
機能	設定値	適用モード	所要チャヤ ンネル・ 系統数	所要チャヤ ンネル・ 系統数	確認事項	項目	頻度	担当
<p>ネル・系統数を満足できない場合の措置</p> <p>要求される措置</p> <p>完了時間</p>								
<p>3. 原子炉格納容器隔離</p>								
<p>a. 格納容器隔離A</p>								
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	*3.2 2系統	<p>A. 1 系統が動作 不能である場 合</p> <p>B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合</p>	機能の確認を行う。	計装計画課長	計装計画課長	
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および 4	2	<p>A. 1 チャヤン ネル が動作不能で ある場合</p> <p>B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合</p>	<p>A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であるため当該系統 のバイパスを行うことができ る。</p> <p>B.1 当直長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直長は、モード5にする。</p>	6時間	定期事業者 検査時	計装計画課長
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				機能の確認を行う。	計装計画課長	計装計画課長	
<p>b. 格納容器隔離B</p>								
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	*3.2 2系統	<p>A. 1 系統が動作 不能である場 合</p> <p>B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合</p>	機能の確認を行う。	計装計画課長	計装計画課長	
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				<p>A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であるため当該系統 のバイパスを行うことができ る。</p> <p>B.1 当直長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直長は、モード5にする。</p>	6時間	定期事業者 検査時	計装計画課長
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異				機能の確認を行う。	計装計画課長	計装計画課長	
<p>常高(高3)を参照</p>								
<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下、本 頁において同じ)</p>								

表33-3 つづき

※32: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみさない。

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	確認事項				
					項目	頻度	担当		
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※62 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照	モード1, 2, 3および4	1 母線あたり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 定期事業者 検査時	電気計画課長 計装計画課長
d. 格納容器換気系隔離					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※62 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照								
	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2) 手動起動								
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								

※62：原子炉保護系論理回路の機能確認時には、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後				確認事項			備考
機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル	項目	頻度	
<p>表33-3 つづき</p> <p>ネル・系統数を満足できない場合の措置</p> <p>要求される措置</p> <p>完了時間</p>							
<p>c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離</p>							
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離動作論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照	モード1, 2, 3および4	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 計装計画課長
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	6.6kV非常用母線電圧低	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
<p>d. 格納容器換気系隔離</p>							
(1) 格納容器換気系隔離動作論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	原子炉格納容器スプレイ系 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照	モード1, 2, 3および4	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動					
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照						
<p>※3.3: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみない。</p>							

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・システム数	所要チャヤン条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	※63 2システム	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4 ※64	A. 1 チャヤンネル(バイパスした)チャヤンネルを(除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。※65 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 ※64	A. 1 チャヤンネル(バイパスした)チャヤンネルを(除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。※65 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長

※63: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスしたシステムを動作不能とはみない。

※64: 残りの3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみない。

※65: 残りの3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン	
				条件	条件
4. 主蒸気ライン隔離					
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	※34 2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4 ※35	A. 1 チャヤンネル (バイパスした) チャヤンネルを 除く動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長 当直長
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 ※36	A. 1 チャヤンネル (バイパスした) チャヤンネルを 除く動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	計装計画課長 当直長

※34: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※35: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができ。この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※36: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

確認事項				項目	頻度	担当
要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。				
ネル・系統数を満足できない場合の措置	6時間	機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 ※35	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。		計装計画課長	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。		計装計画課長	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 ※35	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。		計装計画課長	定期事業者 検査時	
B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。		計装計画課長	1日に1回	当直長

備考  
 伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)

変更前

表33-3 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル条件	確認事項		
	3号炉	3号炉				項目	頻度	担当
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上		モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>*66</sup>	A. 1 チャネル (バイパスしたチャネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						要求される措置	完了時間	
						A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>*67</sup>	6時間	
						B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	

※66：残りの3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。

※67：残りの3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン ンネル 条件
e. 主蒸気ライイン圧力 減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ライ イン毎に 4 <sup>※37</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※37：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができ  
る。この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※38：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行う  
ことができる。

要求される措置		完了時間	確認事項		
			項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※3,8</sup>		6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。		12時間 36時間			

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下、本  
頁において同じ)

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・システム数	所要チャネル条件	確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当
5. 主給水隔離							
a. 主給水隔離 作動論理回路	-	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	※68 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	6時間	計装計画課長 定期事業者 検査時 計装計画課長
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 75.5%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり 4※69	A. 1 チャネル (バイパスしたチャネルを) 除く が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認および機能設定値確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	6時間	計装計画課長 定期事業者 検査時 1日に1回 計装計画課長 当直長
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当
c. 非常用炉心冷却系作動 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照							
d. 1次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	289.75℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※69	A. 1 チャネル (バイパスしたチャネルを) 除く が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認および機能設定値確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	6時間	計装計画課長 定期事業者 検査時 1日に1回 計装計画課長 当直長
					要求される措置	完了時間	項目 頻度 担当
原子炉 トリップ	表33-2 (2)原子炉保護系計装を参照						

※68: 原子炉保護論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※69: 残りの3チャネルが動作可能であることを条件に, 1チャネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャネルを動作不能とはみなさない。  
 ※70: 残りの3チャネルが動作可能であることを条件に, 1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。



表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン	
				条件	条件
5. 主給水隔離					
a. 主給水隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	※39 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の75.5%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4※40	A. 1 チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長 当直長
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	289.75℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※41	A. 1 チャヤンネル（バイパスしたチャヤンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	計装計画課長 当直長
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照				

※39: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみない。  
 ※40: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみない。  
 ※41: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

備考	確認事項		
	項目	頻度	担当
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)	ネル・系統数を満足できない場合の措置	完了時間	
	要求される措置		
	機能の確認を行う。	6時間	計装計画課長
	A. 1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	計装計画課長 当直長
	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。*41 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	計装計画課長 当直長
	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。*41 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間 12時間 36時間	計装計画課長 当直長

表33-3 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャネル・システム数	所要チャネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
	3号炉					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
6. インターロック												
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 <sup>-11</sup> ~ 1.1×10 <sup>-10</sup> A		モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。	1 時間 12時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	1 時間 12時間 36時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長		

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル	
				条件	条件
6. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 <sup>-11</sup> ~ 1.1×10 <sup>-10</sup> A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※42</sup> B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	所定チャネル 条件
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa [gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	所定チャネル 条件

※42：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

備考	確認事項		
	項目	頻度	担当
伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更（以下、本 頁において同じ）	ネル・系統数を満足できない場合の措置	完了時間	
	要求される措置		
	設定値確認および機能の確認を行う。	1時間	計装計画課長
	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。		定期事業者 検査時
	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	
	A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	1日に1回 当直長

表33-4 (1) 事故時監視計装 (2号炉)

項目	機	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件	確認事項			
						項目	頻度	担当	
1次冷却設備計装	1次冷却材圧力		2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
	加圧器水位		2			動作不能でないことを 指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長	
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)		2			要求される措置	完了時間		
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)		2			A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日		
	ほう酸タンク水位		2			B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		
化学体積制御設備計装	主蒸気ライン圧力		主蒸気ライン毎に2			C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日		
	復水タンク水位		2			D. 1 当直長は、モード3にする および	12時間		
	蒸気発生器水位 (広域)		2			D. 2 当直長は、モード4にする	36時間		
	蒸気発生器水位 (狭域)		蒸気発生器毎に2						
	補助給水流量		2						
	格納容器再循環サンプ水位		2						
	原子炉格納容器内圧力		2						
	原子炉格納容器内温度		2						
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (低レンジ)		2						
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (高レンジ)		2						
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位		2						
	原子炉補機冷却海水母管圧力		2						
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力		2						
	高圧注入流量		2						
非常用炉心冷却設備計装	低圧注入流量 (余熱除去流量)		2						
	燃料取替用水タンク水位		2						

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-4 (2) 事故時監視計装 (3号炉)

項目	機	能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要手 条件		確認事項							
					要件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1次冷却系計装 <sup>*7.1</sup>	1次冷却材圧力		2	モード1, 2 および3	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 B. 1 計装計画課長は、当該計器 が故障状態であることが 運転員に明確に分かるよ うな措置を講じる。 C. 1 計装計画課長は、当該機能 の1チャンネルを動作可 能な状態にする。または代 替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長				
	加圧器水位		2											
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)		3											
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)		3											
化学体積制御系 計装 <sup>*7.1</sup>	ほう酸タンク水位		2											
	主蒸気ライン圧力		主蒸気ラ イン毎に 2											
	補助給水タンク水位		2											
主蒸気および給水、 補助給水計装 <sup>*7.1</sup>	蒸気発生器水位 (広域)		3											
	蒸気発生器水位 (狭域)		蒸気発生 器毎に2											
	補助給水流量		3											
	燃料取替用水タンク水位		2											
燃料取替用水系 計装 <sup>*7.1</sup>														
	格納容器再循環サンプ水位 (広域)		2											
原子炉格納容器関連 計装 <sup>*7.1</sup>	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)		2											
	原子炉格納容器内圧力		2											
	原子炉格納容器内温度		2											
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (低レンジ)		2											
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (高レンジ)		2											
	原子炉補機冷却水サージタンク水 位		2											
	制御用空気系計装		2											
	非常用炉心冷却系計 装 <sup>*7.1</sup>		2											
	高圧注入流量		2											
	低圧注入流量		2											

\*7.1: 各計装が動作不能時は、第84条 (表84-16) の運転上の制限も確認する。

表33-4 事故時監視計装		変更後				備考				
項目	機	能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要手		確認事項			
					条件	項目	頻度	担当		
1 次冷却系計装 <sup>*4.3</sup>	1 次冷却材圧力		2	モード1, 2 および3	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1 つの機能が動作不能である場合 D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	当直長	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)
	加圧器水位		2							
	1 次冷却材温度(広域)(高温側)		3							
	1 次冷却材温度(広域)(低温側)		3							
	ほう酸タンク水位		2							
化学体積制御系計装 <sup>*4.3</sup>	主蒸気ライン圧力		主蒸気ライン毎に2			A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする。 D. 2 当直長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長	
	補助給水タンク水位		2							
	蒸気発生器水位(広域)		3							
	蒸気発生器水位(狭域)		蒸気発生器毎に2							
	補助給水流量		3							
燃料取替用水系計装 <sup>*4.3</sup>	燃料取替用水タンク水位		2			A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする。 D. 2 当直長は、モード4にする。	10日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長	
	格納容器再循環サンプ水位(広域)		2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2							
	原子炉格納容器内圧力		2							
	原子炉格納容器内温度		2							
原子炉格納容器関連計装 <sup>*4.3</sup>	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2			A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする。 D. 2 当直長は、モード4にする。	12時間	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長	
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2							
	原子炉補機冷却水サージタンク水位		2							
	制御用空気圧力		2							
	非常用炉心冷却系計装 <sup>*4.3</sup>		2							
非常用炉心冷却系計装 <sup>*4.3</sup>	高圧注入流量		2			A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする。 D. 2 当直長は、モード4にする。	36時間	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長	
	低圧注入流量		2							

※4.3：各計装が動作不能時は、第84条(表84-16)の運転上の制限も確認する。

表33-5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装 (2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件
	2号炉	—			
1. 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	—	—	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低 検出	—	—	モード5, 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  A. 1母線あたり 1チャヤンネル が動作不能で ある場合  B. 1母線あたり 2チャヤンネル 以上が動作不 能である場合  C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合
3. 非常用炉心冷却系作動	—	—	—	—	—

表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャヤンネルを動作可能な状態にする。	2時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			



変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-5 (2)非常用ディーゼル発電機起動計装 (3号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤ ンネル・ 系統数	所要チャヤ ンネル・ 系統数	所要チャヤ ンネル・ 系統数
	3号炉	3号炉					
1. 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	—	—	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合		
2. 6.6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64.7%以上		モード5, 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  A. 1母線あたり 1チャヤンネル が動作不能で ある場合  B. 1母線あたり 2チャヤンネル 以上が動作不 能である場合  C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合		
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (2)機能1.	表33-3 (2)機能1.					

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャヤンネルを動作可能な状態にする。	2時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

表33-5 非常用ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ン系統数	所要チャヤン ン条件		確認事項		備考
				モード	条件	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	-	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合		機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
2. 6.6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64.7%以上	モード5, 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作 不能である場 合		設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長
				A. 1母線あたり 1チャヤンネル が動作不能で ある場合				
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および 照射済燃料移 動中	所要の 1母線 あたり3	B. 1母線あたり 2チャヤンネル 以上が動作不 能である場合		機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合				
				A. 1当直長は、当該非常用ダイ ーゼル発電機を動作不能と みなす。				
ネル・系統数を満足できない場合の措置		完了時間						
A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。		6時間						
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。		12時間 56時間						
A. 1 当直長は、当該非常用ダイ ーゼル発電機を動作不能と みなす。		速やかに						
A. 1 電気計画課長は、当該チャヤ ンネルを動作可能な状態にす る。		6時間						
B. 1 電気計画課長は、1母線あた り2チャヤンネルを動作可能 な状態にする。		2時間						
C. 1 当直長は、当該非常用ダイ ーゼル発電機を動作不能と みなす。		速やかに						

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下、本  
頁において同じ)

表33-6 (1) 中央制御室換気系隔離計装 (2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件	確認事項				
	設定値	2号炉				項目	頻度	担当		
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	-	2号炉	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1 系統が動作不能である場合  B. 2 系統が動作不能である場合  C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合  D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
2. 手動起動	-	2号炉	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合  B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合  C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合  D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。  B. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。  C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
3. 非常用炉心冷却系作動	-	2号炉	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合  B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合  C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合  D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						A. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表33-6 (2) 中央制御室換気系隔離計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・システム数	所要チャネル条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置			確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	— 3号炉	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2システム	A. 1システムが動作不能である場合  B. 2システムが動作不能である場合  C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合  D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であるため当該システムのバイパスを行うことができる。  B. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。  C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※73</sup>	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
2. 手動起動	—	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2	A. 1チャネルが動作不能である場合  B. 2チャネルが動作不能である場合  C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合  D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。  B. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。  C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。  D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※73</sup>	30日  10日  速やかに  速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (2) 機能1.	非常用炉心冷却系作動を参照								

※73：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表33-6 中央制御室換気系隔離計装

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル		確認事項	項目	頻度	担当
				条件	要件				
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 2 系統が動作不能である場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2	C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了できない場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了できない場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			A. 1 チャネルが動作不能である場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 2 チャネルが動作不能である場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了できない場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了できない場合	完了時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

※44：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

表33-7(1) 中央制御室外原子炉停止装置 (2号炉)

機能	適用モード	機能を		満足できない場合の措置 <sup>※74</sup>		確認事項		
		条件	条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
蒸気発生器 (広域) 水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する

※74：機能毎に個別の条件が適用される。



変更後

備考  
伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

削除

表33-7(2) 中央制御室外原子炉停止装置 (3号炉)

機能	適用モード	機能を		満足できない場合の措置 <sup>※75</sup>		確認事項		
		条件	機能	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
蒸気発生器 (広域) 水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
線源領域中性子束計	モード2 (P-6未満), 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
1次冷却材圧力計 (広域) 1次冷却材温度計 (広域) (低温側)	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直長は、モード3にする。 B.2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						

※75：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後

備考

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を		確認事項			備考
		条件	要求されない場合の措置 <sup>※45</sup>	項目	頻度	担当	
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフイス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長  当直長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長  当直長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
線源領域中性子束計	モード2（P-6未満）, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長  当直長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長  当直長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合					

※45：機能毎に個別の条件が適用される。

表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装 (3号炉)

機能	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 ただし、照射 終了後、所定 の期間を経過 した照射済燃 料を取り扱う 場合は除く。	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合  B. 2 系統が動作 不能である場 合 または 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状 態であることを確認する。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことができ る。  B. 1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B. 2 当直長または安全技術課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料 <sup>※76</sup> の移動を中止す る。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 ただし、照射 終了後、所定 の期間を経過 した照射済燃 料を取り扱う 場合は除く。	2	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合  B. 2 チャヤンネル が動作不能で ある場合 または 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状 態であることを確認する。  B. 1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B. 2 当直長または安全技術課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料 <sup>※76</sup> の移動を中止す る。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長

※76：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表33-8 燃料落下および燃料取扱棟空気浄化系計装

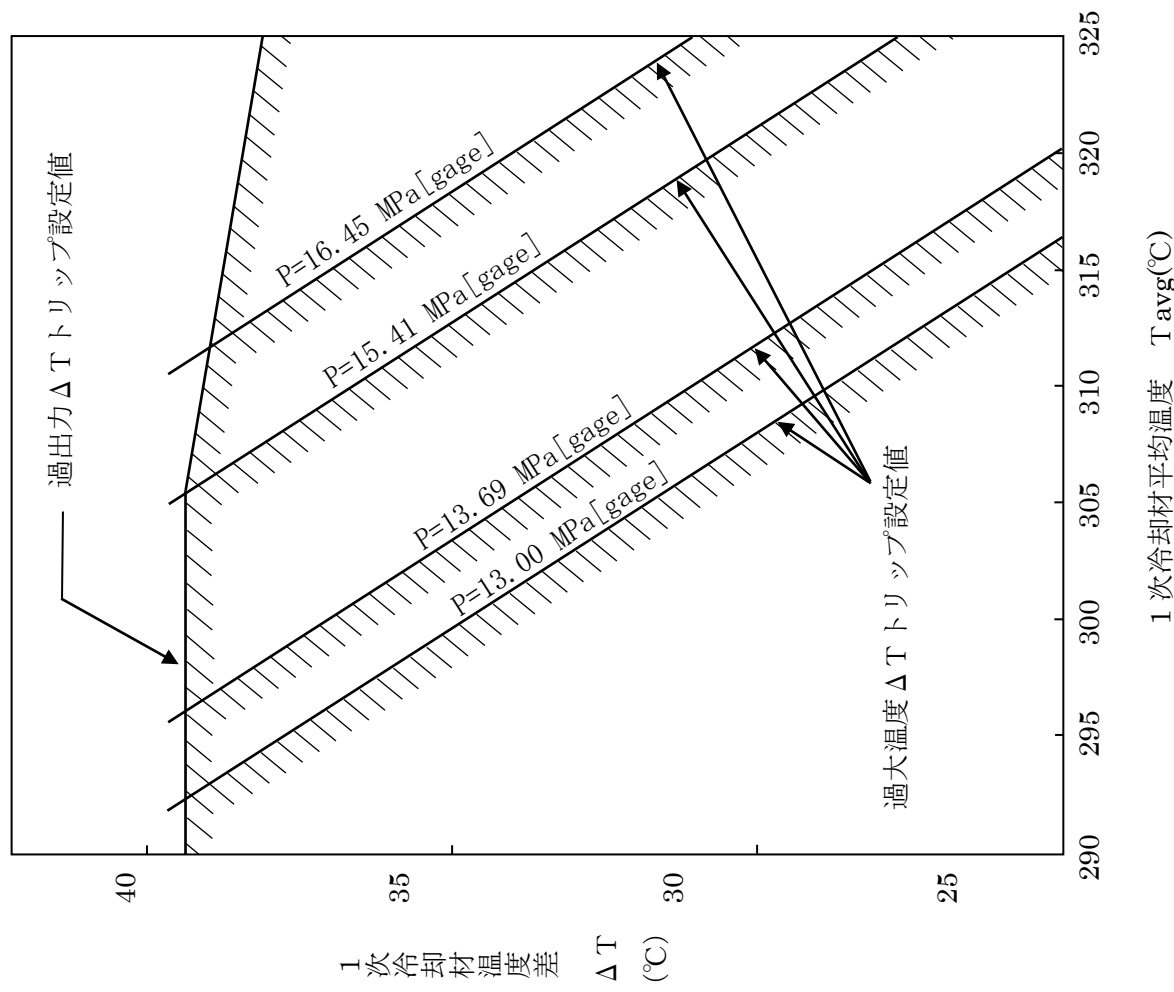
機能	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル		完了時間	確認事項			備考
			条件	要件		項目	頻度	担当	
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定過期の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置 A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認する。例えば、作業のため該系統のバイパスを行うことがある。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 また、 B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定過期の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1 チャネルが動作不能である場合 B. 2 チャネルが動作不能である場合または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置 A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 また、 B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）

※46：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前	変更後	備考								
<p>(D N B比)</p> <p>第34条 モード1において、D N B比は、表34で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 D N B比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1において、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、<u>2号炉については図34-1、3号炉については図34-2</u>に示す1次冷却材可変温度高（過大温度Δ Tおよび過出力Δ T）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを、12時間に1回確認する。</p> <p>表34</p> <table border="1" data-bbox="514 341 609 1528"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D N B比</td> <td>1.42以上<sup>*1</sup>、1.30以上<sup>*2</sup> であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。  ※2：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項 目	運転上の制限	D N B比	1.42以上 <sup>*1</sup> 、1.30以上 <sup>*2</sup> であること	<p>(D N B比)</p> <p>第34条 モード1において、D N B比は、表34で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 D N B比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1において、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、<u>図34に示す1次冷却材可変温度高（過大温度Δ Tおよび過出力Δ T）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを、12時間に1回確認する。</u></p> <p>表34</p> <table border="1" data-bbox="514 341 609 1528"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D N B比</td> <td>1.42以上<sup>*1</sup>、1.30以上<sup>*2</sup> であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。  ※2：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項 目	運転上の制限	D N B比	1.42以上 <sup>*1</sup> 、1.30以上 <sup>*2</sup> であること	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>
項 目	運転上の制限									
D N B比	1.42以上 <sup>*1</sup> 、1.30以上 <sup>*2</sup> であること									
項 目	運転上の制限									
D N B比	1.42以上 <sup>*1</sup> 、1.30以上 <sup>*2</sup> であること									

変更前

図 34-1 1次冷却材可変温度高 (過大温度  $\Delta T$  および過出力  $\Delta T$ ) トリップ設定値制限図 [2号炉]



変更後

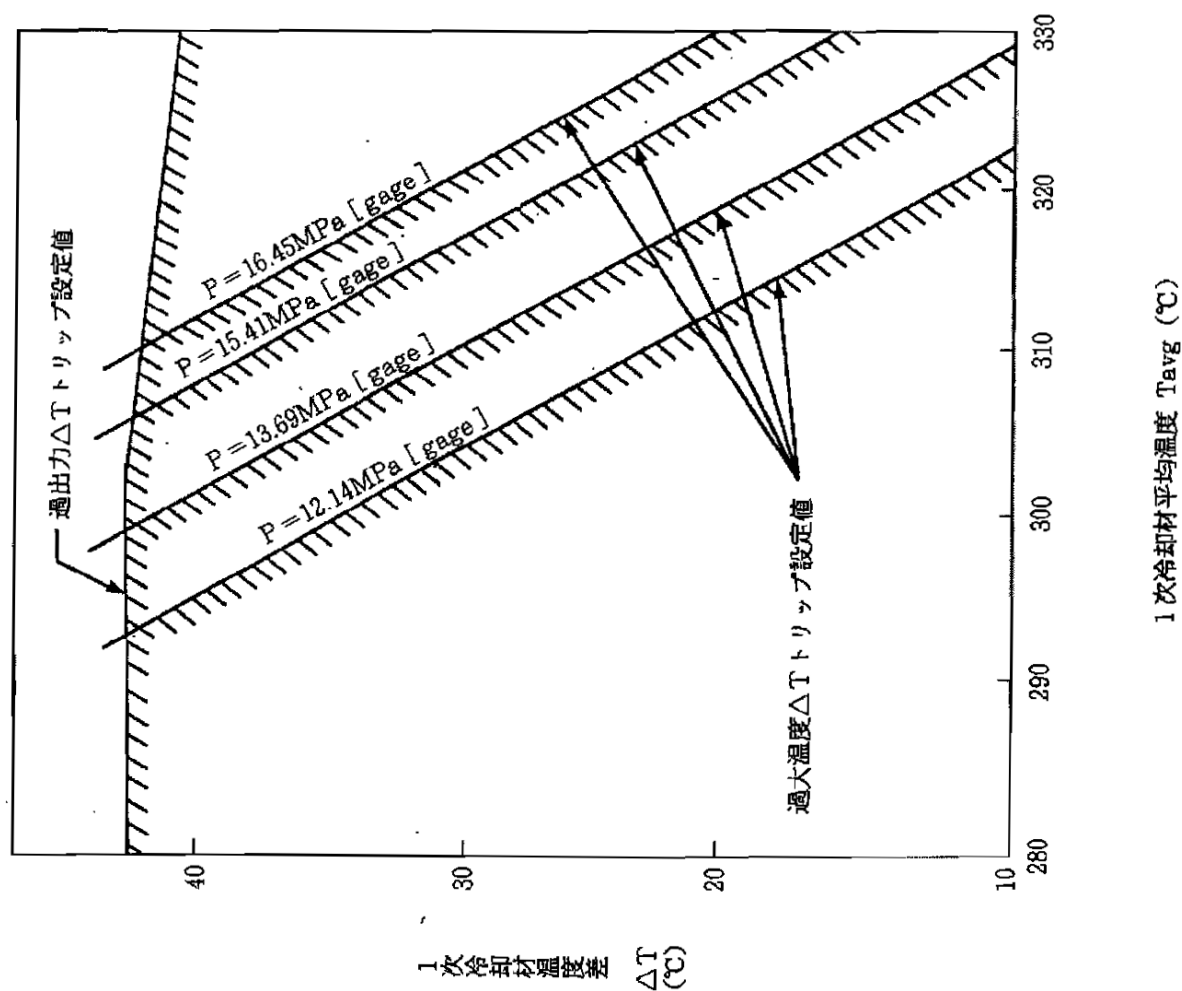
削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

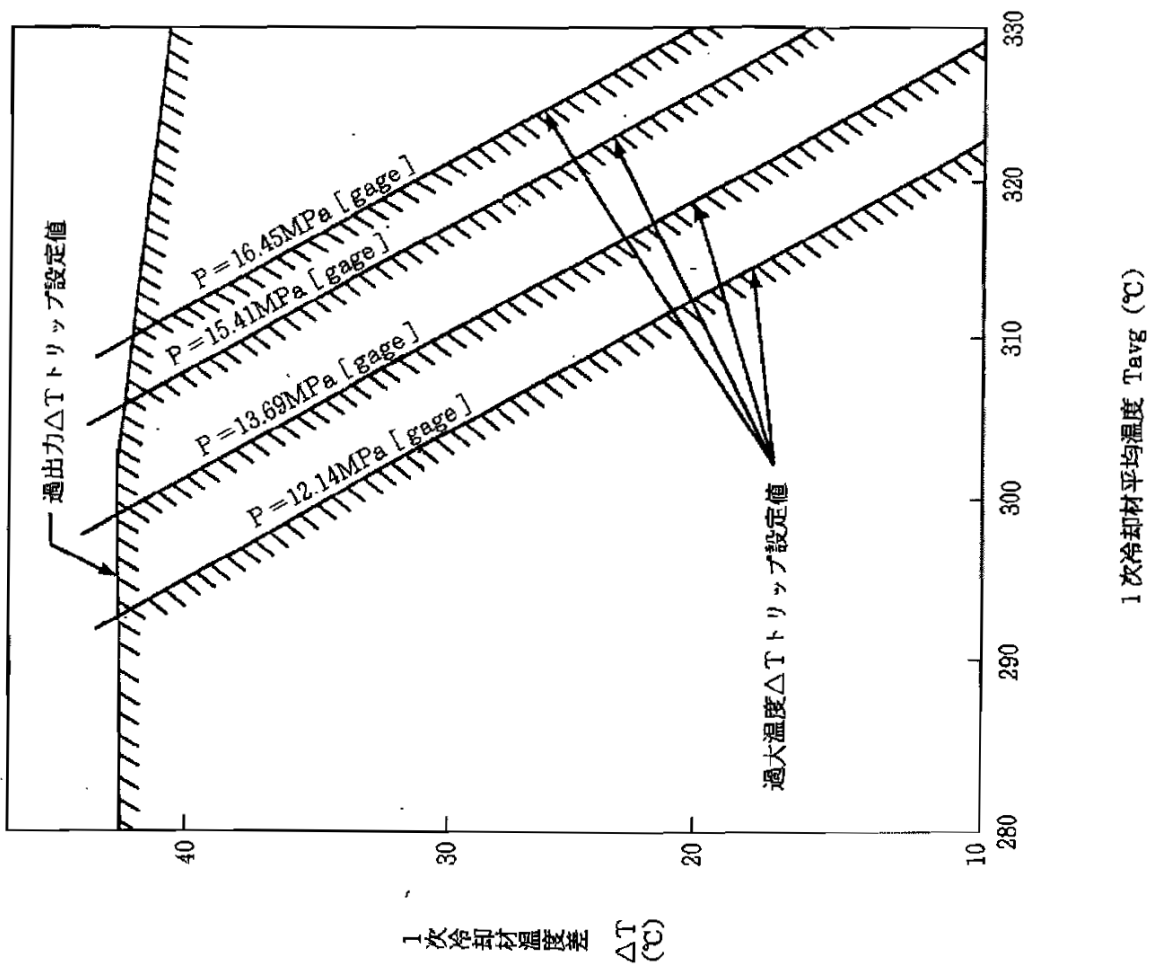
変更前

図34-2 1次冷却材可変温度高（過大温度 $\Delta T$ および過出力 $\Delta T$ ）  
トリップ設定値制限図〔3号炉〕



変更後

図34 1次冷却材可変温度高（過大温度 $\Delta T$ および過出力 $\Delta T$ ）  
トリップ設定値制限図



備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更



変更前

(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)

第35条 通常の1次冷却系の加熱・冷却時<sup>※1</sup>において、1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率<sup>※2</sup>は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 機械計画第一課長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のRT<sub>NDT</sub>の推移を評価し、その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。

(2) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度・圧力を確認する。

(3) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度変化率を確認する。

3 当直長は、1次冷却材温度・圧力または1次冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-3の措置を講じる。

※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く。）、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう（以下、本条において同じ。）

※2：1次冷却材温度変化率とは、1時間毎の差分のことをいう（以下、本条において同じ。）

表35-1

項目	運転上の制限
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること
1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>

※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表35-2

項目	制限値	
	原子炉容器	2号炉
1次冷却材温度変化率	55℃/h以下 加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	

表35-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内でない場合	A. 1 当直長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに
B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B. 1 当直長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに

変更後

(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)

第35条 通常の1次冷却系の加熱・冷却時<sup>※1</sup>において、1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率<sup>※2</sup>は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 1次冷却材温度・圧力および1次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 機械計画第一課長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のRT<sub>NDT</sub>の推移を評価し、その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。

(2) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度・圧力を確認する。

(3) 当直長は、通常の1次冷却系の加熱・冷却時において、1時間に1回、1次冷却材温度変化率を確認する。

3 当直長は、1次冷却材温度・圧力または1次冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-3の措置を講じる。

※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く。）、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう（以下、本条において同じ。）

※2：1次冷却材温度変化率とは、1時間毎の差分のことをいう（以下、本条において同じ。）

表35-1

項目	運転上の制限
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること
1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内であること <sup>※3</sup>

※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表35-2

項目	制限値	
	原子炉容器	55℃/h以下
1次冷却材温度変化率	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	

表35-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内でない場合	A. 1 当直長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに
B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B. 1 当直長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

変更前	変更後	備考
<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第36条 モード3において、1次冷却系は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード3において、2号炉については、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>(2) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態<sup>※1</sup>である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード3において、3号炉については、制御棒引抜操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒引抜操作が行える状態とは、原子炉トリップしゃ断器が投入され、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第36条 モード3において、1次冷却系は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スピンの5%以上であること</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒引抜操作が行える状態とは、原子炉トリップしゃ断器が投入され、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前		変更後		備考												
表36-1 1. 2号炉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	表36-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更（以下、本 頁において同じ）				
項目	運転上の制限															
1次冷却系	蒸気発生器による熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること															
項目	運転上の制限															
1次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること															
2. 3号炉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	※2：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条（表84-8）の運転上の制限も確認する。	※2：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条（表84-8）の運転上の制限も確認する。									
項目	運転上の制限															
1次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること															
表36-2 1. 2号炉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蒸気発生器による熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は、モード4にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合</td> <td>C.1.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または C.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および C.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに  速やかに  速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 蒸気発生器による熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。	72時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード4にする。	24時間	C. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または C.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および C.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに	削除		
条件	要求される措置	完了時間														
A. 蒸気発生器による熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。	72時間														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード4にする。	24時間														
C. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または C.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および C.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに														

変更前		変更後		備考
表36-2 つづき 2.3号炉	表36-2	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更		
条 件	要求される措置	条 件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒の引抜操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	A. 制御棒の引抜操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間   1時間  1時間
B. 制御棒の引抜操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	B. 制御棒の引抜操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	72時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード4にする。	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード4にする。	24時間
D. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	D.1.1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または D.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。 および D.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および D.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	D. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	D.1.1 当直長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または D.1.2 当直長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。 および D.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および D.3 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに

変更前

(1次冷却系 -モード4-)  
 第37条 モード4において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。

表37-1

項目	運転上の制限
1次冷却系※1	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：3号炉の余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4または表84-8)の運転上の制限も確認する。

変更後

(1次冷却系 -モード4-)  
 第37条 モード4において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。

表37-1

項目	運転上の制限
1次冷却系※1	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4または表84-8)の運転上の制限も確認する。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更

変更前

表37-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて動作不能である場合	A.1 当直長は、モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系がすべて動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 当直長は、余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに
C. 余熱除去系がすべて運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2.1 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

変更後

表37-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて動作不能である場合	A.1 当直長は、モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系がすべて動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 当直長は、余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに
C. 余熱除去系がすべて運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2.1 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

備考

本頁変更なし

変更前

(1次冷却系 モード5 (1次冷却系満水) 一)  
 第38条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。  
 (a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること  
 (b) 2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であること  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。

表38-1

項 目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること※1※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、1基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であること※1

2. 3号炉

項 目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系※3 1系統が運転中であること※1※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であること※1

※1：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であることを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。

※2：計画的にモード4に加熱するために1次冷却材ポンプを起動する場合は、他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に、1次冷却材ポンプの起動前から起動後までの1時間に限り、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。

※3：余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。

変更後

(1次冷却系 モード5 (1次冷却系満水) 一)  
 第38条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。  
 (a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること  
 (b) 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であること  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。

表38-1

項 目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1 1系統が運転中であること※2※3 (2) 他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であること※2

※1：余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。

※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スピンの5%以上であることを条件に、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。

※3：計画的にモード4に加熱するために1次冷却材ポンプを起動する場合は、他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に、1次冷却材ポンプの起動前から起動後までの1時間に限り、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本頁  
 において同じ)

変更前

表38-2

1. 2号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位(狭域)を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、1基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに

2. 3号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位(狭域)を有する蒸気発生器が1基以下である場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに

変更後

表38-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位(狭域)を有する蒸気発生器が1基以下である場合	A.1 当直長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)



変更前

(1次冷却系 - モード5 (1次冷却系非満水) - )  
 第39条 モード5 (1次冷却系非満水※1) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。

※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう。(以下、本条において同じ。)

表39-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5※6

※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。  
 ※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※4：ポンプの切替を行う場合は、以下のすべてを満足させることを条件に、15分に限り、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること  
 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと  
 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと  
 ※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であることおよび他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※6：1次冷却材ポンプのターニングトルクの計測を行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに

変更後

(1次冷却系 - モード5 (1次冷却系非満水) - )  
 第39条 モード5 (1次冷却系非満水※1) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード5 (1次冷却系非満水) において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。

※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう。(以下、本条において同じ。)

表39-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5※6

※2：余熱除去系が動作不能時は、第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。  
 ※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※4：ポンプの切替を行う場合は、以下のすべてを満足させることを条件に、15分に限り、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること  
 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと  
 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと  
 ※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であることおよび他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※6：1次冷却材ポンプのターニングトルクの計測を行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本  
 頁において同じ)

備考	変更後	変更前								
	<p>(1次冷却系 モード6 (キヤビティ高水位) ー)</p> <p>第40条 モード6 (キヤビティ高水位<sup>※1</sup>) において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キヤビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キヤビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キヤビティ高水位とは、原子炉キヤビティ水位がEL 31.7 m以上である場合をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="762 350 905 1537"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(1次冷却系 モード6 (キヤビティ高水位) ー)</p> <p>第40条 モード6 (キヤビティ高水位<sup>※1</sup>) において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード6 (キヤビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、モード6 (キヤビティ高水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キヤビティ高水位とは、原子炉キヤビティ水位が2号炉についてはEL 31.8m以上、<u>3号炉についてはEL 31.7 m以上である場合をいう。</u>(以下、本条において同じ。)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="762 1581 905 2769"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

表40-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	A.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は、炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直長は、余熱除去系1システムを復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する。 および B.3 当直長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに  速やかに  速やかに  4時間

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下、本条において同じ。)

変更後

表40-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	A.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は、炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直長は、余熱除去系1システムを復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する。 および B.3 当直長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに  速やかに  速やかに  4時間

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下、本条において同じ。)

備考

本頁変更なし

変更前

(1次冷却系 モード6 (キヤビテイ低水位) ー)  
 第41条 モード6 (キヤビテイ低水位<sup>※1</sup>) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。  
 (3) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-2の措置を講じる。

※1：キヤビテイ低水位とは、原子炉キヤビテイ水位が2号炉においてはEL 31.8m未満、3号炉においてはEL 31.7m未満である場合をいう。(以下、本条において同じ。)

表41-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること

※2：3号炉の余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。  
 ※3：キヤビテイ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することができる。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

変更後

(1次冷却系 ーモード6 (キヤビテイ低水位) ー)  
 第41条 モード6 (キヤビテイ低水位<sup>※1</sup>) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。  
 (2) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。  
 (3) 当直長は、モード6 (キヤビテイ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-2の措置を講じる。

※1：キヤビテイ低水位とは、原子炉キヤビテイ水位がEL 31.7m未満である場合をいう。(以下、本条において同じ。)

表41-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること

※2：余熱除去系が動作不能時は、第84条 (表84-4) の運転上の制限も確認する。  
 ※3：キヤビテイ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することができる。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

表41-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、原子炉キヤビティ水位を高位にする措置を開始する。	速やかに  速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2 当直長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに  速やかに  4時間

変更後

表41-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は、原子炉キヤビティ水位を高位にする措置を開始する。	速やかに  速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに  速やかに
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2 当直長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに  速やかに  4時間

備考

本頁変更なし

変更前

(加圧器)  
 第42条 モード1, 2および3において, 加圧器は, 表42-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2および3において, 12時間に1回, 加圧器の水位を確認する。  
 (2) 当直長は, モード1, 2および3において, 1週間に1回, 加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。  
 3 当直長は, 加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表42-2の措置を講じる。

表42-1

項目	運転上の制限
加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位※1以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること

※1: 所定の水位とは, 2号炉においては計器スパンの92%, 3号炉においては計器スパンの94%をいう。(以下, 本条において同じ)

表42-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間

変更後

(加圧器)  
 第42条 モード1, 2および3において, 加圧器は, 表42-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2および3において, 12時間に1回, 加圧器の水位を確認する。  
 (2) 当直長は, モード1, 2および3において, 1週間に1回, 加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。  
 3 当直長は, 加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表42-2の措置を講じる。

表42-1

項目	運転上の制限
加圧器	(1)加圧器の水位が所定の水位※1以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること

※1: 所定の水位とは, 計器スパンの94%をいう。(以下, 本条において同じ。)

表42-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は, モード3にし, 原子炉トリップしや断器を開く。 および A.2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

備考	変更後	変更前																																			
<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>	<p><b>(加圧器安全弁)</b>            第43条 モード1, 2, 3および4（1次冷却材温度が130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。            2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 機械計画第一課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。            3 当直長は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-3の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="583 350 682 1537"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="793 350 892 1537"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>17.16MPa [gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-3</p> <table border="1" data-bbox="1003 350 1234 1537"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa [gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間	A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<p><b>(加圧器安全弁)</b>            第43条 モード1, 2, 3および4（1次冷却材温度が130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。            2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 機械計画第一課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。            3 当直長は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-3の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="583 1587 682 2775"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="793 1587 940 2775"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>17.16MPa [gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-3</p> <table border="1" data-bbox="1003 1587 1234 2775"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	2号炉	3号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa [gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間	A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間
	項目	運転上の制限																																			
	加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること																																			
項目	設定値																																				
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa [gage]以下																																				
条件	要求される措置	完了時間																																			
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間																																			
	A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																			
項目	運転上の制限																																				
加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること																																				
項目	設定値																																				
加圧器安全弁吹出し圧力	2号炉																																				
	3号炉																																				
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa [gage]以下																																				
条件	要求される措置	完了時間																																			
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間																																			
	A.2 当直長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																			

変更前	変更後	備考																							
<p>(加圧器逃がし弁)  第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。  2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  (1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-1で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。  (2) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  (3) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p>	<p>(加圧器逃がし弁)  第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。  2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  (1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-1で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。  (2) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  (3) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p>																								
<p>表44-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	<p>表44-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 加圧器逃がし弁が動作不能時は, 第84条(表84-3)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	<p>伊方発電所2号炉発  電用原子炉施設の廃  止措置を実施するた  めの変更(以下, 本  頁において同じ)</p>															
項 目	運転上の制限																								
加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																								
項 目	運転上の制限																								
加圧器逃がし弁*1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																								
<p>表44-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定 値		2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	16.10MPa[gage]以下		吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	<p>表44-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定 値		吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		吹止り圧力	15.97MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	
項 目		設 定 値																							
	2号炉	3号炉																							
加圧器逃がし弁	16.10MPa[gage]以下																								
吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下																								
吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上																							
項 目	設 定 値																								
	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下																							
吹止り圧力	15.97MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上																							



変更前

表44-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁を閉止する。	1時間
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開または全閉操作ができない場合	B.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁を閉止する。 および B.2 当直長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 72時間
C. 加圧器逃がし元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当直長は、当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直長は、当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 72時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間

※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

変更後

表44-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。	1時間
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開または全閉操作ができない場合	B.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 および B.2 当直長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 72時間
C. 加圧器逃がし元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当直長は、当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直長は、当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 72時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間

※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考												
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, <u>復水器ガスモニタ</u><sup>*1</sup>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>*2</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器プロローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器プロローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器プロローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, <u>復水器ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>*3</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: 2号炉については復水器空抽出器ガスモニタ, 3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。 (以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 高感度型主蒸気管モニタについては, 2号炉については2つの主蒸気管モニタ, 3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※3: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="1549 341 1873 1528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器細管</td> <td>漏えいがないこと</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器細管漏えい監視装置</td> <td>(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること<sup>*4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※4: プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。</p>	項目	運転上の制限	蒸気発生器細管	漏えいがないこと	蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u> , 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること <sup>*4</sup>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>*1</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器プロローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器プロローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器プロローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>*2</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: 高感度型主蒸気管モニタについては, 3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="1549 1113 1873 2647"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器細管</td> <td>漏えいがないこと</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器細管漏えい監視装置</td> <td>(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u>, 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3: プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。</p>	項目	運転上の制限	蒸気発生器細管	漏えいがないこと	蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u> , 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること <sup>*3</sup>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限													
蒸気発生器細管	漏えいがないこと													
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u> , 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること <sup>*4</sup>													
項目	運転上の制限													
蒸気発生器細管	漏えいがないこと													
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において, <u>復水器排気ガスモニタ</u> , 蒸気発生器プロローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において, 蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること <sup>*3</sup>													

変更前		変更後		備考
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
表47-2	完了時間	表47-2	完了時間	伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更（以下、本 頁において同じ）
A. モード1および2において、 <u>復水器ガスモニタ</u> 、 <u>蒸気発生器</u> 、 <u>ローダウン水モニタ</u> および高感度型主蒸気管モニタのうち、いずれか2種類が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能なモニタのうち、いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直長は、残りの動作可能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および A.3 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	A. モード1および2において、 <u>復水器排気ガスモニタ</u> 、 <u>蒸気発生器</u> 、 <u>ローダウン水モニタ</u> および高感度型主蒸気管モニタのうち、いずれか2種類が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能なモニタのうち、いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直長は、残りの動作可能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および A.3 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	
B. モード1および2において、 <u>復水器ガスモニタ</u> 、 <u>蒸気発生器</u> 、 <u>ローダウン水モニタ</u> および高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	B. モード1および2において、 <u>復水器排気ガスモニタ</u> 、 <u>蒸気発生器</u> 、 <u>ローダウン水モニタ</u> および高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間に1回
C. モード3および4において、蒸気発生器プロダウン水モニタが動作不能である場合	C.1 当直長は、蒸気発生器プロダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	C. モード3および4において、蒸気発生器プロダウン水モニタが動作不能である場合	C.1 当直長は、蒸気発生器プロダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間に1回
D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

変更前	変更後	備考																																		
<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第49条 モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上)において, 1次冷却材中のよう素131濃度は, 表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は, モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上)において, 1週間に1回, 1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3 安全技術課長は, 1次冷却材中のよう素131濃度が, 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="653 344 753 1534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="789 344 890 1534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="961 344 1247 1534"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間	<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第49条 モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上)において, 1次冷却材中のよう素131濃度は, 表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は, モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260℃以上)において, 1週間に1回, 1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3 安全技術課長は, 1次冷却材中のよう素131濃度が, 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="653 1581 753 2772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="789 1581 890 2772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="961 1581 1247 2772"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間																																		
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$5.1 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
項目	運転上の制限																																			
1次冷却材中のよう素131濃度	$3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 1次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にし, 1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間																																		

変更前

(蓄圧タンク)

第50条 モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) ※1において, 蓄圧タンクは, 表50-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50-2で定める頻度で確認する。  
 なお, 燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により, 蓄圧タンク水位計で3cm以上の水位増加が確認された場合は, 6時間以内に当該タンクのほう酸濃度を確認する。  
 (2) 発電課長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 蓄圧タンクのほう酸濃度を表50-2で定める頻度で確認する。  
 (3) 当直長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 1日に1回, 蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。  
 3 発電課長は, 蓄圧タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 蓄圧タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または蓄圧タンクがほう酸濃度以外の理由により第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表50-3の措置を講じる。

※1: 原子炉起動時のモード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超えた時点) から, すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く (以下, 本条において同じ)。

表50-1

項目	運転上の制限
蓄圧タンク※2	(1) ほう酸濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2) 出口隔離弁が全開であること

※2: 3号炉の蓄圧タンクは, 重大事故等対処設備を兼ねる。

表50-2

項目	制限値		確認頻度
	2号炉	3号炉	
ほう酸濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	3ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	35.4m <sup>3</sup> 以上	29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回
圧力	5.07MPa [gage]以上	4.04MPa [gage]以上	1日に1回

変更後

(蓄圧タンク)

第50条 モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) ※1において, 蓄圧タンクは, 表50-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50-2で定める頻度で確認する。  
 なお, 燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により, 蓄圧タンク水位計で3cm以上の水位増加が確認された場合は, 6時間以内に当該タンクのほう酸濃度を確認する。  
 (2) 発電課長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 蓄圧タンクのほう酸濃度を表50-2で定める頻度で確認する。  
 (3) 当直長は, モード1, 2および3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超える場合) において, 1日に1回, 蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。  
 3 発電課長は, 蓄圧タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 蓄圧タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または蓄圧タンクがほう酸濃度以外の理由により第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表50-3の措置を講じる。

※1: 原子炉起動時のモード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [gage]を超えた時点) から, すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く (以下, 本条において同じ)。

表50-1

項目	運転上の制限
蓄圧タンク※2	(1) ほう酸濃度, ほう酸水量および圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2) 出口隔離弁が全開であること

※2: 蓄圧タンクは, 重大事故等対処設備を兼ねる。

表50-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	4,400ppm以上	3ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	29.0m <sup>3</sup> 以上	1日に1回
圧力	4.04MPa [gage]以上	1日に1回

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更 (以下, 本頁において同じ)

備考

変更前

表50-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1 時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、1次冷却系圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード4にする。 および D.3 当直長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間

変更後

表50-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1 時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、1次冷却系圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード4にする。 および D.3 当直長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考												
<p>(<b>非常用炉心冷却系</b> <b>－モード1, 2および3－</b>)  第51条 モード1, 2および3において, 非常用炉心冷却系は, 表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 2号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および余熱除去ポンプについては表51-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 3号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表51-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>(3) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</u></p> <p>(4) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</u></p> <p>(5) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</u></p> <p>(6) <u>機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し, その結果を発電課長に通知する。</u></p> <p>(7) <u>機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 3号炉の余熱除去ポンプ入口弁が, 閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</u></p> <p>(8) <u>当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>(9) <u>当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表51-3の措置を講じる。</p>	<p>(<b>非常用炉心冷却系</b> <b>－モード1, 2および3－</b>)  第51条 モード1, 2および3において, 非常用炉心冷却系は, 表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表51-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</u></p> <p>(3) <u>発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</u></p> <p>(4) <u>機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し, その結果を発電課長に通知する。</u></p> <p>(5) <u>機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 余熱除去ポンプ入口弁が, 閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</u></p> <p>(6) <u>当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>(7) <u>当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表51-3の措置を講じる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>												
<p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系<sup>※1※2</sup></td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること<sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 3号炉の低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能なた態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系<sup>※1※2</sup></td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること<sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能なた態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>表51-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系<sup>※1※2</sup></td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること<sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 高圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-3および表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 低圧注入系が動作不能時は, 第84条(表84-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は, 高圧注入系への切替操作が可能なた態であることを条件に, 動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 <sup>※1※2</sup>	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること													

変更前		変更後		備考																		
表51-2 1. 2号炉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	表51-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更								
項目	確認事項																					
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上、容量が454m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																					
項目	確認事項																					
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																					
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																					
表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間	
項目	確認事項																					
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																					
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上、容量が681m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																				
B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																				
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード4にする。	12時間  36時間																				



備考	変更後	変更前																																
<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード4-1) 第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 (2) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。 3 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-3および表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：充てん系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード5にする。</td> <td>20時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間	<p>(非常用炉心冷却系 モード4-1) 第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 (2) 当直長は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。 3 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-3および表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：3号炉の充てん系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：3号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84-4）の運転上の制限も確認する。 ※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード5にする。</td> <td>20時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間
項目	運転上の制限																																	
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																																
B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間																																
項目	運転上の制限																																	
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																																
B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード5にする。	20時間																																

変更前

(燃料取替用水タンク)

第53条 モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクは, 表53-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53-2で定める頻度で確認する。

(2) 発電課長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度を表53-2で定める頻度で確認する。

3 発電課長は, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表53-3の措置を講じる。

表53-1

項目	制限値	運転上の制限
燃料取替用水タンク*1	ほう酸濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること	

※1: 3号炉の燃料取替用水タンク (ほう酸水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。

表53-2

項目	制限値		確認頻度
	2号炉	3号炉	
ほう酸濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	1,050m <sup>3</sup> 以上	1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回

表53-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, ほう酸濃度を制限値内に回復させる。	8時間
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は, ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長はモード3にする。 および C.2 当直長はモード5にする。	12時間 56時間

変更後

(燃料取替用水タンク)

第53条 モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクは, 表53-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53-2で定める頻度で確認する。

(2) 発電課長は, モード1, 2, 3および4において, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度を表53-2で定める頻度で確認する。

3 発電課長は, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表53-3の措置を講じる。

表53-1

項目	制限値	運転上の制限
燃料取替用水タンク*1	ほう酸濃度およびほう酸水量が表53-2で定める制限値内にあること	

※1: 燃料取替用水タンク (ほう酸水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。

表53-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	4,400ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量 (有効水量)	1,700m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回

表53-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 燃料取替用水タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, ほう酸濃度を制限値内に回復させる。	8時間
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は, ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長はモード3にする。 および C.2 当直長はモード5にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更 (以下, 本頁において同じ)

変更前	変更後	備考																		
<p><b>(ほう酸注入タンク)</b>  第54条 モード1, 2および3において, 2号炉のほう酸注入タンクは, 表54-1で定める事項を運転上の制限とする。  2 ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。  (1) 当直長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表54-2で定める頻度で確認する。  (2) 発電課長は, モード1, 2および3において, ほう酸注入タンクのほう酸濃度を表54-2で定める頻度で確認する。  3 発電課長は, ほう酸注入タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当直長に通知する。当直長は, ほう酸注入タンクのほう酸濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合, またはほう酸注入タンクのほう酸水量もしくはほう酸水温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表54-3の措置を講じる。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>																		
<p>表54-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう酸濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう酸濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること															
項目	制限値	運転上の制限																		
ほう酸注入タンク	ほう酸濃度, ほう酸水量およびほう酸水温度が表54-2で定める制限値内であること																			
<p>表54-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸濃度</td> <td>21,000ppm以上</td> <td>—</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>2.46m<sup>3</sup>以上</td> <td>—</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃以上</td> <td>—</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	2号炉	3号炉	ほう酸濃度	21,000ppm以上	—	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上	—	1日に1回		
項目		制限値			確認頻度															
	2号炉	3号炉																		
ほう酸濃度	21,000ppm以上	—	1ヶ月に1回																	
ほう酸水量(有効水量)	2.46m <sup>3</sup> 以上	—	1週間に1回																	
ほう酸水温度	65℃以上	—	1日に1回																	
<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度, ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 B.2 当直長は, 1次冷却系ほう酸濃度を93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう酸濃度まで, 濃縮する。 B.3 当直長は, 制限値内に回復させる。</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード4にする。</td> <td>7日 24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度, ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 B.2 当直長は, 1次冷却系ほう酸濃度を93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう酸濃度まで, 濃縮する。 B.3 当直長は, 制限値内に回復させる。	12時間 12時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード4にする。	7日 24時間								
条件	要求される措置	完了時間																		
A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度, ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 制限値内に回復させる。	1時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 B.2 当直長は, 1次冷却系ほう酸濃度を93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう酸濃度まで, 濃縮する。 B.3 当直長は, 制限値内に回復させる。	12時間 12時間																		
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード4にする。	7日 24時間																		

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉格納容器) 第55条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器は, 表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, エアロクインターロック機構の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 表55-6で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長および機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で, 閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態とされている格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。)を除き, 閉止状態であることを確認する。ただし, 格納容器隔離弁のうち, 発電課長は手動隔離弁, 機械計画第一課長は閉止フラレンジについて, 至近の記録, 施設管理の実施, 区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 12時間に1回, 原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 以下の措置を講じる。</p> <p>(1) エアロク以外理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-4の措置を講じる。</p> <p>(2) エアロクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-5の措置を講じるとともに, 同表の条件Dに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は, 同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器) 第55条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器は, 表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, エアロクインターロック機構の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 表55-6で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長および機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で, 閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態とされている格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。)を除き, 閉止状態であることを確認する。ただし, 格納容器隔離弁のうち, 発電課長は手動隔離弁, 機械計画第一課長は閉止フラレンジについて, 至近の記録, 施設管理の実施, 区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 12時間に1回, 原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 以下の措置を講じる。</p> <p>(1) エアロク以外理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-4の措置を講じる。</p> <p>(2) エアロクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 表55-5の措置を講じるとともに, 同表の条件Dに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は, 同表の措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>

変更前

表55-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)エアロロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4

※1：3号炉の原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2：動作可能であることは、エアロロックのインターロック機構が健全であること、およびエアロロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。  
 ※3：モード4の原子炉格納容器ページ後、直ちに閉止できることを条件にエアロロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。

表55-2

項目	制限値
原子炉格納容器圧力	2号炉 3号炉 0.0098MPa[gage]以下

表55-3

項目	漏えい率
A種検査	2号炉 3号炉 設計圧力検査 0.08%/日以下 低圧検査 0.04%/日以下
B・C種検査	0.04%/日以下

変更後

表55-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3)エアロロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4

※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2：動作可能であることは、エアロロックのインターロック機構が健全であること、およびエアロロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。  
 ※3：モード4の原子炉格納容器ページ後、直ちに閉止できることを条件にエアロロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。

表55-2

項目	制限値
原子炉格納容器圧力	0.0098MPa[gage]以下

表55-3

項目	漏えい率
A種検査	設計圧力検査 0.08%/日以下 低圧検査 0.04%/日以下
B・C種検査	0.04%/日以下

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更（以下、本  
 頁において同じ）

変更前

表55-4 ※5※6※7

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 A.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回
B. 格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 B.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 C.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回
D. 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間
E. 条件A, B, CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1時間
F. 条件A, B, C, DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は、モード3にする。 F.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。

※6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。

※7：格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。

※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。

変更後

表55-4 ※5※6※7

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 A.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回
B. 格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 B.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	1時間 隔離後の1ヶ月に1回
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直長は、当該ラインを隔離する。 C.2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	4時間 隔離後の1ヶ月に1回
D. 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間
E. 条件A, B, CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1時間
F. 条件A, B, C, DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は、モード3にする。 F.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。

※6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。

※7：格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。

※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。

備考

本頁変更なし

変更前

表55-5 ※9※10※11

条 件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能なエアロックドア1つを有するエアロックが1基以上ある場合	A.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回
B. インターロック機構が動作不能なエアロックが1基以上ある場合	B.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回
C. 閉止不能なエアロックドア2つを有するエアロックが1基以上ある場合	C.1 当直長は、当該エアロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回

変更後

表55-5 ※9※10※11

条 件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能なエアロックドア1つを有するエアロックが1基以上ある場合	A.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回
B. インターロック機構が動作不能なエアロックが1基以上ある場合	B.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回
C. 閉止不能なエアロックドア2つを有するエアロックが1基以上ある場合	C.1 当直長は、当該エアロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	1時間  24時間  施錠後の1ヶ月に1回

備考

本頁変更なし

変更前

表55-5 つづき

条 件	要求される措置	完了時間
D. 条件A, BまたはC以外の理由によりエアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械計画第一課長は,当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直長は,当該エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械計画第一課長は,当該エアロックの機能を復旧し,その結果を当直長に通知する。	速やかに  1時間  24時間
E. 条件A, B, CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は, モード3にする。 および E.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間

※9：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。  
 ※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できるときを条件に, 一時的に当該エアロックを使用することが許容される。  
 ※11：インターロック機構が動作不能な場合, 同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

変更後

表55-5 つづき

条 件	要求される措置	完了時間
D. 条件A, BまたはC以外の理由によりエアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械計画第一課長は,当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直長は,当該エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械計画第一課長は,当該エアロックの機能を復旧し,その結果を当直長に通知する。	速やかに  1時間  24時間
E. 条件A, B, CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は, モード3にする。 および E.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間

※9：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。  
 ※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できるときを条件に, 一時的に当該エアロックを使用することが許容される。  
 ※11：インターロック機構が動作不能な場合, 同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

備考

本頁変更なし



変更前		変更後	備考
表55-6 1.2号炉			
化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン 1次冷却材ポンプ封水注入ライン	削除	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更
安全注入系統	蓄圧タンクテラストライン 蓄圧タンクN <sub>2</sub> ライン		
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 制御棒クラスト駆動装置冷却ユニット冷却水ライン 1次冷却材ポンプ冷却水ライン 1次冷却材ポンプモータ冷却水ライン		
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクペントヘッドライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプBポンプ出口ライン		
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン		
試験料採取系統	加圧器蒸気側サンプルライン 加圧器液側サンプルライン 1次冷却材（ループA）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン		
原子炉格納施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）		
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン		
蒸気発生器ブロウダウン系統	蒸気発生器ブロウダウンライン 蒸気発生器ブロウダウンサンプルライン		
制御用空気系統	制御用空気ライン		
消火系統	消火ライン		

変更前	
化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン
安全注入系統	蓄圧タンクN <sub>2</sub> ライン 安全注入アストライン
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスト駆動装置 冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 1次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器サンプルラインおよび1次冷却材（ループA）サンプルライン 1次冷却材（ループB）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン
蒸気発生器ブロワーダウン系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 蒸気発生器ブロワーダウンサンプルライン
消火系統	消火ライン
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン
空調用水系統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン
制御用空気系統	制御用空気ライン
原子炉規格施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）

変更後	
化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン
安全注入系統	蓄圧タンクN <sub>2</sub> ライン 安全注入アストライン
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスト駆動装置 冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 1次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器サンプルラインおよび1次冷却材（ループA）サンプルライン 1次冷却材（ループB）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン
蒸気発生器ブロワーダウン系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 蒸気発生器ブロワーダウンサンプルライン
消火系統	消火ライン
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン
空調用水系統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン
制御用空気系統	制御用空気ライン
原子炉規格施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）

表55-6

備考  
伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前	変更後	備考																														
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器真空逃がし系は, 表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表56-2の措置を講じる。</p> <p>表56-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは, 真空逃がし機能が確保されていること(以下, 本条において同じ。)</p> <p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間  56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器真空逃がし系は, 表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表56-2の措置を講じる。</p> <p>表56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは, 真空逃がし機能が確保されていることをいう。</p> <p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間  56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1																															
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間																														
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※1																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間																														

変更前	変更後	備考								
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表57-3に定める事項を確認する。</u></p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, よう素除去薬品タンクの薬品<sup>※1</sup>濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は, よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 2号炉については苛性ソーダ, 3号炉についてはヒドラジンをいう。(以下, 本条において同じ。)</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異臭, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表57-3に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 当直長は, よう素除去薬品タンクのヒドラジン溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>								
<p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="1228 53 1417 1558"> <thead> <tr> <th data-bbox="1228 53 1260 1558">項 目</th> <th data-bbox="1228 1558 1260 2003">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1260 53 1417 1558">原子炉格納容器スプレイ系<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="1260 1558 1417 2003">(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 <sup>※1</sup>	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="1228 1558 1417 2579"> <thead> <tr> <th data-bbox="1228 1558 1260 2579">項 目</th> <th data-bbox="1228 2579 1260 2801">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1260 1558 1417 2579">原子炉格納容器スプレイ系<sup>※1</sup></td> <td data-bbox="1260 2579 1417 2801">(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 <sup>※1</sup>	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	
項 目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系 <sup>※1</sup>	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57-2に定める制限値内にあること									
項 目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系 <sup>※1</sup>	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること									

変更前

表57-2

項目	制限値	確認頻度
苛性ソーダ濃度	2号炉 30wt%以上	定期事業者検査時
ヒドラジン濃度	3号炉 —	定期事業者検査時
溶液量 (有効水量)	— 35wt%以上 1.6m <sup>3</sup> 以上	モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回

表57-3

項目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。

表57-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。	72時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

変更後

表57-2

項目	制限値	確認頻度
ヒドラジン濃度	35wt%以上	定期事業者検査時
ヒドラジン溶液量 (有効水量)	1.6m <sup>3</sup> 以上	モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回

表57-3

項目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。

表57-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度またはヒドラジン溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。	72時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下、本  
頁において同じ)

変更前	変更後	備考																		
<p>(アニユラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1, 2, 3および4において, アニユラス空気浄化系は, 表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニユラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台のアニユラス排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニユラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表58-3の措置を講じる。</p>	<p>(アニユラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1, 2, 3および4において, アニユラス空気浄化系は, 表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニユラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニユラス排気ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台のアニユラス排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, アニユラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表58-3の措置を講じる。</p>																			
<p>表58-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニユラス空気浄化系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉のアニユラス空気浄化系が動作不能時は, 第84条(表84-11)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	アニユラス空気浄化系※1	2 系統が動作可能であること	<p>表58-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニユラス空気浄化系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: アニユラス空気浄化系が動作不能時は, 第84条(表84-11)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	アニユラス空気浄化系※1	2 系統が動作可能であること	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>										
項 目	運転上の制限																			
アニユラス空気浄化系※1	2 系統が動作可能であること																			
項 目	運転上の制限																			
アニユラス空気浄化系※1	2 系統が動作可能であること																			
<p>表58-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニユラス排気フィルタ</td> <td>2号炉 3号炉 95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	よう素除去効率(総合除去効率)	アニユラス排気フィルタ	2号炉 3号炉 95%以上	<p>表58-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニユラス排気フィルタ</td> <td>よう素除去効率(総合除去効率) 95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	よう素除去効率(総合除去効率)	アニユラス排気フィルタ	よう素除去効率(総合除去効率) 95%以上											
項 目	よう素除去効率(総合除去効率)																			
アニユラス排気フィルタ	2号炉 3号炉 95%以上																			
項 目	よう素除去効率(総合除去効率)																			
アニユラス排気フィルタ	よう素除去効率(総合除去効率) 95%以上																			
<p>表58-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	<p>表58-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																		
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. アニユラス空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																		

変更前

(アニュラス)  
 第59条 モード1, 2, 3および4において, アニュラスは, 表59-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。  
 3 当直長は, アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表59-2の措置を講じる。

表59-1

項目	運転上の制限
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1

※1: アニュラス内点検, エアロック点検, 2号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合, 運転上の制限を適用しない。

表59-2

条件	要求される措置	完了時間
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

変更後

(アニュラス)  
 第59条 モード1, 2, 3および4において, アニュラスは, 表59-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, アニュラス排気ファンの起動により, アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。  
 3 当直長は, アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表59-2の措置を講じる。

表59-1

項目	運転上の制限
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1

※1: アニュラス内点検, エアロック点検等を行う場合, 運転上の制限を適用しない。

表59-2

条件	要求される措置	完了時間
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は, アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考																																										
<p>(主蒸気安全弁) 第60条 モード1, 2および3において※1, 主蒸気安全弁は, 表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表60-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉起動時のモード3から, 主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="653 344 768 1531"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の主蒸気安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="913 344 1167 1531"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で, かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で, かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で, かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1207 344 1392 1531"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で, かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で, かつ80%以下	6個	55%超で, かつ70%以下	5個	40%超で, かつ55%以下	4個	25%超で, かつ40%以下	3個	25%以下	2個	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で, かつ80%以下	4個	40%超で, かつ60%以下	3個	40%以下	2個	<p>(主蒸気安全弁) 第60条 モード1, 2および3において※1, 主蒸気安全弁は, 表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表60-4の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉起動時のモード3から, 主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="653 1115 768 1531"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 主蒸気安全弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="877 1115 1062 1531"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で, かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で, かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で, かつ80%以下	4個	40%超で, かつ60%以下	3個	40%以下	2個	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>
項目	運転上の制限																																											
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること																																											
原子炉熱出力	個数																																											
80%超	7個																																											
70%超で, かつ80%以下	6個																																											
55%超で, かつ70%以下	5個																																											
40%超で, かつ55%以下	4個																																											
25%超で, かつ40%以下	3個																																											
25%以下	2個																																											
原子炉熱出力	個数																																											
80%超	5個																																											
60%超で, かつ80%以下	4個																																											
40%超で, かつ60%以下	3個																																											
40%以下	2個																																											
項目	運転上の制限																																											
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60-2で定める個数以上が動作可能であること																																											
原子炉熱出力	個数																																											
80%超	5個																																											
60%超で, かつ80%以下	4個																																											
40%超で, かつ60%以下	3個																																											
40%以下	2個																																											



変更前

表60-3

1. 2号炉

項目	設定値
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa [gage]以下 他の1個は 7.65 MPa [gage]以下 残り5個は 7.85 MPa [gage]以下

2. 3号炉

項目	設定値
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa [gage]以下 他の1個は 7.65 MPa [gage]以下 残り3個は 7.85 MPa [gage]以下

表60-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間

変更後

表60-3

項目	設定値
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa [gage]以下 他の1個は 7.65 MPa [gage]以下 残り3個は 7.85 MPa [gage]以下

表60-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

変更前

(主蒸気隔離弁)  
第61条 モード1, 2および3において, 主蒸気隔離弁は, 表61-1で定める事項を運転上の制限とする。  
2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  
3 当直長は, 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表61-2の措置を講じる。

表61-1

項目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※1: 3号炉の主蒸気隔離弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。

※2: 閉止状態にある主蒸気隔離弁については, 運転上の制限を適用しない。

表61-2

条件	要求される措置	完了時間
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は, 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 C.2 当直長は, 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード4にする。	閉止後の1週間に1回 24時間

変更後

(主蒸気隔離弁)  
第61条 モード1, 2および3において, 主蒸気隔離弁は, 表61-1で定める事項を運転上の制限とする。  
2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し, その結果を発電課長に通知する。  
3 当直長は, 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表61-2の措置を講じる。

表61-1

項目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※1: 主蒸気隔離弁は, 重大事故等対処設備を兼ねる。

※2: 閉止状態にある主蒸気隔離弁については, 運転上の制限を適用しない。

表61-2

条件	要求される措置	完了時間
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は, 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 C.2 当直長は, 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。 および	8時間
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード4にする。	閉止後の1週間に1回 24時間

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

(主蒸気逃がし弁)  
 第63条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。  
 3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。

表63-1

項目	運転上の制限
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること

※1: 3号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は, 第84条 (表84-9) の運転上の制限も確認する。

表63-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	12時間 36時間

2. 3号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。 C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	24時間 12時間 36時間

変更後

(主蒸気逃がし弁)  
 第63条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 計装計画課長は, 定期事業者検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。  
 3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。

表63-1

項目	運転上の制限
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること

※1: 主蒸気逃がし弁が動作不能時は, 第84条 (表84-9) の運転上の制限も確認する。

表63-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。 C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	24時間 12時間 36時間

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更 (以下, 本頁において同じ)

備考

変更前	変更後	備考
<p>(補助給水系)</p> <p>第64条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 補助給水系は, 表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>3号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-2に定める事項を確認する。</u></p> <p>(4) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期事業者検査時に, タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(6) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭および漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>(7) 発電課長は, 定期事業者検査時に, <u>3号炉の電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-3に定める事項を確認する。</u></p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(9) 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 1ヶ月に1回, 1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表64-4の措置を講じる。</p> <p>※1: モード3において, タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は, 起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下, 本条において同じ。)</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第64条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 補助給水系は, 表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, タービン動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-2に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期事業者検査時に, タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 電動補助給水ポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表64-3に定める事項を確認する。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2および3において, 1ヶ月に1回, 2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において, 1ヶ月に1回, 1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表64-4の措置を講じる。</p> <p>※1: モード3において, タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は, 起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下, 本条において同じ。)</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)</p>

変更前		変更後		備考																								
表64-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※2</td> <td>(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉の補助給水系が動作不能時は, 第84条(表84-8)の運転上の制限も確認する。  ※3: タービン動補助給水ポンプについては, 原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合, 運転上の制限は適用しない。</p>	項目	運転上の制限		補助給水系※2	(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	表64-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※2</td> <td>(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 補助給水系が動作不能時は, 第84条(表84-8)の運転上の制限も確認する。  ※3: タービン動補助給水ポンプについては, 原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合, 運転上の制限は適用しない。</p>	項目	運転上の制限	補助給水系※2	(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更															
項目	運転上の制限																											
補助給水系※2	(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																											
項目	運転上の制限																											
補助給水系※2	(1)モード1, 2および3において, 電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																											
表64-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認項目	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	表64-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認項目	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																	
項目	確認項目																											
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																											
項目	確認項目																											
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が210m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																											
表64-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認項目	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	表64-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認項目	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																	
項目	確認項目																											
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																											
項目	確認項目																											
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上, 容量が90m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。																											
表64-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合</td> <td>C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに  速やかに	表64-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。</td> <td>12時間  36時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合</td> <td>C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間	C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに  速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																										
A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																										
C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに  速やかに																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. モード1, 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの2系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1, 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間																										
C. モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は, 電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は, 余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに  速やかに																										

変更前

(復水タンク)  
 第65条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) は表65-1 で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 1日に1回, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) の水量を確認する。  
 3 当直長は, 復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉) が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表65-2 の措置を講じる。

表65-1

1. <u>2号炉</u>	項目	運転上の制限
	復水タンク水量 (有効水量)	305m <sup>3</sup> 以上であること
2. <u>3号炉</u>	項目	運転上の制限
	補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること

※1: 補助給水タンク水量 (有効水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。

表65-2

条件	要求される措置	完了時間
A. <u>復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉)</u> の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が <u>復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉)</u> の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, <u>復水タンク (2号炉), 補助給水タンク (3号炉)</u> の水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回  7日
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間

変更後

(補助給水タンク)  
 第65条 モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 補助給水タンクは表65-1 で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 補助給水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2, 3および4 (蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合) において, 1日に1回, 補助給水タンクの水量を確認する。  
 3 当直長は, 補助給水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表65-2 の措置を講じる。

表65-1

項目	運転上の制限
補助給水タンク水量 (有効水量) ※1	610m <sup>3</sup> 以上であること

※1: 補助給水タンク水量 (有効水量) が運転上の制限を逸脱した場合は, 第84条 (表84-14) の運転上の制限も確認する。

表65-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 補助給水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は, 代替水源である2次系純水タンク等の水量が補助給水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は, 補助給水タンクの水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	4時間 その後の12時間に1回  7日
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下, 本頁  
 において同じ)

変更前

(原子炉補機冷却水系)

第66条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却水系は, 表66-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること, および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合, 切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

3 当直長は, 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表66-2の措置を講じる。

表66-1

項目	運転上の制限
原子炉補機冷却水系*1	2 系統が動作可能であること

※1: 3号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は, 第84条(表84-7)の運転上の制限も確認する。

表66-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

※2: 運転中のポンプについては運転状態により確認する。

変更後

(原子炉補機冷却水系)

第66条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却水系は, 表66-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること, および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合, 切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

3 当直長は, 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表66-2の措置を講じる。

表66-1

項目	運転上の制限
原子炉補機冷却水系*1	2 系統が動作可能であること

※1: 原子炉補機冷却水系が動作不能時は, 第84条(表84-7)の運転上の制限も確認する。

表66-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

※2: 運転中のポンプについては運転状態により確認する。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

(原子炉補機冷却海水系)

第67条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却海水系は, 表67-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 海水ポンプが模擬信号により起動すること, および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合, 切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

3 当直長は, 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表67-2の措置を講じる。

表67-1

項目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること

※1: 3号炉の原子炉補機冷却海水系が動作不能時は, 第84条(表84-7)の運転上の制限も確認する。

表67-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

※2: 運転中のポンプについては, 運転状態により確認する。

変更後

(原子炉補機冷却海水系)

第67条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉補機冷却海水系は, 表67-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。

(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 海水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。

(3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合, 切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

3 当直長は, 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表67-2の措置を講じる。

表67-1

項目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること

※1: 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は, 第84条(表84-7)の運転上の制限も確認する。

表67-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のポンプを起動し, 動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

※2: 運転中のポンプについては, 運転状態により確認する。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同様)



変更前	変更後	備考																																		
<p>(制御用空気系)</p> <p>第68条 モード1, 2, 3および4において, 制御用空気系は, 表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表68-3の措置を講じる。</p> <p>なお, 制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後, A制御用空気母管またはB制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は, 復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="653 1584 737 2772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 2 系統の圧力とは, A制御用空気母管の圧力およびB制御用空気母管の圧力をいう。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="842 1584 957 2772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力</td> <td>2号炉 3号炉 0.50MPa[gage]以上 0.60MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表68-3</p> <table border="1" data-bbox="1031 1576 1409 2772"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>72時間 4時間 その後の8時間 1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御用空気系	2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	制御用空気圧力	2号炉 3号炉 0.50MPa[gage]以上 0.60MPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 4時間 その後の8時間 1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	<p>(制御用空気系)</p> <p>第68条 モード1, 2, 3および4において, 制御用空気系は, 表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3 当直長は, 制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表68-3の措置を講じる。</p> <p>なお, 制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後, A制御用空気母管またはB制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は, 復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="653 347 737 1534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 2 系統の圧力とは, A制御用空気母管の圧力およびB制御用空気母管の圧力をいう。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="842 347 926 1534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力</td> <td>0.60MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表68-3</p> <table border="1" data-bbox="1031 347 1409 1534"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>72時間 4時間 その後の8時間 1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御用空気系	2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	制御用空気圧力	0.60MPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 4時間 その後の8時間 1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>
項目	運転上の制限																																			
制御用空気系	2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること																																			
項目	制限値																																			
制御用空気圧力	2号炉 3号炉 0.50MPa[gage]以上 0.60MPa[gage]以上																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 4時間 その後の8時間 1回																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																																		
項目	運転上の制限																																			
制御用空気系	2 系統の圧力*1が表68-2で定める制限値内にあること																																			
項目	制限値																																			
制御用空気圧力	0.60MPa[gage]以上																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 制御用空気系1 系統が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は, 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は, 残りの系統について, 運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 4時間 その後の8時間 1回																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。 および B.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間																																		

変更前

(中央制御室非常用循環系)  
 第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 機械計画第一課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。  
 (2) 発電課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。  
 (3) 当直長は、モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。  
 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表69-1

項目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること

※1：3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率(総合除去効率)
中央制御室非常用給気フィルタ	2号炉 3号炉 95%以上

表69-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日
B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直長は、モード3にする。 C.2 当直長は、モード5にする。	10日 12時間 56時間
D.1 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(中央制御室非常用循環系)  
 第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 機械計画第一課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。  
 (2) 発電課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。  
 (3) 当直長は、モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。  
 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表69-1

項目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	2系統が動作可能であること

※1：中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率(総合除去効率)
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上

表69-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日
B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直長は、モード3にする。 C.2 当直長は、モード5にする。	10日 12時間 56時間
D.1 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本頁  
 において同じ)

変更前		変更後		備考																								
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第70条 モード1, 2, 3および4において, 3号炉の安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。</p>		<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第70条 モード1, 2, 3および4において, 安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。</p>		伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更(以下, 本頁 において同じ)																								
表70-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること	表70-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること																	
項目	運転上の制限																											
安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること																											
項目	運転上の制限																											
安全補機室空気浄化系	2 系統が動作可能であること																											
表70-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室排気フィルタ</td> <td>3号炉 95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	安全補機室排気フィルタ	3号炉 95%以上	表70-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室排気フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	安全補機室排気フィルタ	95%以上																	
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																											
安全補機室排気フィルタ	3号炉 95%以上																											
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																											
安全補機室排気フィルタ	95%以上																											
表70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td> <td>72時間  24時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間  56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間  24時間 その後の1日に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間	表70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td> <td>72時間  24時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。</td> <td>12時間  56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間  24時間 その後の1日に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間	
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間  24時間 その後の1日に1回																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 安全補機室空気浄化系1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間  24時間 その後の1日に1回																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。 および C.2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間																										

変更前		変更後		備考																								
<p>(燃料取扱建屋空気浄化系)</p> <p>第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にあって、3号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にあって、1ヶ月に1回、2台のアニュラス排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。</p>		<p>(燃料取扱建屋空気浄化系)</p> <p>第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にあって、燃料取扱建屋空気浄化系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にあって、1ヶ月に1回、2台のアニュラス排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。</p>		伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更																								
表71-1	表71-1	表71-1	表71-1																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱建屋空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、安全技術課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>		項目	運転上の制限	燃料取扱建屋空気浄化系	2 系統が動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱建屋空気浄化系</td> <td>2 系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、安全技術課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>		項目	運転上の制限	燃料取扱建屋空気浄化系	2 系統が動作可能であること※1																	
項目	運転上の制限																											
燃料取扱建屋空気浄化系	2 系統が動作可能であること※1																											
項目	運転上の制限																											
燃料取扱建屋空気浄化系	2 系統が動作可能であること※1																											
表71-2	表71-2	表71-2	表71-2																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>速やかに  8時間に1回  速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下、本条において同じ。)</p>		条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに  8時間に1回  速やかに	C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日  4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>速やかに  8時間に1回  速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下、本条において同じ。)</p>		条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに  8時間に1回  速やかに	C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに  8時間に1回  速やかに																										
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに  8時間に1回  速やかに																										
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに																										

変更前

（外部電源（2号炉） - モード1. 2. 3および4 - ）  
 第72条 2号炉について、モード1, 2, 3および4において、外部電源<sup>※1</sup>は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード1, 2, 3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。  
 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じる。

※1：外部電源とは、電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下、本条および第72条の2において同じ。）

表72-1

項目	運転上の制限
外部電源	2系列 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup>

※2：外部電源の系列数は当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする。（以下、本条および第72条の2において同じ。）

※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

表72-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な外部電源が1系列である場合	A.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  10日
B. 動作可能な外部電源が1系列である場合 および 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合	B.1 当直長は、動作不能となっている外部電源1系列または非常用ディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間
C. すべての外部電源が動作不能である場合	C.1 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	24時間
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更

	変更後
削除	
	備考
	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

	変更前
<p>(外部電源(2号炉) - モード5, 6 および照射済燃料移動中)</p> <p>第72条の2 2号炉について、モード5, 6 および照射済燃料移動中において、外部電源は、表72の2-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード5, 6 および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の2-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。</p>	
表72の2-1	運転上の制限
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1
※1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。	
表72の2-2	要求される措置
A. すべての外部電源が動作不能である場合	完了時間
A.1 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する※2。 および	速やかに
A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および	速やかに
A.3 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	

変更前

(外部電源(3号炉))  
 第72条の3 3号炉について、モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源\*1は、表72の3-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。  
 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。  
 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の3-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72の3-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1) 3回線*2以上が動作可能であること*3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること*4*5

※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することとができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下、本条において同じ。)  
 ※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。  
 ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

変更後

(外部電源)  
 第72条 モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源\*1は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。  
 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。  
 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1) 3回線*2以上が動作可能であること*3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること*4*5

※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することとができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下、本条において同じ。)  
 ※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。  
 ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

表72の3-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  30日
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  30日
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。 または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  20日
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および D.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  10日

変更後

表72-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  30日
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  30日
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。 または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  20日
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および D.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回  10日

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更



変更前

表72の3-2 (続き)

条 件	要求される措置	完了時間
E. 動作可能な外部電源が1回線でおよび非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6	E.1 当直長は、動作不能となっている外部電源1回線または非常用ディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間
F. すべての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間
G. モード1, 2, 3および4において、条件A, B, C, D, EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直長は、モード3にする。 および G.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間
H. モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A, B, C, D, EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 当直長または安全技術課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに  速やかに  速やかに

※6：モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。

※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表72-2 (続き)

条 件	要求される措置	完了時間
E. 動作可能な外部電源が1回線でおよび非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6	E.1 当直長は、動作不能となっている外部電源1回線または非常用ディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間
F. すべての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間
G. モード1, 2, 3および4において、条件A, B, C, D, EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直長は、モード3にする。 および G.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間
H. モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A, B, C, D, EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 当直長または安全技術課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに  速やかに  速やかに

※6：モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

- (ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-)
- 第73条 モード1, 2, 3および4において, 非常用ディーゼル発電機は, 表73-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 次の事項を確認する。
- (a) 模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し, 10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること
- (b) 非常用ディーゼル発電機に電源を求めめる機器が, 母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること
- (c) (b)における所定負荷のもとにおいて, 非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること
- (2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2基の非常用ディーゼル発電機について, 待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。
- (3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 燃料油サージバスターク貯油量を確認する。
- 3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表73-3の措置を講じる。

表73-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2 (2)燃料油サージバスタークの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること※3

- ※1：3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2：予備潤滑運転（ターニング, エアラン）を行う場合, 運転上の制限を適用しない。
- ※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。

表73-2

項目	制限値
燃料油サージバスターク貯油量 (保有油量)	2号炉 3号炉 825L以上 1,375L以上

変更後

- (ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3および4-)
- 第73条 モード1, 2, 3および4において, 非常用ディーゼル発電機は, 表73-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 次の事項を確認する。
- (a) 模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し, 10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること
- (b) 非常用ディーゼル発電機に電源を求めめる機器が, 母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること
- (c) (b)における所定負荷のもとにおいて, 非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること
- (2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2基の非常用ディーゼル発電機について, 待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。
- (3) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 燃料油サージバスターク貯油量を確認する。
- 3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表73-3の措置を講じる。

表73-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2 (2)燃料油サージバスタークの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること※3

- ※1：非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2：予備潤滑運転（ターニング, エアラン）を行う場合, 運転上の制限を適用しない。
- ※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。

表73-2

項目	制限値
燃料油サージバスターク貯油量 (保有油量)	1,375L以上

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更(以下, 本頁  
において同じ)

備考

変更前

表73-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の1日に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  30日
C. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直長は、動作不能となっている非常用ディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間

※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。（以下、本条において同じ。）

変更後

表73-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日  4時間 その後の1日に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  30日
C. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直長は、動作不能となっている非常用ディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間

※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。（以下、本条において同じ。）

備考

本頁変更なし

変更前

(ディーゼル発電機 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)  
 第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 非常用ディーゼル発電機は, 表74-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 1ヶ月に1回, 非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。  
 (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。  
 (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。  
 3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表74-3の措置を講じるとともに, 安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は, 同表の措置を講じる。

表74-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること※4

※1: 3号炉の非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2: 非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。  
 ※3: 非常用ディーゼル発電機には, 非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは, 所要の電力供給が可能なものという。なお, 非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。  
 ※4: 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	2号炉 3号炉 825L以上 1,375L以上

表74-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち, 2基以上が動作不能※5である場合	A.1 当直長または安全技術課長は, 照射済燃料の移動を中止する※6。 および A.2 当直長は, 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち, 少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

※5: 非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。

※6: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(ディーゼル発電機 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)  
 第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 非常用ディーゼル発電機は, 表74-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において, 1ヶ月に1回, 非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。  
 (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し, 無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。  
 (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。  
 3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表74-3の措置を講じるとともに, 安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は, 同表の措置を講じる。

表74-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること※4

※1: 非常用ディーゼル発電機は, 重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2: 非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング, エアラン)を行う場合, 運転上の制限を適用しない。  
 ※3: 非常用ディーゼル発電機には, 非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは, 所要の電力供給が可能なものという。なお, 非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。  
 ※4: 非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は, 運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	1,375L以上

表74-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち, 2基以上が動作不能※5である場合	A.1 当直長または安全技術課長は, 照射済燃料の移動を中止する※6。 および A.2 当直長は, 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は, 非常用ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち, 少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

※5: 非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。

※6: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)

変更前

(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)  
 第75条 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。  
 (2) 機械計画第一課長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し、その結果を当直長に通知する。  
 3 当直長および機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号の措置を講じる。  
 (1) 当直長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。  
 (2) 機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じ、その結果を当直長に通知する。

表75-1

項目	運転上の制限
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>

※1：2号炉については燃料油貯油槽を、3号炉については燃料油貯油槽および重油タンクをいう。(以下、本条において同じ。)  
 下、本条において同じ。  
 3号炉の燃料油貯油槽は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。  
 ※3：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

表75-2

項目	制限値
燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	2号炉 24kL以上 <sup>※5</sup>
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3,600L以上
起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上

※5：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。

変更後

(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)  
 第75条 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。  
 (2) 機械計画第一課長は、1ヶ月に1回、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し、その結果を当直長に通知する。  
 3 当直長および機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号の措置を講じる。  
 (1) 当直長は、所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。  
 (2) 機械計画第一課長は、所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じ、その結果を当直長に通知する。

表75-1

項目	運転上の制限
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等 <sup>※1</sup> の油量 <sup>※2</sup> 、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75-2に定める制限値以内にあること <sup>※3※4</sup>

※1：燃料油貯油槽および重油タンクをいう。(以下、本条において同じ。)  
 燃料油貯油槽は、重大事故等対処設備を兼ねる。  
 ※2：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。  
 ※3：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。  
 ※4：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

表75-2

項目	制限値
燃料油貯油槽等の油量(保有油量)	258kL以上 <sup>※5</sup>
潤滑油タンクの油量(保有油量)	4,800L以上
起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上

※5：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本頁  
 において同じ)

変更前

表75-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 燃料油貯油槽等の油量、潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧が制限値を満足していない場合※6	A.1 当直長は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧を制限値内に回復させる。 または A.2 機械計画第一課長は、重油タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに

※6：燃料油貯油槽等の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧の制限値は個別に適用される。

変更後

表75-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 燃料油貯油槽等の油量、潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧が制限値を満足していない場合※6	A.1 当直長は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧を制限値内に回復させる。 または A.2 機械計画第一課長は、重油タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに

※6：燃料油貯油槽等の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧の制限値は個別に適用される。

備考

本頁変更なし

変更前

(非常用直流電源 - モード1, 2, 3および4) は、表76-1 第76条 モード1, 2, 3および4において、非常用直流電源 (蓄電池※1および充電器) は、表76-1 で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 発電課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。  
 (2) 当直長は、モード1, 2, 3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。  
 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-2の措置を講じる。

※1：3号炉においては、蓄電池 (非常用) をいう (以下、本条において同じ)。

表76-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	2系統 (蓄電池※2および充電器※3) が動作可能であること

※2：3号炉の蓄電池が動作不能時は、第84条 (表84-15) の運転上の制限も確認する。  
 ※3：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。(以下、本条において同じ。)

表76-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日  速やかに
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間

変更後

(非常用直流電源 - モード1, 2, 3および4) は、第76条 モード1, 2, 3および4において、非常用直流電源 (蓄電池 (非常用) および充電器) は、表76-1 で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 発電課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。  
 (2) 当直長は、モード1, 2, 3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。  
 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-2の措置を講じる。

表76-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	2系統 (蓄電池 (非常用) ※1および充電器※2) が動作可能であること

※1：蓄電池 (非常用) が動作不能時は、第84条 (表84-15) の運転上の制限も確認する。  
 ※2：充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。(以下、本条において同じ。)

表76-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池 (非常用) または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日  速やかに
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池 (非常用) および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間  56時間

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本頁  
 において同じ)

変更前

(非常用直流電源 - モード5, 6および照射済燃料移動中一)  
 第77条 モード5, 6および照射済燃料移動中において, 非常用直流電源 (蓄電池<sup>※1</sup>および充電器) は, 表77-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード5, 6および照射済燃料移動中において, 1週間に1回, 浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。  
 3 当直長は, 非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表77-2の措置を講じるとともに, 安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は, 同表の措置を講じる。  
<sup>※1</sup>: 3号炉においては, 蓄電池 (非常用) をいう (以下, 本条において同じ)。

表77-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流電源に接続する系統 (蓄電池 <sup>※2</sup> および充電器 <sup>※3</sup> ) が動作可能であること

<sup>※2</sup>: 3号炉の蓄電池が動作不能時は, 第84条 (表84-15) の運転上の制限も確認する。  
<sup>※3</sup>: 充電器とは, 充電器または後備充電器のいずれかをいい, 両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。(以下, 本条において同じ。)

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は, 照射済燃料の移動を中止する <sup>※4</sup> 。 および A.2 当直長は, 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は, 当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

<sup>※4</sup>: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(非常用直流電源 - モード5, 6および照射済燃料移動中一)  
 第77条 モード5, 6および照射済燃料移動中において, 非常用直流電源 (蓄電池 (非常用) および充電器) は, 表77-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード5, 6および照射済燃料移動中において, 1週間に1回, 浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。  
 3 当直長は, 非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表77-2の措置を講じるとともに, 安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は, 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は, 同表の措置を講じる。

表77-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流電源に接続する系統 (蓄電池 (非常用) <sup>※1</sup> および充電器 <sup>※2</sup> ) が動作可能であること

<sup>※1</sup>: 蓄電池 (非常用) が動作不能時は, 第84条 (表84-15) の運転上の制限も確認する。  
<sup>※2</sup>: 充電器とは, 充電器または後備充電器のいずれかをいい, 両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。(以下, 本条において同じ。)

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池 (非常用) または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は, 照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。 および A.2 当直長は, 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は, 当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

<sup>※3</sup>: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下, 本頁において同じ)



変更前

(所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-)  
 第78条 モード1, 2, 3および4において, 所内非常用母線は, 表78-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1週間に1回, 表78-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。  
 3 当直長は, 所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表78-2の措置を講じる。

表78-1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2号炉については2つ, 3号炉については4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線

※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は, 運転上の制限を適用しない。

表78-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間
C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

変更後

(所内非常用母線 -モード1, 2, 3および4-)  
 第78条 モード1, 2, 3および4において, 所内非常用母線は, 表78-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。  
 (1) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1週間に1回, 表78-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。  
 3 当直長は, 所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表78-2の措置を講じる。

表78-1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線

※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は, 運転上の制限を適用しない。

表78-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	8時間
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間
C. 非常用計装用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直長は, 当該母線を復旧する。	2時間
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード5にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更

変更前

(1次冷却材中のほう素濃度 モード6-1)  
 第80条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。  
 (2) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じる。

表80-1

項目	運転上の制限
1次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること

2.3号炉

項目	運転上の制限
1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること

表80-2

条件	要求される措置	完了時間
A.1 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(1次冷却材中のほう素濃度 モード6-1)  
 第80条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  
 (1) 当直長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。  
 (2) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。  
 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じる。

表80-1

項目	運転上の制限
1次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること

表80-2

条件	要求される措置	完了時間
A.1 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに

※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更

変更前

(原子炉キヤビテイ水位)

第81条 2号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中、3号炉についてモード6（キヤビテイ高水位※1）において、原子炉キヤビテイ水位は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉キヤビテイ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直長は、2号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中、1日に1回、原子炉キヤビテイ水位を確認する。

(2) 当直長は、3号炉についてモード6（キヤビテイ高水位）において、1日に1回、原子炉キヤビテイ水位を確認する。

3 当直長は、原子炉キヤビテイ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-2の措置を講じる。

※1：3号炉におけるキヤビテイ高水位とは、原子炉キヤビテイ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。（以下、本条において同じ。）

表81-1

1. 2号炉	項目	運転上の制限
	原子炉キヤビテイ水位	EL 31.8m以上であること

2. 3号炉

項目	運転上の制限
原子炉キヤビテイ水位	EL 31.7m以上であること※2

※2：計画的な原子炉キヤビテイ水抜きによりモード6（キヤビテイ低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。

表81-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉キヤビテイ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直長は、原子炉キヤビテイ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに  速やかに

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(原子炉キヤビテイ水位)

第81条 モード6（キヤビテイ高水位※1）において、原子炉キヤビテイ水位は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉キヤビテイ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直長は、モード6（キヤビテイ高水位）において、1日に1回、原子炉キヤビテイ水位を確認する。

3 当直長は、原子炉キヤビテイ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-2の措置を講じる。

※1：キヤビテイ高水位とは、原子炉キヤビテイ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。（以下、本条において同じ。）

表81-1

項目	運転上の制限
原子炉キヤビテイ水位	EL 31.7m以上であること※2

※2：計画的な原子炉キヤビテイ水抜きによりモード6（キヤビテイ低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。

表81-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉キヤビテイ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直長は、原子炉キヤビテイ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに  速やかに

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

(原子炉格納容器貫通部(2号炉) - 燃料移動中一)

第82条 2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じる。

表82-1

項 目	運転上の制限
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが4つ以上のポルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること

※1：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。

表82-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

(原子炉格納容器貫通部 (3号炉) -モード5および6-)

第82条の2 3号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表82の2-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82の2-2の措置を講じる。

表82の2-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3

※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

ア 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において、加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から50%の範囲内にある場合

イ 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合

ウ 1次冷却系の水位が原子炉容器フランジ面-30cm以上である場合であって、以下のいずれかを満足している場合

(7) 燃料取出前の原子炉容器のふたを開放してから原子炉キャビティ水張り完了までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合

(4) 燃料装荷後の原子炉キャビティ水抜き開始から1次冷却系水張り開始までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合

※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。

※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また、原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において、燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表82の2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内の燃料移動を中止する※4。 および A.2 当直長は、原子炉格納容器貫通部の機能を復旧する措置を開始する。 および A.3 当直長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する。	速やかに  速やかに  速やかに

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

変更後

(原子炉格納容器貫通部 -モード5および6-)

第82条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表82-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

3 当直長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表82-2の措置を講じる。

表82-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3

※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

ア 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において、加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から50%の範囲内にある場合

イ 原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合

ウ 1次冷却系の水位が原子炉容器フランジ面-30cm以上である場合であって、以下のいずれかを満足している場合

(7) 燃料取出前の原子炉容器のふたを開放してから原子炉キャビティ水張り完了までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合

(4) 燃料装荷後の原子炉キャビティ水抜き開始から1次冷却系水張り開始までの期間において、炉心崩壊熱が2MWt未満と評価できる場合

※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。

※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また、原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において、燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表82-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、原子炉格納容器内の燃料移動を中止する※4。 および A.2 当直長は、原子炉格納容器貫通部の機能を復旧する措置を開始する。 および A.3 当直長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する。	速やかに  速やかに  速やかに

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

変更前

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。  
 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

項目	制限値
水位	EL 31.8m以上
水温	65℃以下

2. 3号炉

項目	制限値
水位	EL 31.7m以上
水温	65℃以下

表83-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。  
 2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。  
 (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。  
 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

項目	制限値
水位	EL 31.7m以上
水温	65℃以下

表83-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
<p>(<b>重大事故等対処設備（3号炉）</b>)</p> <p>第84条 3号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却系統の減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 2次冷却系からの除熱（注水）をするための設備</li> <li>(8) 2次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) 中型ポンプ車</li> <li>(21) その他の設備</li> </ol> <p>2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長（発電課長および当直長を除く。）は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> <li>3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>(<b>重大事故等対処設備</b>)</p> <p>第84条 次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却系統の減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 2次冷却系からの除熱（注水）をするための設備</li> <li>(8) 2次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) 中型ポンプ車</li> <li>(21) その他の設備</li> </ol> <p>2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長（発電課長および当直長を除く。）は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> <li>3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

表84-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

84-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	所要チャンネル条件	
	3号炉			条件	条件
1. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）					
a. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	—	モード1および2	1系統	A. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1および2	3※5	A. 1チャンネル動作不能がある場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャンネルに限る。

要求される措置		完了時間	項目	頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置※2					
A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間		1日に1回	当直長	



表84-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

84-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン	
				モード	条件
1. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）					
a. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	—	モード1および2	1系統	A. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1および2	3※5	A. 1チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャヤンネルもしくは論理回路をバイパスする場合は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャヤンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャヤンネルに限る。

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

要求される措置	完了時間	項目	確認事項	
			頻度	担当
ネル・系統数を満足できない場合の措置※2				
A.1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 A.2 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			

変更前	変更後	備考
<p>(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)</p> <p>第85条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※2</sup>から適用を除外する前までに、表85-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 当直長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表85-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されないと判断した場合、表85-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。 (以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)</p> <p>第85条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※2</sup>から適用を除外する前までに、表85-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 当直長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表85-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されないと判断した場合、表85-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。 (以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
表85-1	表85-1	
<p>適用を除外する運転上の制限</p> <p>表33-3 第1項、第2項および第3項</p> <p>第33条 (計測および制御設備)</p> <p>第37条 (1次冷却系 -モード4-)</p> <p>第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]</p> <p>第43条 (加圧器安全弁)</p> <p>第45条 (低温過加圧防護)</p> <p>第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]</p> <p>第55条 (原子炉格納容器)</p> <p>第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第58条 (アニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 (アニュラス)</p> <p>第84条 (重大事故等対処設備)</p> <p>84-3-1</p> <p>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</p> <p>84-4-1</p> <p>(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること</p> <p>(2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること</p> <p>84-4-3</p> <p>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系</p> <p>2系統が動作可能であること</p> <p>84-4-4</p> <p>格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること</p>	<p>適用を除外する運転上の制限</p> <p>表33-3 第1項、第2項および第3項</p> <p>第33条 (計測および制御設備)</p> <p>第37条 (1次冷却系 -モード4-)</p> <p>第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]</p> <p>第43条 (加圧器安全弁)</p> <p>第45条 (低温過加圧防護)</p> <p>第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]</p> <p>第55条 (原子炉格納容器)</p> <p>第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第58条 (アニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 (アニュラス)</p> <p>第84条 (重大事故等対処設備)</p> <p>84-3-1</p> <p>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</p> <p>84-4-1</p> <p>(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること</p> <p>(2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること</p> <p>84-4-3</p> <p>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系</p> <p>2系統が動作可能であること</p> <p>84-4-4</p> <p>格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前		変更後		備考
表85-1 つづき	適用を除外する運転上の制限	表85-1 つづき	適用を除外する運転上の制限	本頁変更なし
第84条（重大事故等対処設備）	84-4-6 高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること	第84条（重大事故等対処設備）	84-4-6 高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること	
表85-2	運転上の制限	表85-2	運転上の制限	
項目	項目	項目	項目	
1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること※5	1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること※5	
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること	
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること	
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること	
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること	アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること	
重大事故等対処設備	(1)電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統以上が動作可能な状態であること (2)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること※6 (3)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること (4)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能な状態であること (5)格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (6)高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること	重大事故等対処設備	(1)電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統以上が動作可能な状態であること (2)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること※6 (3)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること (4)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能な状態であること (5)格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (6)高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること	
※5：重大事故等対処設備を除く項目における動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）	※5：重大事故等対処設備を除く項目における動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）	※6：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることは、ポンプが手動起動（通常と異なる状態※7からの系統構成を含む）できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）	※6：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることは、ポンプが手動起動（通常と異なる状態※7からの系統構成を含む）できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）	
※7：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。	※7：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。	※7：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。	※7：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。	
表85-3	条件	表85-3	条件	
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	要求される措置	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	要求される措置	完了時間
A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および	A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および	A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および	A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および	速やかに
A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および	A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および	A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および	A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および	速やかに
A.3 当直長は、モード5にする。	A.3 当直長は、モード5にする。	A.3 当直長は、モード5にする。	A.3 当直長は、モード5にする。	20時間

変更前	変更後	備考
<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第85条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85の2-2<sup>※2</sup>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合は1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系の昇溫開始<sup>※4</sup>から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) モード5（1次冷却系非満水）において検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表85の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※5</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されないと判断した場合、表85の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：モード4において実施する場合は表85の2-2(1)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系満水）において実施する場合は表85の2-2(2)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系非満水）において実施する場合は表85の2-2(3)および表85の2-2(4)を適用する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※4：1次冷却系の昇溫開始とは、1次冷却材の昇溫のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※5：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第85条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表85の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85の2-2<sup>※2</sup>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合は1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系の昇溫開始<sup>※4</sup>から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) モード5（1次冷却系非満水）において検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表85の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※5</sup>。</p> <p>3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されないと判断した場合、表85の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：モード4において実施する場合は表85の2-2(1)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系満水）において実施する場合は表85の2-2(2)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系非満水）において実施する場合は表85の2-2(3)および表85の2-2(4)を適用する。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※4：1次冷却系の昇溫開始とは、1次冷却材の昇溫のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※5：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前		変更後		備考
表85の2-1				
適用を除外する運転上の制限				
第33条 (計測および制御設備)	表33-3 第1項, 第2項および第3項	第33条 (計測および制御設備)	表33-3 第1項, 第2項および第3項	
第37条 (1次冷却系 -モード4-)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち, 2系統以上が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	第37条 (1次冷却系 -モード4-)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち, 2系統以上が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	
第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか, 2号炉については1基以上, 3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること	第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか, 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更
第39条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) - ]	余熱除去系2系統が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	第39条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) - ]	余熱除去系2系統が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	
第43条 (加圧器安全弁)	すべてが動作可能であること	第43条 (加圧器安全弁)	すべてが動作可能であること	
第45条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり, 2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第45条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり, 2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	
第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	
第55条 (原子炉格納容器)	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること	第55条 (原子炉格納容器)	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること	
第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)	(1) 2系統が動作可能であること	第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)	(1) 2系統が動作可能であること	
第58条 (アニュラス空気浄化系)	2系統が動作可能であること	第58条 (アニュラス空気浄化系)	2系統が動作可能であること	
第59条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	第59条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	
第84条 (重大事故等対処設備)	84-4-1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能であること	第84条 (重大事故等対処設備)	84-4-1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能であること	

変更前		変更後		備考
表85の2-1				
適用を除外する運転上の制限				
第33条 (計測および制御設備)	表33-3 第1項, 第2項および第3項	第33条 (計測および制御設備)	表33-3 第1項, 第2項および第3項	
第37条 (1次冷却系 -モード4-)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち, 2系統以上が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	第37条 (1次冷却系 -モード4-)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち, 2系統以上が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	
第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか, 2号炉については1基以上, 3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること	第38条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系満水) - ]	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか, 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更
第39条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) - ]	余熱除去系2系統が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	第39条 [ 1次冷却系 -モード5 (1次冷却系非満水) - ]	余熱除去系2系統が動作可能であり, そのうち1系統以上が運転中であること	
第43条 (加圧器安全弁)	すべてが動作可能であること	第43条 (加圧器安全弁)	すべてが動作可能であること	
第45条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり, 2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第45条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり, 2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	
第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第52条 [ 非常用炉心冷却系 -モード4- ]	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	
第55条 (原子炉格納容器)	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること	第55条 (原子炉格納容器)	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること	
第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)	(1) 2系統が動作可能であること	第57条 (原子炉格納容器スプレイ系)	(1) 2系統が動作可能であること	
第58条 (アニュラス空気浄化系)	2系統が動作可能であること	第58条 (アニュラス空気浄化系)	2系統が動作可能であること	
第59条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	第59条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	
第84条 (重大事故等対処設備)	84-4-1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能であること	第84条 (重大事故等対処設備)	84-4-1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能であること	

変更前		変更後		備考
表85の2-2(1)	表85の2-2(1)	表85の2-2(1)	表85の2-2(1)	本頁変更なし
項目	項目	項目	項目	
1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	
非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	
アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	
アニュラス	アニュラス	アニュラス	アニュラス	
※6：動作可能な状態であることとは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることとをいう。(以下、本条において同じ。)				
表85の2-2(2)	表85の2-2(2)	表85の2-2(2)	表85の2-2(2)	
項目	項目	項目	項目	
1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	
非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	
アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	
アニュラス	アニュラス	アニュラス	アニュラス	
※6：動作可能な状態であることとは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることとをいう。(以下、本条において同じ。)				
表85の2-2(3)	表85の2-2(3)	表85の2-2(3)	表85の2-2(3)	
項目	項目	項目	項目	
1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	1次冷却系	
非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系	
アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	アニュラス空気浄化系	
アニュラス	アニュラス	アニュラス	アニュラス	
※6：動作可能な状態であることとは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることとをいう。(以下、本条において同じ。)				

変更前

表85の2-2(4)

項目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること※7 (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること (3) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能な状態であること (4) 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能な状態であること (5) 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※7：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることは、ポンプが手動起動（通常と異なる状態※8からの系統構成を含む）できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）

※8：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85の2-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は、モード5にする。	速やかに  速やかに  20時間

変更後

表85の2-2(4)

項目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること※7 (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること (3) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能な状態であること (4) 格納容器スプレイポンプ (B, 代替再循環配管使用) による代替再循環系が動作可能な状態であること (5) 高圧注入ポンプ (B, 海水冷却) による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※7：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることは、ポンプが手動起動（通常と異なる状態※8からの系統構成を含む）できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）

※8：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85の2-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は、モード5にする。	速やかに  速やかに  20時間

備考

本頁変更なし



変更前	変更後	備考
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>※1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>※2</sup>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>※2</sup>。</p> <p>3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置<sup>※1</sup>を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。</p> <p>4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合はみない。</p> <p>5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保修を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置<sup>※3</sup>を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。</p> <p>9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は第3項の場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該の運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、当直長に通知する。</p> <p>11 各課長は、第2項に基づく点検・保修および第3項において完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置については、確率的リスク評価等を用いて、当該措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※3：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>※1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>※2</sup>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>※2</sup>。</p> <p>3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置<sup>※1</sup>を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。</p> <p>4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合はみない。</p> <p>5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保修を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置<sup>※3</sup>を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。</p> <p>9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は第3項の場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該の運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、当直長に通知する。</p> <p>11 各課長は、第2項に基づく点検・保修および第3項において完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置については、確率的リスク評価等を用いて、当該措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※3：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前		変更後	
関連条文 第72条の3	点検対象設備 第88条適用時期	点検時の措置 実施頻度	実施頻度
第72条の3 ・外部電源(3号炉)	モータ1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1日に1回	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1日に1回
第84条 ・使用済燃料ピット水位 (AM) ・使用済燃料ピット温度 (AM) 料ピット監視カメラ冷却設備含む) ・使用済燃料ピット広域水位 (AM) ・可搬型使用済燃料ピットエアモータ	使用済燃料ピットに燃料体 を貯蔵している期間	・使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・空冷式非常用発電装置	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・300kVA電源車	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・75kVA電源車	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・代替電気設備受電盤 ・可搬型整流器	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能で あることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能で あることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・代替電力変圧器	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回

表 88

※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

※5：モータ5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間(モータ1からモータ6以外の期間に限る)では、非常用プーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。

※6：「動作可能であること」の確認は、非常用プーゼル発電機1基を起動し動作可能であることを確認するとともに、残りの非常用プーゼル発電機1基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

※5：モータ5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間(モータ1からモータ6以外の期間に限る)では、非常用プーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。

※6：「動作可能であること」の確認は、非常用プーゼル発電機1基を起動し動作可能であることを確認するとともに、残りの非常用プーゼル発電機1基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

関連条文 第72条	点検対象設備 第88条適用時期	点検時の措置 実施頻度	実施頻度
第72条 ・外部電源	モータ1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1日に1回	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1日に1回
第84条 ・使用済燃料ピット水位 (AM) ・使用済燃料ピット温度 (AM) 料ピット監視カメラ冷却設備含む) ・使用済燃料ピット広域水位 (AM) ・可搬型使用済燃料ピットエアモータ	使用済燃料ピットに燃料体 を貯蔵している期間	・使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・空冷式非常用発電装置	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・300kVA電源車	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・75kVA電源車	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回	・所要の3号炉の非常用プーゼル発電機※3が動 作可能であることを確認する。※ 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・代替電気設備受電盤 ・可搬型整流器	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能で あることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能で あることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回
第84条 ・代替電力変圧器	モータ1, 2, 3, 4, 5お よび6以外	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回	・動作可能な外部電源について、電圧が確立して いることを確認する。 点検前※4 その後の1週間に1回

表 88

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)

備考

表 88 つぎ

※7：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

関連条文	点検対象設備	第88条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第75条	・重油タンク ・軽油タンク	フォーF1, 2, 3, 4, 5および6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・原子炉下部キャビライ水位	フォーF5, 6	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・中央制御室非常用給気フラインク ・中央制御室空調フラインク ・中央制御室再循環フラインク ・中央制御室非常用給気マルチユニット	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・緊急時対策所用発電機	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1日に1回
第84条	・緊急時対策所加圧装置	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回

表 88 つぎ

※7：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

関連条文	点検対象設備	第88条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第75条	・重油タンク ・軽油タンク	フォーF1, 2, 3, 4, 5および6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・原子炉下部キャビライ水位	フォーF5, 6	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・中央制御室非常用給気フラインク ・中央制御室空調フラインク ・中央制御室再循環フラインク ・中央制御室非常用給気マルチユニット	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回
第84条	・緊急時対策所用発電機	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1日に1回
第84条	・緊急時対策所加圧装置	フォーF1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※7 その後の1週間に1回

備考  
本頁変更なし

変更前	変更後	備考
<p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第90条 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事態が発生した場合、発電課長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※1</li> <li>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</li> <li>(3) 原子炉を手動トリップした場合※1</li> </ol> <p>2 当直長は、<u>3号炉の使用済燃料ピット</u>において燃料集合体の落下が発生した場合、発電課長に報告する。</p> <p>3 発電課長は、第1項または第2項の報告をうけた場合、関係する各課長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4 関係する各課長は、第3項の依頼をうけた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電課長に連絡する。</p> <p>5 発電課長は、第4項の連絡をうけた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡※2する。</p> <p>6 第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第3項から第5項を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査または確認による場合を除く。</p> <p>※2：この場合の当直長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直長への連絡をいう。</p>	<p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第90条 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事態が発生した場合、発電課長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※1</li> <li>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</li> <li>(3) 原子炉を手動トリップした場合※1</li> </ol> <p>2 当直長は、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合、発電課長に報告する。</p> <p>3 発電課長は、第1項または第2項の報告をうけた場合、関係する各課長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4 関係する各課長は、第3項の依頼をうけた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電課長に連絡する。</p> <p>5 発電課長は、第4項の連絡をうけた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡※2する。</p> <p>6 第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第3項から第5項を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査または確認による場合を除く。</p> <p>※2：この場合の当直長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直長への連絡をいう。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(異常時の措置)</p> <p>第91条 当直長は、第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 当直長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお、<u>3号炉の使用済燃料ピット</u>において燃料集合体の落下が発生した場合、放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために、燃料取扱建屋空気浄化系の動作状況の確認または動作させる措置を講じる。</p> <p>3 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生してから当直長がその収束を判断するまでの期間には、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4 当直長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5 第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第91条 当直長は、第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 当直長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために、燃料取扱建屋空気浄化系の動作状況の確認または動作させる措置を講じる。</p> <p>3 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生してから当直長がその収束を判断するまでの期間には、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4 当直長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5 第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(異常収束後の措置)  第92条 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 当直長は、第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合</p> <p>(2) 第17条の2、<u>第17条の3</u>および<u>第17条の7</u>の措置として原子炉をトリップさせた場合</p>	<p>(異常収束後の措置)  第92条 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 当直長は、第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合</p> <p>(2) 第17条、第17条の2および<u>第17条の3</u>の措置として原子炉をトリップさせた場合</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、<u>補助建家クレーン(2号炉)</u>、<u>燃料取扱棟クレーン(3号炉)</u>、<u>ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置</u>、<u>新燃料エレベータ</u>、<u>使用済燃料ピットクレーン</u>のうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) <u>補助建家クレーン(2号炉)</u>、<u>燃料取扱棟クレーン(3号炉)</u>、<u>ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置</u>、<u>新燃料エレベータ</u>、<u>使用済燃料ピットクレーン</u>のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第94条 安全技術課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、3号炉について、1ヶ月に1回<sup>※1</sup>以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 3号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第94条 安全技術課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、1ヶ月に1回<sup>※1</sup>以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前	変更後	備考
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合) (e) <math>F^{N_{XY}}</math> (f) 減速材温度係数 (g) 出力運転時ほう素濃度 (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クランプ落下時のワースおよび<math>F^{N_{\Delta H}}</math> (j) 制御棒クランプ飛出し時のワースおよび<math>F^Q</math></p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 原子力部長は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと (2) <u>補助建家クレーン(2号炉)</u>、<u>燃料取扱棟クレーン(3号炉)</u>、<u>新燃料エレベータ</u>、<u>使用済燃料ピットクレーン</u>、<u>燃料移送装置</u>、<u>燃料取扱クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</u></p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合) (e) <math>F^{N_{XY}}</math> (f) 減速材温度係数 (g) 出力運転時ほう素濃度 (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クランプ落下時のワースおよび<math>F^{N_{\Delta H}}</math> (j) 制御棒クランプ飛出し時のワースおよび<math>F^Q</math></p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 原子力部長は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと (2) <u>補助建家クレーン(2号炉)</u>、<u>燃料取扱棟クレーン(3号炉)</u>、<u>新燃料エレベータ</u>、<u>使用済燃料ピットクレーン</u>、<u>燃料移送装置</u>、<u>燃料取扱クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること</u></p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考								
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第97条 安全技術課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、<u>3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p><u>3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</u></p> <p>(5) <u>3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</u></p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p> <p>表97</p> <table border="1" data-bbox="877 1581 1119 2769"> <thead> <tr> <th data-bbox="877 1581 976 2769">1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料</th> <th data-bbox="877 1240 976 1581">貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 1581 1024 2769">1号炉</td> <td data-bbox="976 1240 1024 1581">3号炉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 1581 1073 2769">2号炉</td> <td data-bbox="1024 1240 1073 1581">2号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1073 1581 1119 2769">3号炉</td> <td data-bbox="1073 1240 1119 1581">3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉	2号炉	2号炉、3号炉※1	3号炉	3号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第97条 安全技術課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p>	<p>備考</p> <p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>
1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット									
1号炉	3号炉									
2号炉	2号炉、3号炉※1									
3号炉	3号炉									

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料ピットの管理 (3号炉))</p> <p>第97条の2 安全技術課長は、<u>3号炉</u>の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、<u>3号炉</u>の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p>	<p>(使用済燃料ピットの管理)</p> <p>第97条の2 安全技術課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、<u>2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</u></p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、<u>発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</u></p> <p>3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、<u>発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</u></p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、<u>炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能をも有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</u></p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、<u>発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</u></p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、<u>発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</u></p> <p>(4) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</u></p> <p>また、<u>炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能をも有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</u></p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</u></p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイヤで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限することとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限することとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>備考</p> <p>本頁変更なし</p>

変更前

(放射性液体廃棄物の管理)

第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
  - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表100-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表100-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	$9.3 \times 10^{13}$ Bq/年

表100-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタタンク</li> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・<u>洗浄排水蒸留水タンク</u></li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

変更後

(放射性液体廃棄物の管理)

第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
  - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表100-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.8 \times 10^{10}$ Bq/年

表100-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	$5.7 \times 10^{13}$ Bq/年

表100-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタタンク</li> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・<u>洗浄排水モニタタンク</u></li> </ul>
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

変更前

(放射性気体廃棄物の管理)

第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めると

2 放射線・化学管理課長は、表101-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。

3 表101-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表101-1

項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$9.5 \times 10^{14}$ Bq/年 $4.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表101-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	原子炉格納容 器漏えい率検 査(A種)排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	

表101-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

変更後

(放射性気体廃棄物の管理)

第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めると

2 放射線・化学管理課長は、表101-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。

3 表101-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表101-1

項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$3.7 \times 10^{14}$ Bq/年 $7.7 \times 10^9$ Bq/年

表101-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	原子炉格納容 器漏えい率検 査(A種)排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	

表101-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前

(放出管理用計測器の管理)

第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表102

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

変更後

(放出管理用計測器の管理)

第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表102

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更



変更前

(放射線計測器類の管理)  
第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。  
ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表114

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション エリアモニタ	放射線・化学管理課長	4台※1 1台※1 23台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1 1台※1※5

- ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用
- ※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用
- ※3：管理区域外測定用の3台を含む。
- ※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。
- ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

変更後

(放射線計測器類の管理)  
第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。  
ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表114

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション エリアモニタ	放射線・化学管理課長	4台※1 1台※1 13台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1 1台※1※5

- ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用
- ※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用
- ※3：管理区域外測定用の2台を含む。
- ※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。
- ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下，本  
頁において同じ）

変更前	変更後	備考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第 119 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 119 条の 4 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「<u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）（以下、「省令 62 号」という。）</u>」に規定される設備（2 号炉）</p> <p>(4) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3 号炉）</p> <p>(5) 多様性拡張設備<sup>※1</sup>（3 号炉）</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(7) 第 102 条（表 102）に定める放出管理用計測器および第 114 条（表 114）に定める放射線計測器類</p> <p>(8) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第 119 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 119 条の 4 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備<sup>※1</sup></p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) 第 102 条（表 102）に定める放出管理用計測器および第 114 条（表 114）に定める放射線計測器類</p> <p>(7) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p>	<p>伊方発電所 2 号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動・手動トリップ回数 (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数 (b) 非待機 (UA) 時間※2</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節第19条から第85条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※2：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動・手動トリップ回数 (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数 (b) 非待機 (UA) 時間※2</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節第19条から第85条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※2：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検計画 (6.1 参照)</li> <li>b. 設計および工事の計画 (6.2 参照)</li> <li>c. 特別な保全計画 (6.3 参照)</li> </ul> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</li> <li>b. 使用環境および設置環境</li> <li>c. 劣化、故障モード</li> <li>d. 機器の構造等の設計的知見</li> <li>e. 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 時間基準保全</li> <li>(b) 状態基準保全</li> </ul> </li> <li>b. 事後保全</li> </ul> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</li> <li>(a) 点検の具体的方法</li> <li>(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</li> <li>(c) 実施頻度</li> <li>(d) 実施時期</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 状態監視データの具体的採取方法</li> <li>イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</li> <li>ウ 状態監視データ採取頻度</li> <li>エ 実施時期</li> <li>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</li> </ul> </li> <li>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 巡視点検の具体的方法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検計画 (6.1 参照)</li> <li>b. 設計および工事の計画 (6.2 参照)</li> <li>c. 特別な保全計画 (6.3 参照)</li> </ul> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</li> <li>b. 使用環境および設置環境</li> <li>c. 劣化、故障モード</li> <li>d. 機器の構造等の設計的知見</li> <li>e. 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 時間基準保全</li> <li>(b) 状態基準保全</li> </ul> </li> <li>b. 事後保全</li> </ul> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</li> <li>(a) 点検の具体的方法</li> <li>(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</li> <li>(c) 実施頻度</li> <li>(d) 実施時期</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 状態監視データの具体的採取方法</li> <li>イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</li> <li>ウ 状態監視データ採取頻度</li> <li>エ 実施時期</li> <li>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</li> </ul> </li> <li>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 巡視点検の具体的方法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>ア 定例試験の具体的方法</p> <p>イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等<sup>※3</sup>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目，評価方法および管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査等の実施時期</p> <p>※3：使用前事業者検査等とは，点検および工事に伴うリリースのため，点検および工事とは別に，要求事項への適合を確認する可否判定行為であり，第119条の2による使用前事業者検査および第119条の3による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ)。また，定期事業者検査とは，第8章および第132条においては，第3条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は，設計および工事を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画(法令に基づく手続き<sup>※4</sup>の要否を含む。)を策定する。設計および工事の計画には，新規施設的设计および工事を実施する場合の計画を含む。</p> <p>(2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は，工事を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等または自主検査等により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目，評価方法および管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)，第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)，第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p>	<p>イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>ア 定例試験の具体的方法</p> <p>イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準</p> <p>ウ 実施頻度</p> <p>エ 実施時期</p> <p>オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等<sup>※3</sup>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目，評価方法および管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査等の実施時期</p> <p>※3：使用前事業者検査等とは，点検および工事に伴うリリースのため，点検および工事とは別に，要求事項への適合を確認する可否判定行為であり，第119条の2による使用前事業者検査および第119条の3による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ)。また，定期事業者検査とは，第8章および第132条においては，第3条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は，設計および工事を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画(法令に基づく手続き<sup>※4</sup>の要否を含む。)を策定する。設計および工事の計画には，新規施設的设计および工事を実施する場合の計画を含む。</p> <p>(2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は，工事を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等または自主検査等により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目，評価方法および管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)，第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)，第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の設計管理および作業管理を実施する。</p> <p>a. 設計管理</p> <p>(a) 原子炉施設の工事を行う場合、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</p> <p>イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>エ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、工事を実施する。</p> <p>(b) 原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>エ 作業工程の管理</p> <p>オ 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>キ 第7章に基づく放射線管理</p> <p>(c) 原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の設計管理および作業管理を実施する。</p> <p>a. 設計管理</p> <p>(a) 原子炉施設の工事を行う場合、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、原子炉施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第3条7.3の適用対象となるものかを判断する。</p> <p>(b) (a)において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項</p> <p>イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>エ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第119条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>b. 作業管理</p> <p>(a) a. の設計管理の結果に従い、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、工事を実施する。</p> <p>(b) 原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>エ 作業工程の管理</p> <p>オ 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>キ 第7章に基づく放射線管理</p> <p>(c) 原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、巡視点検を定期的に行う。巡視点検には第13条に定める巡視点検を含む。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>備考</p> <p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a. および b. の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る不適合（原子炉施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の活動を第3条8.3に示す不適合の管理および第3条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し、(2)の活動を第3条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a. および b. の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る不適合（原子炉施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の活動を第3条8.3に示す不適合の管理および第3条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し、(2)の活動を第3条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>備考</p> <p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>11. 施設管理の有効性評価  (1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。  (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理  組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。  a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）  b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）  c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有  組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PW事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価  (1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。  (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理  組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。  a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）  b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）  c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有  組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PW事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>本頁変更なし</p>



変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※1ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</p> <p>3 <u>2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>

変更前

(緊急作業従事者の選定)

第121条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること

表121の2

分類	項目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上
	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法 <sup>※1</sup>	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上

※1：兼用できる訓練

- ・ 第17条の5第1項、第17条の8第1項および第130条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・ 第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の8第1項、第124条および第130条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

変更後

(緊急作業従事者の選定)

第121条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること

表121の2

分類	項目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上
	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法 <sup>※1</sup>	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上

※1：兼用できる訓練

- ・ 第17条の5第1項および第130条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・ 第17条の5第1項、第17条の6第1項、第124条および第130条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

備考

変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				対象者と教育時間 ※2							
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所属員	事務系所属員
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の構造、 性能に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却システム等主要系統の機能に関すること 非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の構造、 性能に関すること	放射線管理に関するこ と	法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 空気の放射線濃度の測定の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響 核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業 の方法・順序 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		核燃料物質および核燃料物質によつて 汚染された物の取扱いに関するこ と	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること 臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するカーベイン/ランズの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)※3 異常時対応(指揮、状況判断)※3 シミュレータ訓練Ⅰ(直直進警訓練) シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練) シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練)		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の運転に 関すること	原子炉施設保安規定	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること 臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するカーベイン/ランズの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)※3 異常時対応(指揮、状況判断)※3 シミュレータ訓練Ⅰ(直直進警訓練) シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練) シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練)	1回/10年毎 以上	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
		運転管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること 燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線管理に関するこ と	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 放射線管理	放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
核燃料物質および 核燃料物質によつて 汚染された物の取 扱いに関するこ と	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 放射線管理	放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
核燃料物質および 核燃料物質によつて 汚染された物の取 扱いに関するこ と	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 放射線管理	放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること	1回/年以上	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
		放射線管理	緊急事態発生時、原子炉施設 (アクシデントマネジメント)対応を含む 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識  
および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。  
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災  
内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関す  
ることを含む、その実施時期は1回/年以上とする。  
※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織職員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に濃淡あり)  
×:教育の対象外  
( ):合計の教育時間

変更後

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	保安教育の内容			実施時期	備考				
	中分類 (実用規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内容						
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の構造、 性能に関すること 非常の場合に講ずべき 処置に関すること	原子炉等規制法に 関する事項	原子炉等規制法に 関する事項、ならびに 関係法令および保安規 定に関する事項	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	主任 班長 ◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	運転員(1号炉、2号炉 および3号炉) ◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	燃料取扱 業務に 関する者 ◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	左記以外の 技術系所員 ◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	事務系所員 ◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)
		原子炉等規制法に 関する事項	原子炉等規制法に 関する事項、ならびに 関係法令および保安規 定に関する事項						
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線管理に関するこ と 放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と、ならびに関係法令 および保安規定に関す ること	管理区域内に おいて放射性 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)
		放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と、ならびに関係法令 および保安規定に関す ること						
その他 反復教育	放射線管理に関するこ と 放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と、ならびに関係法令 および保安規定に関す ること	1回/10年毎 以上	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)	◎(1時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上) ◎(0.5時間以上)
		放射線管理に関するこ と	放射線管理に関するこ と、ならびに関係法令 および保安規定に関す ること						

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育については省略することができ、

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災・内部漏水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関することを含む、その実施時期は1回/年以上とする。

※4:ア/ク/シ/デ/メントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

( ):合計の教育時間

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2						電離放射線障害防止規則の分類	
		運		転員		燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所員		事務系所員
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去								
原子炉施設の構造、性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

◎: 全員が教育の対象者  
○: 業務に関連する者が教育の対象  
( ): 合計の教育時間

※1: 各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者ごとなった時点から課せられる。

変更後

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類ごとの対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運転員(1号炉)		2号炉および3号炉			燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所属		事務系所属
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	運転員				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
原子炉施設の構造・性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去									
原子炉施設の構造・性能に関すること 放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									

◎:全員が教育の対象者  
○:業務に関連する者が教育の対象  
( ):合計の教育時間

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表1.30-3 保安教育実施方針(運転員等)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1				実施頻度および時間	
	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		燃料取扱の 業務に関わる者
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定	原子炉物理・臨界管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で24時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) <燃料取扱業務に関わる者> 3年間で30時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内)
			原子炉物理・臨界管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期的実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	
			原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
運転上の留意事項の基準値と管理方法	◎	◎	◎	◎	◎				
運転上の制限の具体的な値と制限を越えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎				
異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎				
巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎				
定期的実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎				
原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎				
各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎				
異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎				
運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を越える場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎				
制限および制限を越えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎				
異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎				
異常時操作の対応(判断・指揮命令)	◎	◎	◎	◎	◎				
警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎				
運転操作の際の運務訓練	◎	◎	◎	◎	◎				
起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎				
起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎				
施設管理計画に関することⅠ	◎	◎	◎	◎	◎				
施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎				
放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎				
燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎				
燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	◎	◎				
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	◎	◎	◎	◎	◎				
燃料管理	◎	◎	◎	◎	◎				

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。  
 ・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、  
 上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。  
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。  
 ※3: 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、  
 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関することを含む。

◎: 全員が教育の対象者  
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
 ×: 教育の対象外



変更後

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

表130-3 保安教育実施方針(運転員等)

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1				燃料取扱の業務に関わる者	実施頻度および時間
	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
関係法令および 保安規定の遵守 に関する事	原子炉施設保安規定	原子炉物理・臨界管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で30時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) ＜燃料取扱業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内)
		保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉物理・臨界管理に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎		
		定期的実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
運転管理	異常時対応※3 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で30時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) ＜燃料取扱業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内)	
		警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時操作の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の留意事項の基礎と管理方法	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の制限の具体的な制限を超えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
		巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
		定期的実施するサーベイランスの操作と基準	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎		
運転訓練	異常時対応※3 (指揮、状況判断)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上	
		警報発生時の対応操作(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時操作の対応(中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎		
		制限および制限を超える場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
		異常時操作の対応(判断・指揮命令)	◎	◎	◎	◎	◎		
		警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	◎	◎		
		起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎		
施設管理	施設管理計画に 関することI	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で30時間以上※2 ※4(上記※4と同枠内) ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上 ※2 ※4(上記※4と同枠内) ＜燃料取扱業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4(上記※4と同枠内)	
		定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎		
放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
		燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		
燃料管理	燃料の検査・取替・運搬に関する事	燃料の検査・取替・運搬に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		
		燃料の検査・取替・運搬に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		

◎:全員が教育の対象者  
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
×:教育の対象外

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。  
・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。  
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目の区別は行わない。  
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事、  
火災、内部漏水および火山影響発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関する事を含む。

変更前

(記 録)  
 第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第39号、第40号、第41号および第42号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 4 各課長は、表132-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表132-5第4号および第5号は、原子力部長が組織に保存させる。

表132-1

記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合*1 確認の都度	保存期間 同一事項に関する次の 確認の時までの期 間
1. 使用前確認の結果		
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理を実施した 発電用原子炉施設を 解体または廃棄した 後5年が経過するま での期間	
3. 施設管理の方針、施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理の方針、施設管 理目標または施設管 理の実施に関する計 画の改定までの期間
4. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間
5. 炉心の中性子束密度		10年間
6. 炉心の温度		10年間
7. 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間
8. 冷却材出口温度		10年間
9. 冷却材圧力		10年間
10. 冷却材流量		10年間
11. 制御棒位置		1年間

変更後

(記 録)  
 第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第39号、第40号、第41号および第42号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  
 4 各課長は、表132-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表132-5第4号および第5号は、原子力部長が組織に保存させる。

表132-1

記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合*1 確認の都度	保存期間 同一事項に関する次の 確認の時までの期 間
1. 使用前確認の結果		
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した 発電用原子炉施設を 解体または廃棄した 後5年が経過するま での期間
3. 施設管理の方針、施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理の方針、施設管 理目標または施設管 理の実施に関する計 画の改定までの期間
4. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間
5. 炉心の中性子束密度		10年間
6. 炉心の温度		10年間
7. 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間
8. 冷却材出口温度		10年間
9. 冷却材圧力		10年間
10. 冷却材流量		10年間
11. 制御棒位置		1年間

備考

本頁変更なし

変更前		変更後		備考
表132-1 つづき				
記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	
12. 再結合装置内の温度 (3号炉) (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) イグナイタ温度	運転中※2 1時間ごと	12. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) イグナイタ温度	運転中※2 1時間ごと	1年間
13. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード1および2において毎日1回	13. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード1および2において毎日1回	1年間
14. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	14. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
15. 運転開始前の点検結果	開始の都度	15. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
17. 運転開始日時	その都度	17. 運転開始日時	その都度	1年間
18. 臨界到達日時	同上	18. 臨界到達日時	同上	1年間
19. 運転切替日時	同上	19. 運転切替日時	同上	1年間
20. 緊急しや断日時	同上	20. 緊急しや断日時	同上	1年間
21. 運転停止日時	同上	21. 運転停止日時	同上	1年間
22. 警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	22. 警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	1年間
23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間
24. 運転上の制限に関する確認および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	24. 運転上の制限に関する確認および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間 ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について5年間
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	取出後10年間
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前		変更後		備考	
表132-1 つづき	記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	本頁変更なし	
30.	管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
31.	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※4の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5		
32.	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間で1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)	※5		
33.	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5		
34.	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5		
35.	発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
36.	廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	その廃棄の都度	※6		
表132-1 つづき	記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間		
30.	管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
31.	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※4の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5		
32.	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間で1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)	※5		
33.	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5		
34.	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5		
35.	発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
36.	廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	その廃棄の都度	※6		

変更前

表132-1 つづき

記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6
38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6
41. 事故の原因	同上	※6
42. 事故後の処置	同上	※6
43. 風向および風速	連続して	10年間
44. 降雨量	同上	10年間
45. 大気温度	同上	10年間
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間

- ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
- ※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間
- ※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報(2号炉)ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報(3号炉)をいう。
- ※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。
- ※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
- ※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

変更後

表132-1 つづき

記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6
38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6
41. 事故の原因	同上	※6
42. 事故後の処置	同上	※6
43. 風向および風速	連続して	10年間
44. 降雨量	同上	10年間
45. 大気温度	同上	10年間
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間

- ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
- ※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間
- ※3：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。
- ※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
- ※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表132-2

記録 (実用炉規則第14条の3にもとづく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

変更後

表132-2

記録 (実用炉規則第14条の3にもとづく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

表132-3

記録 (実用炉規則第57条にもとづく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

表132-3

記録 (実用炉規則第57条にもとづく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

備考

本頁変更なし

変更前		変更後		備考
表132-4※7	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	表132-4※7	本頁変更なし
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質マネジメントシステム計画	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第3条4.2.1表1に定める品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第3条4.2.1表1に定める実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の(1)、(2)、(4)から(23)で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	作成の都度	5年	

変更前		変更後		備考
表132-4※7 つづき	表132-4※7つづき	表132-4※7つづき	表132-4※7つづき	本頁変更なし
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	
(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度
(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	5年
(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	
(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	
(18) 内部監査の結果の記録	(18) 内部監査の結果の記録	(18) 内部監査の結果の記録	(18) 内部監査の結果の記録	
(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	
(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	
(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録	(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録	(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録	(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録	
(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	
※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。	※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。	※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。	※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。	
表132-5	表132-5	表132-5	表132-5	
記録項目	記録項目	記録項目	記録項目	保存期間
1. 使用前検査の結果	1. 使用前検査の結果	1. 使用前検査の結果	1. 使用前検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時点までの期間
2. 施設定期検査の結果	2. 施設定期検査の結果	2. 施設定期検査の結果	2. 施設定期検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時点までの期間
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者氏名	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者氏名	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者氏名	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者氏名	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※8
5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※8
※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	



変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。 また、廃止措置段階にある伊方発電所1号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p style="text-align: center;">第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉および2号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。 また、廃止措置段階にある伊方発電所1号炉および2号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(目的) 第201条 この規定第2編(第2編において、以下「本編」という。)は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第201条 この規定第2編(第2編において、以下「本編」という。)は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉および2号炉原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p><b>(保安に関する職務)</b></p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、工程管理課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p><b>(保安に関する職務)</b></p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、工程管理課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>17 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>22 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>39 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>40 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>41 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>42 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づき、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）</p>	<p>22 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。</p> <p>23 施設防護課長は、施設の入管理に関する業務を行う。</p> <p>24 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</p> <p>26 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>28 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>29 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>30 機械計画第一課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 機械計画第二課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 電気計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 計装計画課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 設備改良工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 土木建築課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 耐震工事課長は、原子炉施設の保修、改造に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>38 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>39 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>40 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>41 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>42 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づき、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(構成および定義)</p> <p>第211条 第3節 (第286条から第289条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準  (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置  (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4章において1号炉に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。</p> <p>(2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>場合</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>(構成および定義)</p> <p>第211条 第3節 (第286条から第289条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準  (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項  (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4章において1号炉<del>および2号炉</del>に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。</p> <p>(2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>場合</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>伊方発電所2号炉発  電用原子炉施設の廃  止措置を実施するた  めの変更</p>

変更前	変更後	備考																				
<p>(運転員の確保)</p> <p>第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長<sup>※1</sup>とし、<u>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</u></p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を<b>班長以上の者の中から</b>常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1" data-bbox="760 338 911 1537"> <tr> <td data-bbox="760 338 798 1537"></td> <td data-bbox="760 1035 798 1537">1号炉</td> <td data-bbox="760 338 798 1035">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 338 911 1537"><u>照射済燃料移動中の場合</u></td> <td data-bbox="798 1035 911 1537">(1号炉および2号炉の合計人数)</td> <td data-bbox="798 338 911 1035">3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" data-bbox="982 338 1140 1537"> <tr> <td data-bbox="982 338 1052 1537"></td> <td data-bbox="982 1035 1052 1537">1号炉</td> <td data-bbox="982 338 1052 1035">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 338 1140 1537"><u>照射済燃料移動中の場合</u></td> <td data-bbox="1052 1035 1140 1537">(1号炉および2号炉の合計人数)</td> <td data-bbox="1052 338 1140 1035">2名以上 (班長以上)</td> </tr> </table>		1号炉	1号炉および2号炉の合計人数	<u>照射済燃料移動中の場合</u>	(1号炉および2号炉の合計人数)	3名以上 (当直長を含む)		1号炉	1号炉および2号炉の合計人数	<u>照射済燃料移動中の場合</u>	(1号炉および2号炉の合計人数)	2名以上 (班長以上)	<p>(運転員の確保)</p> <p>第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長<sup>※1</sup>とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1" data-bbox="760 1035 879 1537"> <tr> <td data-bbox="760 1035 798 1537"></td> <td data-bbox="760 338 798 1035">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1035 879 1537"><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td data-bbox="798 338 879 1035">3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" data-bbox="982 1035 1094 1537"> <tr> <td data-bbox="982 1035 1020 1537"></td> <td data-bbox="982 338 1020 1035">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1020 1035 1094 1537"><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td data-bbox="1020 338 1094 1035">1名以上</td> </tr> </table>		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>
	1号炉	1号炉および2号炉の合計人数																				
<u>照射済燃料移動中の場合</u>	(1号炉および2号炉の合計人数)	3名以上 (当直長を含む)																				
	1号炉	1号炉および2号炉の合計人数																				
<u>照射済燃料移動中の場合</u>	(1号炉および2号炉の合計人数)	2名以上 (班長以上)																				
	1号炉および2号炉の合計人数																					
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)																					
	1号炉および2号炉の合計人数																					
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上																					

変更前	変更後	備考
<p>(巡 視) 第213条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。 実施においては、第319条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。(以下、本条において同じ。)</p> <p>2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間※1毎に巡視する。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p>	<p>(巡 視) 第213条 当直長（3号炉の当直長を含む）は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。ただし、3号炉の当直長は、1号炉、2号炉および3号炉共用の原子炉施設の巡視点検に限る。実施においては、第319条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。(以下、本条において同じ。)</p> <p>2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間※1毎に巡視する。</p> <p>※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(引 継) 第215条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>(引 継) 第215条 当直長 (3号炉の当直長を含む) は、その業務を次直の当直長 (3号炉の当直長を含む) に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前

(火災発生時の体制の整備)

第217条 防災課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備を定め、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること<sup>※2</sup>
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること

- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること

(a) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。

(b) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(c) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(d) 当直長は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。

(e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(f) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）

※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設 備	数 量
化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1台 <sup>※4※5</sup>
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上 <sup>※5</sup>

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

変更後

(火災発生時の体制の整備)

第217条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること<sup>※2</sup>
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること

- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること

(a) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。

(b) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(c) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(d) 当直長（3号炉の当直長を含む）は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。

(e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(f) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）

※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設 備	数 量
化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1台 <sup>※4※5</sup>
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上 <sup>※5</sup>

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下、本  
頁において同じ）

変更前	変更後	備考
<p>(工事の計画および実施) 第218条の2 各課長は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事計画</li> <li>(2) 設計管理</li> <li>(3) 調達管理</li> <li>(4) 工事管理</li> </ol> <p>2 各課長は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が2号炉および3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策</li> <li>(2) 被ばく低減対策</li> <li>(3) 事故防止対策</li> </ol> <p>4 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。</p>	<p>(工事の計画および実施) 第218条の2 各課長は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事計画</li> <li>(2) 設計管理</li> <li>(3) 調達管理</li> <li>(4) 工事管理</li> </ol> <p>2 各課長は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策</li> <li>(2) 被ばく低減対策</li> <li>(3) 事故防止対策</li> </ol> <p>4 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

備考	変更後	変更前								
<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>	<p><b>(使用済燃料の貯蔵)</b> 第297条 安全技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="640 350 829 1537"> <tr> <td>1号炉および2号炉 の使用済燃料</td> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉, 3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉, 3号炉※1</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	1号炉および2号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉, 3号炉※1	2号炉	2号炉, 3号炉※1	<p><b>(使用済燃料の貯蔵)</b> 第297条 安全技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>表297</p> <table border="1" data-bbox="640 1581 735 2769"> <tr> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉, 3号炉※1</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉, 3号炉※1
1号炉および2号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット									
1号炉	1号炉, 3号炉※1									
2号炉	2号炉, 3号炉※1									
貯蔵可能な使用済燃料ピット										
1号炉, 3号炉※1										

変更前

(放射性液体廃棄物の管理)

第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
  - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表300-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	$9.3 \times 10^{13}$ Bq/年

表300-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタタンク</li> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

変更後

(放射性液体廃棄物の管理)

第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
  - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300-1

項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.8 \times 10^{10}$ Bq/年

表300-2

項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	$5.7 \times 10^{13}$ Bq/年

表300-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下，本  
頁において同じ）

変更前

(放射性気体廃棄物の管理)  
 第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301-2に示す排気筒等より放出するとともに次の事項を管理する。  
 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと  
 (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301-1に定める放出管理目標値を超えないように努めると  
 2 放射線・化学管理課長は、表301-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。  
 3 表301-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。  
 (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。  
 (2) 放射線・化学管理課長は、表301-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表301-1

項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$9.5 \times 10^{14}$ Bq/年 $4.4 \times 10^{10}$ Bq/年

表301-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	

表301-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

変更後

(放射性気体廃棄物の管理)  
 第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301-2に示す排気筒等より放出するとともに次の事項を管理する。  
 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと  
 (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301-1に定める放出管理目標値を超えないように努めると  
 2 放射線・化学管理課長は、表301-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。  
 3 表301-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。  
 (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。  
 (2) 放射線・化学管理課長は、表301-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表301-1

項目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	$3.7 \times 10^{14}$ Bq/年 $7.7 \times 10^9$ Bq/年

表301-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	

表301-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

備考

伊方発電所2号炉発  
 電用原子炉施設の廃  
 止措置を実施するた  
 めの変更(以下、本  
 頁において同じ)

変更前

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

変更後

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前

(放射線計測器類の管理)  
第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。  
ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション エリアモニタ	放射線・化学管理課長	4台※1 1台※1 8台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1 1台※1※5

- ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用
- ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用
- ※3：管理区域外測定用の2台を含む。
- ※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。
- ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

変更後

(放射線計測器類の管理)  
第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。  
ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		3台※1※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション エリアモニタ	放射線・化学管理課長	4台※1 1台※1 7台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1 1台※1※5

- ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用
- ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用
- ※3：管理区域外測定用の1台を含む。
- ※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。
- ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更（以下，本  
頁において同じ）

変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。</p>	<p>本頁変更なし</p>



変更前

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	保安教育の内容			実施時期	対象者と教育時間 ※2					
	中分類 (実用規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所属員	事務系所属員
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の構造、 性能に関すること 原子炉施設の廃止措置 に関すること	原子炉等規制法 関係法令および保安規 定に関すること	原子炉等規制法に 関連する法令の概要、 ならびに関係法令 および保安規定の遵守 に関すること	入所時(原子力 発電所新設配 属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器 の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要 系統の機能・性能に関 すること 原子炉施設の廃止措置 の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務 従事者教育 ※1	非常の場合に講ずべき 処置に関すること 関係法令および保安規 定に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関するこ と 核燃料物質および核燃 料物質の取扱いに関する こと 非常の場合に講ずべき 処置に関すること 関係法令および保安規 定に関すること	非常の場合に講ずべき 処置に関すること 関係法令および保安規 定に関すること 原子炉施設の構造、性 能に関すること 放射線管理に関するこ と 核燃料物質および核燃 料物質の取扱いに関する こと 非常の場合に講ずべき 処置に関すること 関係法令および保安規 定に関すること	法、令、労働安全衛生 規則および 電離放射線防護防止規 則の関係事項 原子炉、放射性廃棄物 の廃棄設備および その他の設備の構造に 関すること 管理区域への立ち入り および退去の手順 外部放射線による線量 当量率および 空気中の放射性物質の 濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細 胞、組織、器管 および全身に与える影 響 核燃料物質または使用 済燃料またはこれらに よって汚染された物の 種類および性状ならび に運搬、貯蔵、廃棄の 方法・順序 異常な事態が発生した 場合における応急措置 の方法	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物の取扱いの 業務に就かせる 時	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			総則、品質マネジメント システム、保安管理体 制、保安教育、記録お よび報告に関するこ と、ならびに関係法令 および保安規定の遵守 に関すること 施設運用上の基準に 関すること 巡視に関すること 定期的に実施するサー ベイランスの操作に関 すること 異常時対応(現場機器 対応) 異常時対応(中央制御 室内対応) 異常時対応(指揮、状 況判断)		◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他 反復教育	放射線管理に関する こと 放射線管理 施設管理	放射線管理 施設管理	施設管理計画に関 すること 放射線測定器の取扱 い 管理区域への出入り 管理、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく 管理に関すること 外部放射線に係る線 量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動 等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防 護に関すること 放射性固体・液体・気 体廃棄物の管理に関 すること 燃料管理における臨 界管理 燃料の運搬および貯蔵 に関すること	1回/10年毎 以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			放射性固体・液体・気 体廃棄物の管理に関 すること 燃料管理 燃料の運搬および貯蔵 に関すること 緊急事態応急対策等、 原子力防災対策活動に 関すること 重大事故等および大 規模損傷発生時におけ る原子炉施設の保全 のための活動に関す ること 火災、内部溢水および 火山影響等発生時の 措置に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育については省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間は、表330-2参照

対象者と実施時期、教育時間については、表330-3参照

対象者と実施時期、教育時間については、表330-3参照

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

( ):合計の教育時間

変更後

備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

大分類	保安教育の内容			実施時期	対象者と教育時間 ※2					
	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容		運転員 (1号炉・2号炉および3号炉)	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所属
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の構造、 性能に関すること 原子炉施設の廃止措置 に関すること	原子炉等規制法 原子炉等規制法 設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること 原子炉施設の廃止措置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線管理に関すること 核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること	放射線管理に関すること 核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性能に関すること	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			非常の場合に講ずべき処置に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性能に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と 原子炉施設の廃止措 置の運用に関するこ と 施設管理	原子炉施設保安規定 廃止措置管理 施設管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 施設運用上の基準に関すること、通則に 関すること 巡視に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断) 施設管理計画に関すること	対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330-3参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること 燃料管理における境界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎
非常の場合に講ずべき処置に関すること	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること	非常の場合に講ずべき処置に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性能に関すること	対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330-3参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			非常の場合に講ずべき処置に関すること 関係法令および保安規定の遵守に関すること 原子炉施設の構造、性能に関すること		◎	◎	◎	◎	◎	◎

対象者と教育時間は、表330-2参照

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

( ):合計の教育時間

変更前

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運 転 員					燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員		事務系所員
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取扱の業務 に関わる者				
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料による汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること									
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序									
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料による汚染された設備の保全の作業の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射線廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順									
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料による汚染された設備の保全の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去									
原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射線廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									

◎: 全員が教育の対象者  
○: 業務に関連する者が教育の対象  
( ): 合計の教育時間

※1: 各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全前または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

変更後

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類
		運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)		燃料取扱の業務に 関わる者	上記以外の 技術系所属員	事務系所属員	電離放射線障害防止規則の分類		
		当直長 副当直長	主任 班長					運転員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関すること								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業								
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去								
原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1:各職長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分なる知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象者  
 ○:業務に関連する者が教育の対象  
 ( ):合計の教育時間

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

備考

変更前

表3.30-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容		対象者 ※1				実施頻度および時間		
中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	当直長 副当直長	主任 班長		運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定	廃止措置管理	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録 廃止措置管理の通則についての概要 廃止措置管理の通則の適用と根拠 施設運用上の概要 施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置 施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎	◎
原子炉施設の廃止 措置の運用に関す ること	廃止措置管理	巡視・定期的検査	巡視の範囲 巡視の確認項目とその根拠 定期的実施するサーベイランスの内容と頻度 定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値 各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎	◎
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射線管理 燃料管理	放射線管理計画に 関すること	警報発生時の監視項目(指揮、状況判断) 定期事業者検査時の検査項目概要 定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎	◎
			放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 燃料の境界管理に関すること 燃料の運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	◎	◎

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上表の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者

(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×: 教育の対象外

変更後

備考

表330-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容		対象者 ※1				燃料取扱の業務 に關わる者	放射線廃棄物 処理設備の 業務に關わる者	燃料取扱の業務 に關わる者	実施頻度および時間
中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	当直長 副当直長	主任 班長				
関係法令および 保安規定の遵守 に關すること	原子炉施設保安規定		総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および報告に關する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	
				◎	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉施設の廃止 措置の運用に關すること	廃止措置管理	廃止措置管理	保安に關する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	
			廃止措置管理の通則に關する事項	◎	◎	◎	◎	◎	
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 關すること	放射線廃棄物 管理	放射線廃棄物 管理	施設運用上の基準の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
			施設運用上の基準の具体的な値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料管理	燃料管理	燃料の臨界管理に關すること 燃料の運搬および貯蔵に關すること	施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡視の範囲	◎	◎	◎	◎	◎	
施設管理	施設管理	施設管理計画に 關すること	定期的・定期的検査	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時対応	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	警報発生時の監視項目(指擺、状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期事業検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	定期事業検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
			放射線固体・液体・気体廃棄物の管理に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	燃料取扱の業務 に關すること	燃料の臨界管理に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	
			燃料の運搬に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に關わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎:全員が教育の対象者  
(關連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<p>附 則 ( 年 月 日 ) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成 30 年 10 月 10 日付原子力発第 18 163 号をもって認可申請した伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10 日以内に施行する。</p> <p>2 3 号炉において、2 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第 74 条第 2 項および第 75 条第 2 項に準じて、1 ヶ月に 1 回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が <math>6,900 \pm 345V</math> および周波数が <math>60 \pm 3Hz</math> であることを確認する。</p> <p>(2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。</p> <p>(3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。</p> <p>3 従前の 2 号炉の原子炉主任技術者は、2 号炉の運転段階における第 4 条の体制（第 1 編の第 4 条に同じ）で、2 号炉の運転段階における第 9 条に定める職務（第 1 編の第 9 条に同じ）を引き続き遂行する。ただし、この規定施行後 10 日以内に職務を完了させる。</p>	附則の追加

変更前	変更後	備考
<p>添付1 異常時の運転操作基準 (第91条関連)</p>	<p>添付1 異常時の運転操作基準 (第91条関連)</p>	<p>本頁変更なし</p>



変更前

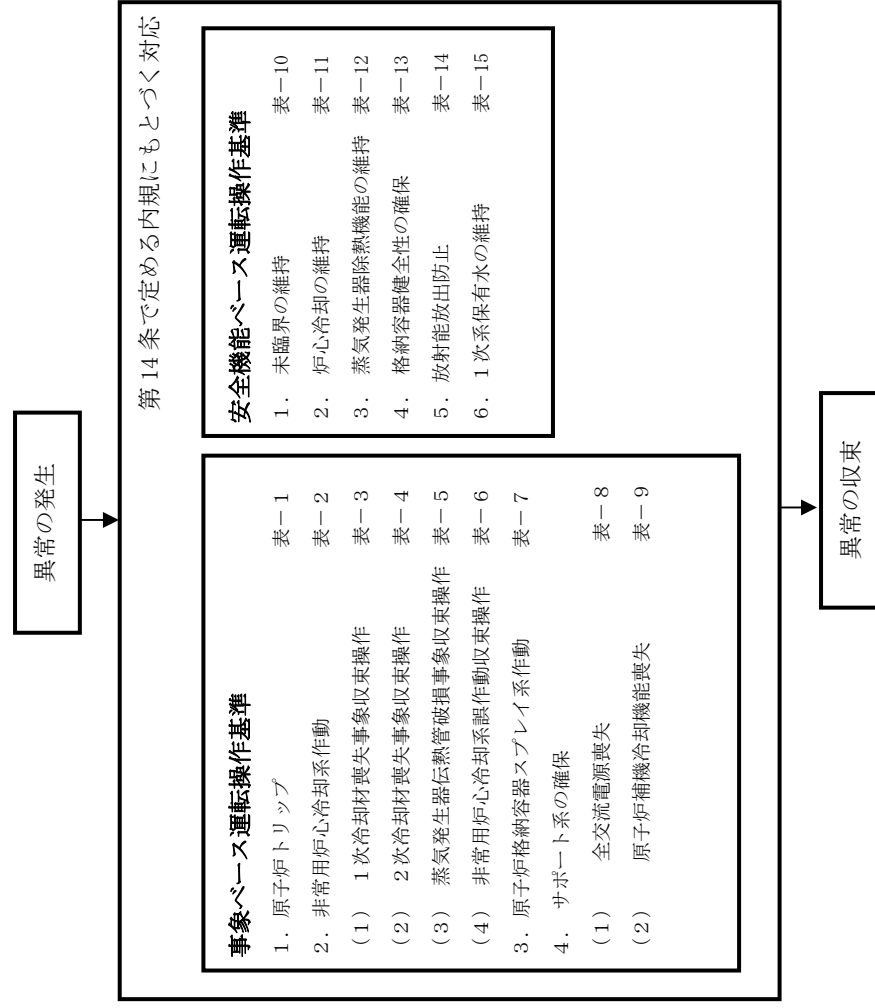
異常時の運転操作基準（2号炉）

炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。

異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。

事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。

なお、当直長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。



変更後

削除

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
<p>表-1 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ設定値に達した場合</li> <li>原子炉を手動トリップした場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップの警報発信を確認する。</li> <li>制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯</li> <li>制御棒炉底表示灯の点灯</li> <li>中性子束出力指示値の低下</li> </ul> </li> <li>手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</li> </ol> <p><b>タービン・発電機トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器による除熱確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。</li> <li>蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。</li> <li>補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</li> </ol> <p><b>加圧器圧力・水位の整定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。</li> <li>加圧器水位が正常であることを確認する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-2 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材喪失事象, 2次冷却材喪失事象, 蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に, 炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお, 非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて信号を発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号, 格納容器隔離信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態になれば回復を試みる。</li> <li>非常用ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお, 自動起動してはいなければ手動にて起動を試みる。</li> <li>非常用炉心冷却系作動シーケンスにより, 非常用炉心冷却系作動機器が, 自動作動することを確認する。なお, 自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</li> </ol> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主給水系の隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気系隔離作動信号が発信されれば, 当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお, 正規の状態になれば回復を試みる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器圧力が上昇し, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば, 『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉蒸気発生器伝熱管破損等の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>原子炉冷却系の状況確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各パラメータの確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器圧力および水位</li> <li>1次冷却材圧力および温度</li> <li>蒸気発生器圧力および水位</li> <li>格納容器圧力およびサンプ水位</li> <li>各非常用炉心冷却系流量</li> <li>放射線モニタ</li> </ul> </li> </ol> <p>事象判別</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の徴候がある場合は、格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力の上昇</li> <li>原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇</li> <li>原子炉格納容器サンプ水位の上昇</li> </ul> </li> <li>以下の徴候がある場合は、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作「格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合」』へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位の低下</li> <li>加圧器圧力の低下</li> <li>格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇</li> <li>原子炉格納容器圧力に変化がない。</li> <li>原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。</li> <li>復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロウダウン水モニタの指示に有意な変化がない。</li> </ul> </li> <li>以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が連続して低下</li> <li>1基またはすべての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下</li> <li>1基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加</li> </ul> </li> <li>以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロウダウン水モニタ、高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇</li> <li>破損蒸気発生器水位の上昇</li> </ul> </li> <li>以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内での1次冷却材喪失事象、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。</li> </ul> </li> </ol>	削除	伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更

変更前	変更後	備考
<p>表-3 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『格納容器内での1次冷却材喪失事象』</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</p> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環タンクに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環タンク切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> <p>2. 再循環タンクを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の再循環タンク切替後に、原子炉補機冷却水および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</li> </ul> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の再循環タンクへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 代替再循環ポンプによる非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。</li> <li>2. 原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、「非常用炉心冷却系再循環切替」に戻る。</li> <li>3. 原子炉補機冷却水ポンプ全停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため消火水系により代替補機冷却を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または、代替補機冷却を実施していない低圧注入系を間欠運転する。</li> </ul> </li> <li>4. 1次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</li> </ol> <p>『格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃料取替用水タンクの水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。</li> <li>2. 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>3. 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隔離できない場合は、「破断点が隔離できない場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</li> <li>5. モード5（低温停止）に移行する。</li> </ol> <p>「破断点が隔離できない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</li> <li>2. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切り替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切り替える。</li> </ul> </li> <li>5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。</li> </ul> </li> <li>6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-4 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器の隔離</b></p> <p>1. 破損蒸気発生器を隔離する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</li> </ul> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> <li>・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔離に成功すれば、「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。</li> </ul> <p>2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。</p> <p>3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水量の調整を行う。</p> <p>4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p> <p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> <p>7. モード5 (低温停止) に移行する。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>





変更前	変更後	備考
<div data-bbox="260 1608 611 2772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「蒸気発生器伝熱系破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>2. 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</li> <li>3. 健全側の1次冷却系ループのサブクールの確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> </ol> </div>	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-6 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動取束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤作動時に原子炉を安全に停止する。</li> </ul> <p>②主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード3 (高温停止) の確立</b></p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-7 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動, 格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態になれば回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は, 『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保」』へ移行する。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>燃料取替用水タンク水位が, 再循環切替水位となれば, 原子炉格納容器スプレイ系の水源を, 燃料取替用水タンクから再循環タンクに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環タンク切替が不能となった場合は, 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環タンクへの切替を試みる。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため, 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば, 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり, 燃料取替用水タンク水位が, 水位異常低以上となれば, 1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお, 水位異常低以下となれば, 原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し, 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-8 (2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認する。</li> <li>タービントリップを確認する。</li> <li>タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。</li> <li>非常用ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。</li> <li>電源が回復されれば、モード3 (高温停止) に移行する。</li> </ul> </li> <li>主要機器の自動起動ブロックを行う。</li> <li>不要な直流負荷を切り離す。</li> <li>隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間、「順序8～11」の操作を並行して行う。</li> <li>蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。</li> <li>復水タンク水位が補助給水系代替水源水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切り替える。</li> <li>主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。</li> <li>非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3 (高温停止) に移行する。</li> <li>号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は、号機間電源融通を解除する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-9 (2号炉)</p> <p><u>事象ベース運転操作基準</u></p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手動による原子炉トリップを行う。</li> <li>1次冷却材ポンプを全台停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水ポンプを全台停止する。</li> <li>健全ヘッドからの流出を防止するため系統分離を行う。</li> <li>充てん系ポンプを停止する。</li> <li>制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。</li> <li>原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> <li>破断箇所が判明したら、「破断ヘッドに対応した措置」に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「破断ヘッドに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1台の充てん系ポンプの冷却を、代替補機冷却を行うことにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>健全ヘッド側の隔離を解除する。</li> <li>破断ヘッド側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</li> <li>原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。</li> <li>健全ヘッド側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッドの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</li> <li>充てん系ポンプの冷却を行っていた代替補機冷却を停止する。</li> <li>健全ヘッド側の制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。</li> <li>モード5（低温停止）に移行する。</li> </ol> <p>「充てん系ポンプ停止の措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</li> <li>低圧注入系の冷却のため消火水系により代替補機冷却を開始する。</li> <li>1次冷却系温度が飽和温度以上になれば、代替補機冷却を実施した低圧注入系を起動する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合には、原子炉格納容器スプレイ系作動信号をリセットする。</li> <li>健全ヘッド側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッドの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>代替補機冷却を原子炉補機冷却水系による冷却に戻す。</li> </ul> </li> <li>「破断ヘッドに対応した措置 順序10」に移行する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考				
<p>表-10 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <table border="1" data-bbox="478 56 646 1558"> <tr> <td data-bbox="478 56 583 1558">           (1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正         </td> <td data-bbox="478 1558 583 2579">           ④ 脱出条件            (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="583 56 646 1558">           (2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大         </td> <td data-bbox="583 1558 646 2579">           (2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下         </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。       <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入</li> <li>現地原子炉トリップしや断器の開放</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。       <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気バイパス隔離弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</li> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序4」へ戻る。</li> </ol> <p>「線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>線源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</li> </ol>	(1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④ 脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負	(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>
(1)原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正	④ 脱出条件 (1)原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負					
(2)線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大	(2)線源領域起動率が零または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下					

変更前	変更後		
<p>表-11 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <table border="1" data-bbox="472 56 724 1558"> <tr> <td data-bbox="472 56 661 1558">(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</td> <td data-bbox="472 1558 661 2798"> <p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> <p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p> </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> <li>非常用炉心冷却系による注入ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができないう場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができないう場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系による注入を試みる。</li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> <li>給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注入が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注入を行う。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。</li> <li>蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。</li> </ol>	(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> <p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>	<p>削除</p>
(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</p> <p>(2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p>		
	<p>備考</p> <p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>		

変更前	変更後	備考
<p>表-12 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満</li> <li>いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続</li> </ul> <p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁による蒸気放出経路の回復を図る。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器給水の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回復できなければ主給水系により、蒸気発生器への給水を回復させる。</li> <li>蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「フイードアンドブリード運転」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>フイードアンドブリード運転</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</li> <li>加圧器逃がし弁を強制開としフイードアンドブリード運転を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば、加圧器逃がし弁を閉止し『事象ベース運転操作基準「1次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉蒸気発生器原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前	変更後	備考
<p>表-13 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイス作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイス不動作</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイス系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイス系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</li> </ul>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-14 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不動作</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号を手動で発信する。</li> <li>格納容器隔離信号により自動動作する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^4</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</li> </ol> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動</li> </ul>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-15 (2号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>6. 1 次系保有水の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1 次系保有水を維持する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できなければ手動により隔離を試みる。</li> <li>充てん流量を確認し、加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</li> </ol> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</li> </ul>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考										
<p style="text-align: center;">参考</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2号炉</td> </tr> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 1 m</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの19%</td> </tr> </table>		2号炉	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1 m	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%	削除	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更
	2号炉											
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの15%											
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの4%											
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 1 m											
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの19%											

変更前

異常時の運転操作基準 (3号炉)

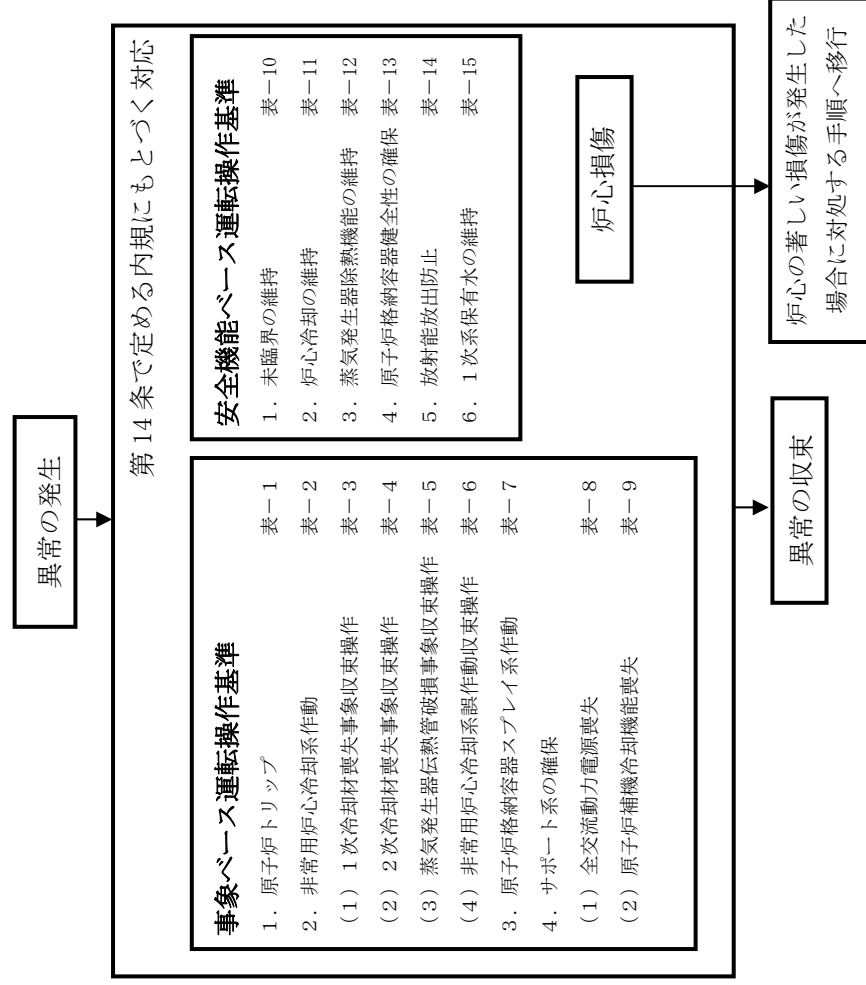
炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出とな  
る炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発  
電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原  
子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転  
操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合は指針とし  
て使用する。

異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件  
である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。

事象ベース運転操作基準が適用できない場合は事象ベース運転操作基準による操作中において、  
安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準  
に移行し安全機能の回復を図る。

これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発  
生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。

なお、当直長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じ  
ることができる。



変更後

異常時の運転操作基準

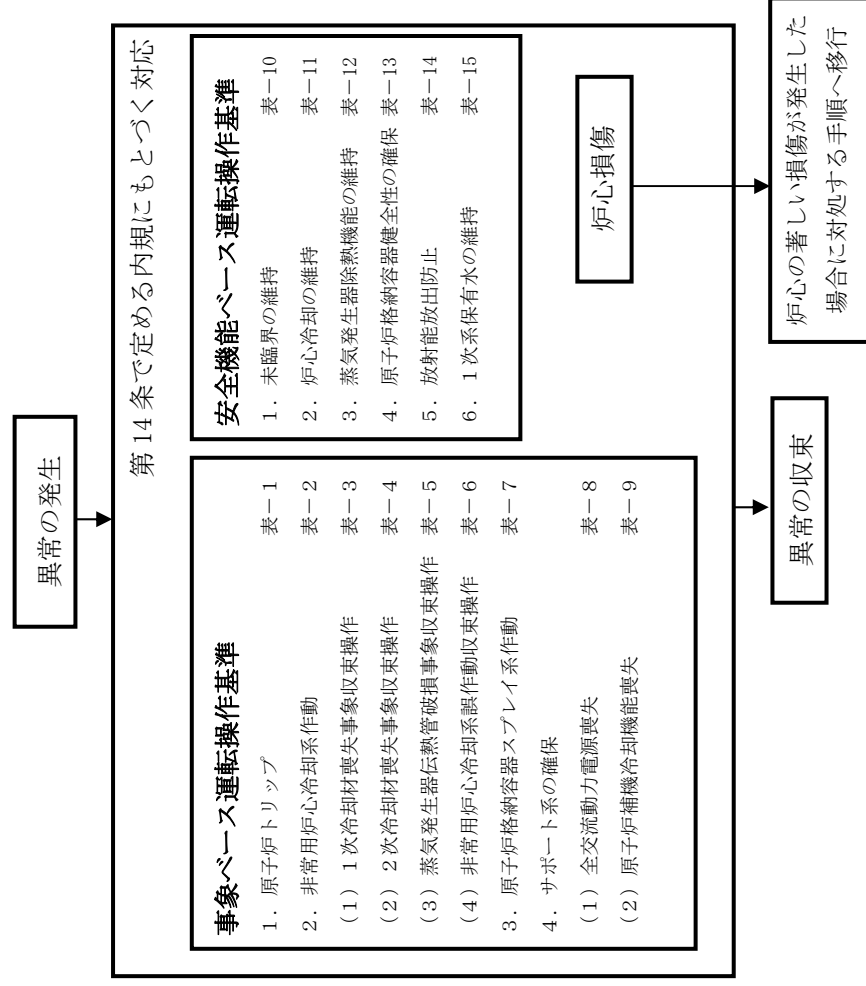
炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出とな  
る炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発  
電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原  
子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転  
操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合は指針とし  
て使用する。

異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件  
である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。

事象ベース運転操作基準が適用できない場合は事象ベース運転操作基準による操作中において、  
安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準  
に移行し安全機能の回復を図る。

これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発  
生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。

なお、当直長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じ  
ることができる。



備考

伊方発電所2号炉発  
電用原子炉施設の廃  
止措置を実施するた  
めの変更

変更前	変更後	備考
<p>表-1 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ設定値に達した場合</li> <li>原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップの警報発信を確認する。</li> <li>制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ遮断器の開放表示灯の点灯</li> <li>制御棒炉底表示灯の点灯</li> <li>中性子束出力指示値の低下</li> </ul> </li> <li>自動および手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</li> </ol> <p><b>タービン・発電機トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器による除熱確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。</li> <li>蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。</li> <li>補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</li> </ol> <p><b>加圧器圧力・水位の整定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。</li> <li>加圧器水位が正常であることを確認する。</li> </ol>	<p>表-1</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ設定値に達した場合</li> <li>原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップの警報発信を確認する。</li> <li>制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップ遮断器の開放表示灯の点灯</li> <li>制御棒炉底表示灯の点灯</li> <li>中性子束出力指示値の低下</li> </ul> </li> <li>自動および手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</li> </ol> <p><b>タービン・発電機トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器による除熱確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。</li> <li>蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。</li> <li>補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</li> </ol> <p><b>加圧器圧力・水位の整定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。</li> <li>加圧器水位が正常であることを確認する。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-2 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材喪失事象, 2次冷却材喪失事象, 蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に, 炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお, 非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて信号を発信させる。</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. デイゼル発電機が自動起動することを確認する。なお, 自動起動してはいない場合手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより, 非常用炉心冷却系作動機器が, 自動作動することを確認する。なお, 自動作動してはいない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば, 当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <p>1. 格納容器内圧力が上昇し, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば, 『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p>	<p>表-2</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材喪失事象, 2次冷却材喪失事象, 蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に, 炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお, 非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて信号を発信させる。</p> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. デイゼル発電機が自動起動することを確認する。なお, 自動起動してはいない場合手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより, 非常用炉心冷却系作動機器が, 自動作動することを確認する。なお, 自動作動してはいない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお, 隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</p> <p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば, 当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <p>1. 格納容器内圧力が上昇し, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば, 『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

**原子炉冷却系の状況確認**

- 以下の各パラメータの確認を行う。
  - 加圧器圧力および水位
  - 1次冷却材圧力および温度
  - 蒸気発生器圧力および水位
  - 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位
  - 各非常用炉心冷却系流量
  - 放射線モニタ

**事象判別**

- 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 原子炉格納容器圧力の上昇
  - 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇
  - 原子炉格納容器サンプ水位の上昇
- 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 加圧器水位の低下
  - 1次冷却材圧力の低下
  - 原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇
  - 原子炉格納容器圧力に変化がない。
  - 原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。
  - 原子炉格納容器内放射線モニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。
  - 余熱除去ポンプ出口圧力上昇
- 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 1次冷却材温度が連続して低下
  - 1基またはすべての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下
  - 1基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加
- 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。
  - 復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇
  - 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇
- 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。
  - 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。

**原子炉冷却系の状況確認**

- 以下の各パラメータの確認を行う。
  - 加圧器圧力および水位
  - 1次冷却材圧力および温度
  - 蒸気発生器圧力および水位
  - 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位
  - 各非常用炉心冷却系流量
  - 放射線モニタ

**事象判別**

- 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 原子炉格納容器圧力の上昇
  - 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇
  - 原子炉格納容器サンプ水位の上昇
- 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 加圧器水位の低下
  - 1次冷却材圧力の低下
  - 原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇
  - 原子炉格納容器圧力に変化がない。
  - 原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。
  - 原子炉格納容器内放射線モニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。
  - 余熱除去ポンプ出口圧力上昇
- 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
  - 1次冷却材温度が連続して低下
  - 1基またはすべての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下
  - 1基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加
- 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。
  - 復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇
  - 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇
- 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。
  - 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。

本頁変更なし



変更前	変更後	備考
<p>表-3 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象』</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</p> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> <p>2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</li> </ul> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 格納容器再循環サンプルB隔離弁パイパス弁「開」による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p>	<p>表-3</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象』</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</p> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> <p>2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</li> </ul> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 格納容器再循環サンプルB隔離弁パイパス弁「開」による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前

「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」  
 1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。  
 2. 低圧注入系による代替再循環運転のため空調用冷水系による代替補機冷却および格納容器内自然対流冷却の準備を開始する。  
 ・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または代替補機冷却を実施しない低圧注入系を間欠運転する。  
 3. 空調用冷水系による代替補機冷却を開始すれば、低圧注入系による代替再循環運転を行う。  
 ・低圧注入系による代替再循環運転ができない場合は、高圧注入系による代替再循環のため、中型ポンプ車を用いた海水通水による代替補機冷却を行い、高圧注入系による代替再循環運転を行う。高圧注入系による代替再循環運転開始後は、格納容器内自然対流冷却を行う。

『原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』

1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。
2. 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。
3. 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。  
 ・隔離できないければ、「破断点が隔離できない場合」へ移行する。
4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。
5. モード5（低温停止）に移行する。

「破断点が隔離できない場合」

1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系のみとする。
2. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクに水を補給する。
3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。
4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切り替える。  
 ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切り替える。
5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。  
 ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。
6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。
7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、2次冷却系からの除熱による1次冷却系の冷却を継続する。

変更後

「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」  
 1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。  
 2. 低圧注入系による代替再循環運転のため空調用冷水系による代替補機冷却および格納容器内自然対流冷却の準備を開始する。  
 ・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または代替補機冷却を実施しない低圧注入系を間欠運転する。  
 3. 空調用冷水系による代替補機冷却を開始すれば、低圧注入系による代替再循環運転を行う。  
 ・低圧注入系による代替再循環運転ができない場合は、高圧注入系による代替再循環のため、中型ポンプ車を用いた海水通水による代替補機冷却を行い、高圧注入系による代替再循環運転を行う。高圧注入系による代替再循環運転開始後は、格納容器内自然対流冷却を行う。

『原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』

1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。
2. 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。
3. 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。  
 ・隔離できないければ、「破断点が隔離できない場合」へ移行する。
4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。
5. モード5（低温停止）に移行する。

「破断点が隔離できない場合」

1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系のみとする。
2. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクに水を補給する。
3. 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。
4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切り替える。  
 ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切り替える。
5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。  
 ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。
6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。
7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、2次冷却系からの除熱による1次冷却系の冷却を継続する。

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
<p>表-4 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> <li>・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全側蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全側蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> </ol> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔離に成功すれば、「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。</li> </ul> </li> <li>2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。</li> <li>3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水量の調整を行う。</li> <li>4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>5. 補助給水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</li> <li>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> </li> <li>7. モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol>	<p>表-4</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> <li>・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全側蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全側蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> </ol> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔離に成功すれば、「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。</li> </ul> </li> <li>2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。</li> <li>3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水量の調整を行う。</li> <li>4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>5. 補助給水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</li> <li>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> </li> <li>7. モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-5 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>破損蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>2次系からの汚染拡大防止措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>復水器の排気が隔離されていることを確認する。</li> <li>2次冷却材から系外への排水を停止する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系の減圧</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>健全側ループの1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却系圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</li> </ul> </li> </ol> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。</li> <li>破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。</li> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>電動補助給水ポンプ1台分の注水または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> <li>余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5 (低温停止) に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</li> <li>非常用炉心冷却系代替再循環運転を行う。</li> </ol>	<p>表-5</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</li> </ul> <p>② 主な監視操作内容</p> <p><b>破損蒸気発生器の隔離</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>2次系からの汚染拡大防止措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>復水器の排気が隔離されていることを確認する。</li> <li>2次冷却材から系外への排水を停止する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系の減圧</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>健全側ループの1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却系圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</li> </ul> </li> </ol> <p><b>モード5 (低温停止) への移行</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</li> </ol> <p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。</li> <li>破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。</li> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>電動補助給水ポンプ1台分の注水または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> <li>余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5 (低温停止) に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</li> <li>非常用炉心冷却系代替再循環運転を行う。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</li> <li>健全側の1次冷却系ループのサブクールの確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</li> <li>健全側の1次冷却系ループのサブクールの確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-6 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤作動時に原子炉を安全に停止する。</li> </ul> <p>②主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード3 (高温停止) の確立</b></p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>表-6</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動 (4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤作動時に原子炉を安全に停止する。</li> </ul> <p>②主な監視操作内容</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b></p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、すべて満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・加圧器水位が下端以上</li> <li>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</li> <li>・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> <p><b>モード3 (高温停止) の確立</b></p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-7 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動, 格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は, 『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>燃料取替用水タンク水位が, 再循環切替水位となれば, 原子炉格納容器スプレイ系の水源を, 燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は, 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため, 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば, 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば, 代替格納容器スプレイを開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し, 原子炉格納容器スプレイ系再循環を開始すれば, 代替格納容器スプレイを停止する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> </ol>	<p>表-7</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動, 格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお, 原子炉格納容器スプレイ系作動信号, 格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には, 手動にて発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系作動信号により, 自動作動する弁, ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお, 正規の状態にならなければ回復を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は, 『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>燃料取替用水タンク水位が, 再循環切替水位となれば, 原子炉格納容器スプレイ系の水源を, 燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は, 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため, 主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば, 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば, 代替格納容器スプレイを開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し, 原子炉格納容器スプレイ系再循環を開始すれば, 代替格納容器スプレイを停止する。</li> <li>原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば, 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-8 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービントリップ、発電機トリップを確認する。</li> </ol> <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。</li> <li>交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。</li> </ol> <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材漏えいの有無を確認する。</li> </ol> <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系および中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</li> </ol> <p>補助給水ライン流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水ライン流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</li> </ol> <p>2次冷却系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</li> <li>1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</li> </ol> <p>使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。</li> </ol> <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替電源（空冷式非常用発電装置等）から受電したことを確認する。</li> </ol> <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替電源からの給電が長期にわたりに行えない場合は、不要な直流負荷切り離しや蓄電池（重大事故等対処用）からの受電を行う。</li> </ol> <p>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</li> </ol>	<p>表-8</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>タービントリップ、発電機トリップを確認する。</li> </ol> <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。</li> <li>交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。</li> </ol> <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材漏えいの有無を確認する。</li> </ol> <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系および中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</li> </ol> <p>補助給水ライン流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水ライン流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</li> </ol> <p>2次冷却系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</li> <li>1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</li> </ol> <p>使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。</li> </ol> <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替電源（空冷式非常用発電装置等）から受電したことを確認する。</li> </ol> <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>代替電源からの給電が長期にわたりに行えない場合は、不要な直流負荷切り離しや蓄電池（重大事故等対処用）からの受電を行う。</li> </ol> <p>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>



変更前	変更後	備考
<p><b>蓄圧タンク隔離</b></p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p><b>代替炉心注水</b></p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p><b>再循環運転</b></p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p><b>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</b></p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p><b>蓄圧タンク隔離</b></p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p><b>代替炉心注水</b></p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p><b>再循環運転</b></p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p><b>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</b></p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>備考 本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-9 (3号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場の状況を確認し、原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。</li> </ol> <p><u>原子炉手動停止</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手動による原子炉トリップを行う。</li> </ol> <p><u>1次冷却材ポンプ手動停止</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプを全台停止する。</li> </ol> <p><u>原子炉補機冷却水系の状態確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」へ移行する。</li> <li>原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気の空気供給を所内用空気に切り替え、<u>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離および使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保</u>を行い、「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」</p> <p><u>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。</li> <li>健全ヘッダ側からの流出を防止するため系統分離を行う。</li> </ol> <p><u>原子炉補機冷却水系隔離（破断ヘッダ）後の処置</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系ポンプを全台停止する。</li> <li>制御用空気の空気供給を所内用空気に切り替え、</li> <li>原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> </ol> <p><u>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</li> </ol> <p><u>使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば、必要に応じて水補給を行う。</li> </ol> <p><u>破断箇所の特定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」へ移行する。</li> <li>破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止後の措置」へ移行する。</li> </ol> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1台の充てん系ポンプの冷却を、代替補機冷却により確保し、当該充てん系ポンプを起動し <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> </ol> </li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> </ol>	<p>表-9</p> <p>事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場の状況を確認し、原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。</li> </ol> <p><u>原子炉手動停止</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手動による原子炉トリップを行う。</li> </ol> <p><u>1次冷却材ポンプ手動停止</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプを全台停止する。</li> </ol> <p><u>原子炉補機冷却水系の状態確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」へ移行する。</li> <li>原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気の空気供給を所内用空気に切り替え、<u>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離および使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保</u>を行い、「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p>「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」</p> <p><u>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。</li> <li>健全ヘッダ側からの流出を防止するため系統分離を行う。</li> </ol> <p><u>原子炉補機冷却水系隔離（破断ヘッダ）後の処置</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系ポンプを全台停止する。</li> <li>制御用空気の空気供給を所内用空気に切り替え、</li> <li>原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> </ol> <p><u>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</li> </ol> <p><u>使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば、必要に応じて水補給を行う。</li> </ol> <p><u>破断箇所の特定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」へ移行する。</li> <li>破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止後の措置」へ移行する。</li> </ol> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1台の充てん系ポンプの冷却を、代替補機冷却により確保し、当該充てん系ポンプを起動し <ol style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> </ol> </li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>4. 健全ヘッダ側の隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」に移行する。</p> <p>充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止後の措置」に移行する。</p> <p>「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」  <u>代替炉心注水他準備</u></p> <p>1. 代替炉心注水の準備、アニュラス排気ファンおよび中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</p> <p><u>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</u></p> <p>1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p> <p><u>充てん系ポンプ停止後の措置</u></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</p> <p><u>蓄圧タンク隔離</u></p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば、蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p><u>代替炉心注水</u></p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p><u>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</u></p> <p>1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」へ移行する。</p> <p>原子炉補機冷却水系機能が回復していない場合は、中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により<u>再循環運転</u>へ移行する。</p> <p>2. 「海水冷却機能喪失の場合」は、<u>海水冷却機能回復の確認</u>へ移行する。</p> <p><u>再循環運転</u></p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p><u>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</u></p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば、格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p> <p>「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」  <u>原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合</u></p> <p>1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</p> <p>2. 充てん系ポンプの代替補機冷却を行っていた場合は、代替補機冷却を停止する。</p> <p>3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。</p> <p>4. 制御用空気を起動し所内用空気に供給を停止する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「海水冷却機能喪失の場合」</p> <p>1. 原子炉の手動停止を行い1次冷却材ポンプを全台停止、制御用空気の空気供給を所内用空気に系へ切替え、使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行う。</p>	<p>4. 健全ヘッダ側の隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」に移行する。</p> <p>充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止後の措置」に移行する。</p> <p>「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」  <u>代替炉心注水他準備</u></p> <p>1. 代替炉心注水の準備、アニュラス排気ファンおよび中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</p> <p><u>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</u></p> <p>1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p> <p><u>充てん系ポンプ停止後の措置</u></p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンブ弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</p> <p><u>蓄圧タンク隔離</u></p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば、蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p><u>代替炉心注水</u></p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p><u>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</u></p> <p>1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」へ移行する。</p> <p>原子炉補機冷却水系機能が回復していない場合は、中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により<u>再循環運転</u>へ移行する。</p> <p>2. 「海水冷却機能喪失の場合」は、<u>海水冷却機能回復の確認</u>へ移行する。</p> <p><u>再循環運転</u></p> <p>1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p><u>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</u></p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば、格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p> <p>「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」  <u>原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合</u></p> <p>1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水ポンプを起動する。</p> <p>2. 充てん系ポンプの代替補機冷却を行っていた場合は、代替補機冷却を停止する。</p> <p>3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。</p> <p>4. 制御用空気を起動し所内用空気に供給を停止する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「海水冷却機能喪失の場合」</p> <p>1. 原子炉の手動停止を行い1次冷却材ポンプを全台停止、制御用空気の空気供給を所内用空気に系へ切替え、使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行う。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>2. 2次冷却系からの除熱による1次冷却系の減温，減圧を実施し，海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>3. 充てん系ポンプを全台停止し，1次冷却材ポンプ封水系隔離，原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。</p> <p><b>海水冷却機能回復の確認</b></p> <p>1. 海水冷却機能が回復すれば，海水系，原子炉補機冷却水系を復旧後，必要補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により<b>再循環運転</b>へ移行する。</p>	<p>2. 2次冷却系からの除熱による1次冷却系の減温，減圧を実施し，海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>3. 充てん系ポンプを全台停止し，1次冷却材ポンプ封水系隔離，原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。</p> <p><b>海水冷却機能回復の確認</b></p> <p>1. 海水冷却機能が回復すれば，海水系，原子炉補機冷却水系を復旧後，必要補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により<b>再循環運転</b>へ移行する。</p>	<p>備考 本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>表-10 (3号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <p>(1) 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正</p> <p>(2) 線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</p> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入およびMGセットモータ遮断器の開放</li> <li>現地原子炉トリップ遮断器またはMGセット出力遮断器の開放</li> </ul> </li> <li>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)の作動により吹鳴装置が作動した場合、多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁の閉止</li> <li>補助給水ポンプの起動</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気バイパス隔離弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。</li> <li>ほう酸水注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</li> </ol> <p>「線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸水注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>線源領域起動率が零、または負、およびVP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</li> </ol>	<p>表-10</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>1. 未臨界の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <p>(1) 原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正</p> <p>(2) 線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</p> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入およびMGセットモータ遮断器の開放</li> <li>現地原子炉トリップ遮断器またはMGセット出力遮断器の開放</li> </ul> </li> <li>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)の作動により吹鳴装置が作動した場合、多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁の閉止</li> <li>補助給水ポンプの起動</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気バイパス隔離弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。</li> <li>ほう酸水注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</li> </ol> <p>「線源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ほう酸水注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>線源領域起動率が零、または負、およびVP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</li> </ol>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前	変更後	備考				
<p>表-11 (3号炉)</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 2211 745 2798">           (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合         </td> <td data-bbox="472 1617 745 2211">           ④ 脱出条件            (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること            (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満         </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> <li>非常用炉心冷却系による注水ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系による注水を試みる。</li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> <li>注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていないければ、手動による閉止または元弁を閉止する。</li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却系圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。</li> </ol>	(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	④ 脱出条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満	<p>表-11</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 964 745 1558">           (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合         </td> <td data-bbox="472 371 745 964">           ④ 脱出条件            (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること            (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満         </td> </tr> </table> <p>③主な監視操作内容</p> <p>「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> <li>非常用炉心冷却系による注水ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」へ移行する。</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん系による注水を試みる。</li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> <li>注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol> <p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていないければ、手動による閉止または元弁を閉止する。</li> <li>蒸気発生器へ注水されていることを確認する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>炉心出口温度が1次冷却系圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。</li> </ol>	(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	④ 脱出条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>
(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	④ 脱出条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満					
(1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	④ 脱出条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること (2) 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満					

変更前	
表-12 (3号炉)	<p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満</li> <li>いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続</li> </ul> <p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全側蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水ライン流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器給水の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。</li> <li>蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、<b>1次冷却系統のフィードアンドブリード開始</b>へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>1次冷却系統のフィードアンドブリード開始</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</li> <li>加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系統のフィードアンドブリードを開始する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系統のフィードアンドブリード停止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2次冷却系による除熱機能が回復すれば、2次冷却系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。</li> <li>回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。</li> <li>2次冷却系からの除熱による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。</li> </ol>

変更後		備考
表-12	<p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</li> </ul> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満</li> <li>いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続</li> </ul> <p>④脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材圧力が健全側蒸気発生器圧力より低い場合</li> <li>または</li> <li>余熱除去系による除熱ができる場合</li> <li>または</li> <li>補助給水ライン流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</li> </ul> <p>③主な監視操作内容</p> <p><b>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。</li> </ol> <p><b>蒸気発生器給水の確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。</li> <li>蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、<b>1次冷却系統のフィードアンドブリード開始</b>へ移行する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>1次冷却系統のフィードアンドブリード開始</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</li> <li>加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系統のフィードアンドブリードを開始する。</li> </ol> <p><b>1次冷却系統のフィードアンドブリード停止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2次冷却系による除熱機能が回復すれば、2次冷却系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。</li> <li>回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。</li> <li>2次冷却系からの除熱による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。</li> </ol>	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	
表-13 (3号炉)	<p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系不動作容器スプレイ系不動作以下となった場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、代替格納容器スプレイを開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol>

変更後		備考
表-13	<p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系不動作容器スプレイ系不動作以下となった場合</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。</li> <li>原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、代替格納容器スプレイを開始する。</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</li> </ol>	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更



変更前

表-14 (3号炉)

安全機能ベース運転操作基準	
5. 放射能放出防止	
① 目的	
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。	
② 導入条件	④ 脱出条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が $1 \times 10^3$ mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不動作	・原子炉格納容器スプレイ系作動
③ 主な監視操作内容	
<ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号を手動で発信する。</li> <li>格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。</li> <li>原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^4</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</li> </ol>	

変更後

表-14

安全機能ベース運転操作基準	
5. 放射能放出防止	
① 目的	
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。	
② 導入条件	④ 脱出条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が $1 \times 10^3$ mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不動作	・原子炉格納容器スプレイ系作動
③ 主な監視操作内容	
<ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号を手動で発信する。</li> <li>格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態になれば回復を試みる。</li> <li>原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^4</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</li> </ol>	

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表-15 (3号炉)

安全機能ベース運転操作基準	
6. 1次系保有水の維持	
① 目的	
・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。	
② 導入条件	④ 脱出条件
・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）	・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上
③ 主な監視操作内容	
1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できなければ手動により隔離を試みる。	
2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。	

変更後

表-15

安全機能ベース運転操作基準	
6. 1次系保有水の維持	
① 目的	
・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。	
② 導入条件	④ 脱出条件
・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）	・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上
③ 主な監視操作内容	
1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できなければ手動により隔離を試みる。	
2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。	

備考

伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="235 53 310 320">参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="310 53 365 320"></td> <td data-bbox="310 320 365 320">3号炉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 53 457 320">再循環切替水位</td> <td data-bbox="365 320 457 320">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 53 550 320">燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td data-bbox="457 320 550 320">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 53 642 320">補助給水系代替水源切替水位</td> <td data-bbox="550 320 642 320">補助給水タンク水位計 計器スパンの8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="642 53 735 320">加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td data-bbox="642 320 735 320">加圧器水位計 計器スパンの17%</td> </tr> </tbody> </table>	参考			3号炉	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%	補助給水系代替水源切替水位	補助給水タンク水位計 計器スパンの8%	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの17%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="235 320 310 2579">参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="310 320 365 2579">再循環切替水位</td> <td data-bbox="310 2579 365 2579">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 320 457 2579">燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td data-bbox="365 2579 457 2579">燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 320 550 2579">補助給水系代替水源切替水位</td> <td data-bbox="457 2579 550 2579">補助給水タンク水位計 計器スパンの8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 320 642 2579">加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td data-bbox="550 2579 642 2579">加圧器水位計 計器スパンの17%</td> </tr> </tbody> </table>	参考		再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%	補助給水系代替水源切替水位	補助給水タンク水位計 計器スパンの8%	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの17%	<p>伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更</p>
参考																								
	3号炉																							
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%																							
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%																							
補助給水系代替水源切替水位	補助給水タンク水位計 計器スパンの8%																							
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの17%																							
参考																								
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの16%																							
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの3%																							
補助給水系代替水源切替水位	補助給水タンク水位計 計器スパンの8%																							
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの17%																							

変更前	変更後	備考
<p>火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は，火災が発生した場合，原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時，その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>(1) 防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1。</p> <p>(2) 防災課長は，連絡責任者，運転員および消防員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。</p> <p>(4) 当直長は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内*2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>1.3 教育訓練の実施（3号炉）</p> <p>(中略)</p> <p>1.4 資機材の配備（3号炉）</p> <p>(中略)</p> <p>1.5 手順書の整備（3号炉）</p> <p>(中略)</p> <p>1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施（3号炉）</p> <p>(中略)</p>	<p>火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は，火災が発生した場合，原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時，その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>(1) 防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1。</p> <p>(2) 防災課長は，連絡責任者，運転員および消防員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。</p> <p>(4) 当直長（1号炉および2号炉の当直長を含む）は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内*2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>1.3 教育訓練の実施</p> <p>(中略)</p> <p>1.4 資機材の配備</p> <p>(中略)</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施</p> <p>(中略)</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の陸上措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>1.7 定期的な評価 (3号炉) (中略)</p> <p>1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (3号炉) (中略)</p> <p>3 火山現象 (降灰) , 降雪 (中略)</p> <p>3.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は、火山影響等発生時および降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a. 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し、かつ、第72条の3に定める外部電源について、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合 (外部電源の点検・保修等により、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において、火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。)</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 発電管理部長は、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 発電管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 発電管理部長は、<u>3号炉</u>の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づき解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。</p>	<p>1.7 定期的な評価 (中略)</p> <p>1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (中略)</p> <p>3 火山現象 (降灰) , 降雪 (中略)</p> <p>3.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は、火山影響等発生時および降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a. 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し、かつ、第72条に定める外部電源について、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合 (外部電源の点検・保修等により、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において、火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。)</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 発電管理部長は、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 発電管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 発電管理部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づき解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更 (以下、本頁において同じ)</p>

備考	変更後	変更前
伊方発電所2号炉発 電用原子炉施設の廃 止措置を実施するた めの変更	<p>5 津波 (中略)</p> <p>5.4 手順書の整備 (1) 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 当直長は、発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合</p> <p>(b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直長は、海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、大津波警報解除後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>5 津波 (中略)</p> <p>5.4 手順書の整備 (1) 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 当直長は、発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合、原則として3号炉の原子炉を停止し、冷却操作を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合</p> <p>(b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直長は、海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、大津波警報解除後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>(以下、省略)</p>

変更前	変更後	備考
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(中略)</p> <p>d. 発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に3号炉の原子炉主任技術者または代行者1名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，3号炉の原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に<del>関し</del>保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p>h. 複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 各号炉の原子炉主任技術者は，号炉ごとの<u>保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については，表－1から表－19に定める。なお，多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，社内規定に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(中略)</p> <p>d. 発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に原子炉主任技術者または代行者1名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に<del>関し</del>保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p>h. 複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 原子炉主任技術者は，保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，プラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</p>

備考	変更後	変更前
<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下、本頁において同じ）</p>	<p>1. 休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、第12条に規定する運転員、緊急時対応要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>(a) 安全技術課長および発電課長は、運転中においては、発電所内に運転員10名ならびに通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名の合計32名を確保する。</p> <p>運転停止中※については、運転員を8名とし合計30名、さらに使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中は、運転員を5名とし合計27名を確保する。</p> <p>※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が1体以上ある期間</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>a. 発電課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を定める。</p>	<p>1. 休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、第12条に規定する運転員、緊急時対応要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>(a) 安全技術課長および発電課長は、<u>3号炉が運転中</u>においては、発電所内に運転員10名ならびに通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名の合計32名を確保する。</p> <p>運転停止中※については、運転員を8名とし合計30名、さらに使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中は、運転員を5名とし合計27名を確保する。</p> <p>※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が1体以上ある期間</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>a. 発電課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で<u>3号炉の原子炉施設</u>の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を定める。</p>



変更前	変更後	備考
<p>添付6 <u>長期施設管理方針</u>  <u>(第119条の4関連)</u></p>	<p>削除</p>	<p>伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</p>

変更前		変更後		備考
削除				
(1) 2号炉 長期施設管理方針 (始期：平成24年3月19日, 適用期間：10年間)				
No.	保全管理の項目	実施時期※1		
1	余熱除去ポンプの主軸のフレッシング疲労割れについては、ポンプの分解点検時に、主軸の超音波探傷検査を実施する。	中長期		
2	スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については、伊方2号炉も含め原子力発電所共通として、基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。 *：スタッドボルト メカニカルアணカ ケミカルアणカ	中長期		
3	ケミカルアणカの樹脂の劣化については、伊方2号炉も含め原子力発電所共通として、ケミカルアणカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。	中長期		
※1：実施時期における、中長期とは、平成24年3月19日からの10年間をいう。				
				伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更